

第百十二回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 十 号

昭和六十三年四月二十二日(金曜日)
午前九時四十一分開議

出席委員

委員長 松本 十郎君

理事 阿島 正之君 理事 片岡 清一君

理事 片岡 武司君 理事 渡海紀三朗君

理事 西田 司君 理事 山下八洲夫君

理事 草野 威君 理事 岡田 正勝君

理事 石橋 一弥君 理事 北村 直人君

理事 鈴木 恒夫君 理事 高橋 一郎君

理事 谷 洋一君 理事 友納 武人君

理事 中山 利生君 理事 松田 岩夫君

理事 加藤 万吉君 理事 佐藤 敬治君

理事 中沢 健次君 理事 細谷 治嘉君

理事 小谷 輝二君 理事 柴田 弘君

理事 経塚 幸夫君

出席国務大臣

自治大臣 梶山 静六君

出席政府委員

総務庁長官官房 新野 博君

審議官 大蔵省主計局次 篠沢 恭助君

建設大臣官房会 鹿島 尚武君

計課長 自治大臣官房総 小林 実君

務審議官 自治大臣官房審 湯浅 利夫君

議官 自治大臣官房審 柿本 善也君

議官 自治省行政局長 木村 仁君

自治省行政局長 津田 正君

自治省財政局長 渡辺 功君

自治省税務局長

委員外の出席者

国土庁大都市圏 熊 新六君

整備局総務課長

地方行政委員会 議 録 第 十 号

昭和六十三年四月二十二日

第一類第二号

地方行政委員会 議 録 第 十 号

昭和六十三年四月二十二日

第一類第二号

大蔵省主計局主 杉井 孝君
計企画官 大蔵省主計局主 水谷 英明君
計官 厚生大臣官房政 清水 康之君
策課長 通商産業省立地 長田 直俊君
公署局立地指導 課地域振興室長 小川 裕章君
建設省都市局 島崎 勉君
画整理課長 建設省住宅局市 遠藤 安彦君
街地建築課長 自治省財政局財 小滝 敏之君
政課長 自治省財政局交 大嶋 孝君
付税課長 自治省財政局交 小滝 敏之君
地方行政委員会 調査室長 大嶋 孝君

委員の異動
四月二十一日

辞任

佐藤 敬治君

中沢 健次君

同日

辞任

大出 俊君

田邊 誠君

補欠選任

田邊 誠君

大出 俊君

補欠選任

中沢 健次君

佐藤 敬治君

本日の会議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)

○松本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地方交付税法の一部を改正する法律

案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。細谷治嘉君。

○細谷委員 六十三年度の地方財政計画、これは六十二年度まではある意味では、適切でありませんけれども、六十二年度はややそのめちやくちですけれども、六十三年度はややそのめちやくちを脱出したのではないか、こう見ております。最初に、財政局長、どう見えておりますか。

○津田政府委員 石油ショック以来の地方財政は、経済構造自体大きく変わっておりますし、特に我が国経済だけの問題ではなくて、海外の経済変動要因というものがもたらす我が国経済にも影響してくる、こういうような状況でございます。そういう意味におきまして、財政需要あるいは財政収入の面におきまして非常に不安定な状況でございます。

端的に申しまして、五十年代を通じて、また六十年代に入りまして、正直申しまして毎年やくりの財政、これは国の財政も同様と思うわけでございますが、やくりの地方財政を続けてまいったわけでございます。六十三年度におきましては、もちろん大問題としまして国民健康保険の問題あるいは補助率カット問題というものが抱えたわけでございますが、幸いなことに経済情勢も上昇基調にある、こういうことで地方単独事業をそれなりに伸ばして、地方団体の要請にもある程度おこたえすることができたのではないかと、かように思っております。

しかし、基本的にまだ地方財政は安定しておるわけではない、それどころか多額の借金を抱えておる、こういうことでございますので、なお厳しい状況が続くかと思っておりますが、私どもとしましては、地方財政の運営に支障のないよう今後も最大限の努力をしてまいらなければならない、かように考えております次第でございます。

○細谷委員 よく聞く言葉で、地方財政の運営に支障のないようにという言葉が大臣からも出ますし、財政局長も常に言うわけだ。苦しくなるという言うわけだ、地方財政のその年の運営に困らないようにしますと。それは何かというところ、借金するのだね。その運営に支障のないということは、とにかく腹三寸、適当にやる、一定の方針とか何とか姿勢なしにやるといふ方針ですか、とにかく借金でもすればいいじゃないかという考えですか、どうなんですか。

○津田政府委員 きょうは大蔵省の方々も来ておりますが、やはり地方財政というものは住民生活に密着した行政を賄う財政基盤でございます。そういう意味におきまして、国全体の立場としてはある程度弾力的な要素というものがあろうかと思っておりますが、地方財政はそういう性格から、ともかく穴をあけるわけにはいかない、また三千数百の団体の財政運営が一カ所でもとまるといふことがありますと、やはり国民生活が直接影響を受けるわけでございます。

そういう意味におきまして、必要な財政需要に対する財源というものがあつて、もちろん恒久的、安定的な財源も欲しいわけでございますが、残念ながら五十年代におきましてはそれが十分なため、正直申しまして地方債の活用等、これは今後の財政負担を残すわけでございまして、余り過度の依存というものが抑制しなければならぬわけでございますが、そういうような財源を使つてまでも国民生活の安定のために地方財政に穴をあけるわけにはいかない、地方財政の運営に支障のないよう措置をしなければならぬ、かような考え方でございます。したがって、財源問題につきましては、先生御指摘のとおり不安定なものを活用せざるを得なかつたという状況にも

でございます。

○細谷委員 これは後で詳しく具体の数字で御質問をしたいと思いますので、私はずばり言つて、昭和五十五年くらいから、とりわけ五十七年、五十八年、五十九年から今日まで、今日までというのは六十二年度までは、一定の方針なしにその都度適当に穴埋めをしてきた、そういう状況であつたと思うのです。その一番大きな原因は、大蔵省からのいわゆる負担金、補助金の削減、こういうことから起こつておるわけですが、この辺を具体的に議論いたしますが、「都道府県展覧の二月、三月号」でございます。これで大臣は知事会の会長とやりとりをしておるのですが、一、二紹介をしてみます。国庫補助負担金の引き上げについて鈴木知事会会長に対してこう言つてゐるのです。

国庫補助負担率の問題であります。自治省といたしましては、従来より単に国の財政上の都合によつて引下げられるべきものではなく、国・地方間の役割分担・費用負担のあり方等と関連づけて検討されるべきものであることを強く主張してきたところであります。国庫補助負担率の引下げ措置は、昭和六十三年までの暫定措置としてあくまで国の極めて厳しい財政事情の下にやむを得ない措置として行われてきたところであります。昭和六十四年度以降の補助負担率のあり方につきましては、地方財政の健全かつ、安定的な財政運営の確保の見地から検討を進めていく考えであり、いずれにいたしましても国の財政負担を単に地方に転嫁するような措置は講じるべきではないと考えております。

極めて明瞭であります。この基本的態度を貫く決意かどうか、これを質問に入る前に承つておきたいと思ひます。

○堀山国務大臣 再三お答えをいたしておりますように、いわゆる国庫補助負担率の引き下げは、国の厳しい財政事情を背景として六十三年度までの暫定措置として行われているものであるという

ことは御案内のとおりでありまして、六十四年度以降の補助負担率の取り扱いについては、原則としてその補助負担率に戻すべきものであると考えております。

具体的には六十四年度の予算編成時までに関係省庁と協議の上定めてまいりたいと思ひますが、自治省としては、各事業の性格、国庫補助負担率の意義等を踏まえつつ、国としての責任が十二分に果たせるようにこれから検討を進めてまいりたい、かように考えておる次第であります。

○細谷委員 大蔵省見えておるのです。この問題、大臣の態度は極めて明快であります。これを続けていただきたいと思います。

大蔵省への質問に入る前に、おとといですが、この席だつたと思ひますが、交付税について、の参考人が招致されて意見が述べられました。田川の市長が公述されたわけですが、非常に立派なことを言つておりました。私は、とりわけその言葉の中で重要なことは、国は地方に対して不信感を与えないようにやつてほしい、こういうことであつた。そして、不信感を与え、今日の地方財政をいよいよ不透明にしているのは国の方じゃないか、これが両市長の言ひ分でありました。

具体的に言ひますと、先行きが不透明な原因として、田川の滝井市長、滝井市長というのは衆議院に十五年近くおつた方でありまして、国政のこととは熟知しておる方ですが、まずその第一に挙げたのが国庫補助率のカットだ。だからひとつ地方としては、国の信用を回復するために六十四年度以降やらないように方向を出してほしい、いや、むしろ確約してほしい、これが痛切な訴えでございます。そのほかいろいろありますけれども、東京への一極集中あるいは農産物の問題、特に産炭地、今も産炭地の荒廃というのは進んでおりますけれども、それについての交付税措置、これも後で出したいと思つておるのですが、交付税措置が去年まではまああつてきたのですけれども、もう長くやつたから経過措置だという形

で、だんだんフアクターがかかつていつております。何とか今の方式ではなくて新しい方式、いわゆる産炭地ばかりではなくて造船なりあるいは鉄鋼なり、そういうものは完全にゴーストタウン化していくのですから、そういうものに対する何かの振興策を講ぜられるような思い切つた交付税措置をしていただきたい、こういう強い要請が出されました。私も、身を切られるような思いでこの参考人の言葉を聞きました。

大臣はその席に見えておりませんでしたけれども、参考人の今の言葉、これはそのとおりだ、こゝ御理解になりますか。

○堀山国務大臣 地方財政に対する不透明さ、これは理由としては二つあるかと思ひます。

一つは、経済社会の成り行き、先行きをだれしも完全に予見することはできないという意味での不安感、これは国も地方も一般国民も抱いてゐる将来に対する不安というものは漠然とあるかと思ひます。それから、今委員御指摘のように補助率カットやその他、年々歳々地方にとってみればいろいろな変化は決して好ましいことではないわけでございます。そういうことをやられることに対する不透明さ、あるいは不信感、こういうものがあろうかというところは想像するにたかくございませぬ。そして、今お話がありましたように一極集中の問題あるいは農産物や産炭地に対する意見、これもまさに御指摘のとおりであります。

しかし、考えてみますと、私もいわば地方主義者でございますから、地方のことを最優先に考えたいという気持ちは持つております。しかし、地方さへよければ中央はどうであつてもよろしいという論理にはくみすることができません。それはなぜかといひますと、今確かに苦しい苦しいという中で、国も百六十兆の公債残高を持つてゐるわけでございます。我々地方自治体も六十七兆、約七十兆に及ぶ借金残高を持つてゐるわけでありまして、どちらが多いか少ないかという問題ではなくて、両方相まって苦しんでいる、これは現実でございます。

それからもう一つ、確かに地方自治を中心として、住民の先端にある、住民と直接タッチをする行政でございますから、それぞれの切実な行政需要があるかと思ひます。しかし、これは国にしてみても地方にしてみても、すぐ身につまされるかつかまれないかは別として、それぞれ私は必要不急の政策をとつてゐると思ひませぬ。ですから総トータルこれだけの財政需要があるとするならば、それなりの財源確保をしなければ、これまた国も地方も維持ができません。一元的には、一次的には国の責任においてなされるわけでありまして、地方自治体のみから財源を、多少のことではできませんけれども、大きな財源を確保することはできないわけでございます。国がその手配をとることは当然でございますが、我々が感じなければならぬのは、行政水準の維持向上あるいは新しい行政需要に対応するためには、それだけの知恵だけでは成り立たない財政的な負担があるわけでございます。その財政需要をどうやって確保するかということに思いをいたさないと、私たちは往々にして、きのうも参議院で議論があつたのですけれども、消防職員の方々が四週六休に行くためには、どうしても普通の行政効率化という問題だけでは、これは受け身の仕事でございますから、できません。ですから、ほかの創意工夫によつてそれがほかのことで賄ひ得れば別ですが、どこも最善の努力をしてゐるとするならば、それだけの人員増があればそれだけの財政需要が発生するわけでありまして、その財源をどこに求めなければならぬ、このことも一つ考慮に入れなければならぬという気がいたします。

産炭地の問題等、激変緩和の措置は当然講じなければなりません。しかし、石炭自身が外国の石炭と競争し得るかどうかが問題になります。これは冷徹な自由経済の原則でございますから、外国の炭の倍も高い炭を買つて電氣をつくれれば電氣料金が高くなる、高くなることによつて北海道の電力は高くなる、そういう悪循環が進むわ

○細谷委員　自治大臣の言う時期が確実に到来したという条件を、時代を、梶山自治大臣ひとつづつくっていただくように、最善の努力をしていただきたいと思いますということを要望しておきます。

そこで大蔵省に質問したいのですが、日本経済新聞の四月十日号に「高率補助金の補助率カット 六十四年度以降も継続」とあり、カットは続けますよ、五十九年度に比べますと一兆七千億程度のカットが行われておりますが、これは六十四年度以降も続けますよ、「大蔵省、来月にも検討

会」こう書いてございます。これは何も日本経済新聞ばかりでなくて、ほかの新聞にも出ておったとおりであります。そしてその中身を讀みますと、補助金問題懇談会を設けたい、大蔵省の構想であります。自治省、建設省、厚生省、運輸省、農水省、文部省、こういうものが参加して検討会をつくりたい、しかしこの検討会は仮称です、こう書いてある。その中身をさらに読んでみますと、「今後の議論の中では、六十年度に補助率を八〇%から七〇%に下げたあと、水準を変えていない生活保護費について、大蔵省がさらに一〇—二〇%程度の引き下げを求める」こう書いてあります。

この生活保護については私もかつて予算委員会に指摘をして、行革審等では、補助率カットの研究等々の意見では、生活保護だけは国の負担率を下げないでいいじゃないか、例外で扱おうと言っておったのを、最終的には七〇%に一〇%下げたわけですよ、そしてそのままになっておるのはおかしいぞと。今度は六十四年度以降は一〇%か二〇%ということ、国の負担率は今の七〇%から六〇%か五〇%くらいに下げよう、こういう意図だとこの新聞を読む以外にないわけです。

そうしますと大臣、お言葉に免れよう、このカットは正常に戻さなきゃいかぬ。緊急避難ということで三年間の措置が行われましたけれども、これはやむを得ないものとして国会も認めたわけですね。ところがそれをさらにやるといふのは、緊急避難が二度来るわけですから、緊急避難のまた避難というところは超緊急避難ですよ。こういうことが考えられておるようでありますけれども、大蔵省、どうなんですか。

○杉井説明員 先生御指摘の新聞報道につきまして私は私どもも承知しておりますが、補助金等に係ります暫定措置の期間終了後におきます国庫補助負担率につきましては、これまでの経緯や措置の性格等を踏まえまして、諸情勢の変化あるいは国、地方の役割分担、あるいは財源配分のあり方等を総合的に勘案しながら、自治省初め関係省庁

とも協議の上、適切に対処してまいりたいと考えておるところでございます。

○細谷委員 否定はしてない。やはりこの検討会はそのような動きがあるということとは間違いない。そこで、大臣の段階まで来ないと思うのですが、実は三月二十五日、補助金カット問題で「姿勢の違い浮き彫り」という見出しで毎日新聞が報道しております。申すまでもなく、宮澤大蔵大臣は「今後の諸情勢の推移、国と地方の役割分担および財源配分のあり方等を勘案しながら、関係省庁とできるだけすみやかに協議を開始したい」とあ

いいう検討会を設けたい、こういうことです。梶山自治大臣は「原則として」と断りつつも「国の責任を全うしたい」「地方財政が健全かつ安定的な運営が図れるよう検討する」とおっしゃっております。ですから、ちょっと灰色に近いあれですが、大蔵省は間違いないやうな言い方です。だから続けないということ。そのまま続けるのじやなくて、緊急避難のまた緊急避難をやりたいという話でございます。局長レベルあたりでそういう話をやっておりますか、検討会。

○津田政府委員 まだやっておりません。

○細谷委員 厚生省は大蔵省からそういう話を受けておりますか。

○清水説明員 現時点で特にいろいろな御相談を受けておりません。

○細谷委員 新聞に書いてあるのをちょっと申し上げます。金額の多いところは何かと建設計画です、建設省はどうなんですか、話を受けていますか。

○鹿島政府委員 ただいままだ承っております。

○細谷委員 私は、この運営について特に大蔵省に配慮していただきたいと思うのは、研究会を設ける、懇談会を設ける、そして大蔵省の主張に基づいて各省が参加していく。そして何らかの報告が、シーリングができる、七月の末ぐらいから、あるいは予算編成の大蔵原案が出る、二、三日前にほっと結論が出るのです。それまでは十回

くらい検討会なり研究会をやっております、突如として大蔵原案が出る、二、三日間、シーリングが出る、二、三日前にほっと報告書が出ます。その報告書が出て、大蔵原案をやる場合に、各省に對して、言うことを聞かなければ予算編成できないぞというように圧力がかかっておると言われておりますが、圧力をかけておりますか。

○杉井説明員 六十一年度の暫定的な補助率見直しの際に、補助金問題懇談会というのが設置されました、いろいろな角度から議論が行われたわけでありまして、その際には、幅広い角度から自由な発言、検討をいただいたところであるように聞いております。

なお、六十一年度は日程的に、確かに先生御指摘のように補助金問題懇談会の報告というのが予算編成の少し前に出て、その趣旨を踏まえながら予算編成過程で対応していったという事情にあると申し上げられると思います。

○細谷委員 私は、ごく最近の例で国民健康保険、これは国保問題懇談会というのが大蔵の主張でできまして、厚生省なり自治省を中心に十回くらいやったけれども、何にも結論が出なかった、懇談的に、文字どおり懇談的に。そして、大蔵原案の内示ができる直前、二、三日前になったら突如として話し合いの結果、懇談会の結論が出ました。

私は、懇談会の結論は、大臣がある意味では自負しているように、今度の国保問題懇談会は苦勞したかいがあったということで、私もあの結論については、今後大きな問題が残されております、まだ進行過程であります、これは努力を評価するにやぶさかではありませんけれども、それ以外

は、全く予算が編成できぬ、協力してくれということを押して切った財政当局はささか強硬過ぎるのじゃないか、これでは民主的じゃないんじやないか、こういう印象を持っております。いかがですか。

○杉井説明員 先ほどもお答えしましたように、六十一年度の暫定的な補助率の見直しは、今先生

御指摘のような補助金問題懇談会の報告の趣旨を踏まえ、事務事業の見直しに努めながら、国の財政事情等を総合的に勘案しまして補助率の見直しを行ったというふうに理解しているところでございます。

○細谷委員 最後には、何か知らぬが三大臣の覚書とか確約書とか毎年毎年やっておりまして、ここ十年ばかりの覚書といたたら、このくらいのもので、大臣、いつこんな約束ができたか、皆忘れちゃんだ。こういうことはなるべくやらぬで、やはり関係省庁も十分な打ち合わせをしてやっていただきたい。これをやっておいたら切りがございませんから、この程度にして先へ進ましていただきます。

私は、いつも地方財政計画というのを見ていった場合に、地方財政計画というのは法律的根拠は何ですか。

○津田政府委員 地方交付税法の第七条に基づき書類、このように考えております。

○細谷委員 地方財政計画の七条に基づく法律の七条を見ますと、「内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならぬ。」その一号として「地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳」二号として「地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳」このとおりですね。地方財政計画という言葉は一つありませんが、どうなんですか。

○津田政府委員 法律の規定は、まさしく先生がお読みいただいたとおりでございます。これを一応私も俗称地方財政計画というのでいたしまして、地方団体の財政運営の指針にするとか、もとも基本的には財源保障という大きな意味を持つておりますが、そういう意味での地方団体の一般的な翌年度の財政運営の指針にもなるように活用されておまして、そういう意味で俗称地方財政計画と言いつつおるものでございます。

○細谷委員 法律に書いてあるように、歳入歳出総額の見込み額の提出及び公表の義務と法定してあるものであって、国会に出されておるのはこれです。

そこでお尋ねしたいんですけれども、地方財政計画と皆さん方がおっしゃっているし、私もこんな長たらしい名前じゃいかぬから財政計画、地財計画と一口に言っておきますけれども、本来の意味の地財計画と信じ込んでおるのですか。これ以外に方法がないと思ってるのですか。いかがですか。

○津田政府委員 この第七條はまさしく「翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類」、こういうこととございしますが、内訳につきましても、これを全部網羅しておるものではない、いまでも、この条文自体からは、しかし、大体の地方団体の財政運営の基本となる指標というものが掲げられる、こういうような意味で私どもは俗に地財計画と言っておるわけでございします。この法文に書いてあることとそれ以外のものも含んで地方団体の財政運営の指針になるような考え方でおるわけでございします。

○細谷委員 私は、ざぱり言つて大変努力して、あなた方は徹夜状態でつくっているから敬意を表しますけれども、私は、何のことはない、地方財政計画と言われる現在のものは地方交付税配分計画だ、それにすぎないのだ、こう思うのです。随分頭をひねっておられますが、そう思いませんか。これはまだ地方財政計画とは言えませんか。地方財政法を見てもらなさいよ。あれはもつと次元の高い書き方をしていますよ。

○津田政府委員 この地方交付税法第七條は、御承知のとおり歴史的にはいわゆる平衡交付金のときに、毎年度歳入歳出につきまして国庫当局とやり合つて非常不安定であるというふうなことから、交付税率によりまして地方交付税を確保しておるわけでございします。しかし、やはりそのときにきにおいて見直しをしなければならぬ。その

見直しの一つの重要な書類というものが第七條、こういうふうなことでございします。

地方交付税法にまさしく載つておるわけでございまして、地方交付税に大きく関係して、立法趣旨もそういうことかと思ひますが、さらに国としての地方財政に対する財源保障の問題、そして地方団体の財政運営の指針、こういうような機能も果たしておる、このように考えておる次第でございします。

○細谷委員 私の承知している範囲では、地方財政法という国と地方との財政関係を律しておる法体系、これは極めて重要な基本法と言つていいと思つたのです。これは全く無関係に、地方交付税法七條に基づいて地方財政計画はつくられておる。ですから、昭和何年度地方団体の歳入歳出総額の見込額、こういうふうな書き方しております。この法律を拝見いたしますと、その第七條の前の六條の三の第二項、しばしば問題になる六條の三の二項というのは、交付税の分配よりも、むしろこれは国と地方との関係を端的にあらわす事項じゃないですか。いかがですか。

○津田政府委員 財源保障、そして財源調整の機能を有する地方交付税についての国と地方との間の関係の規定だと思ひます。

○細谷委員 六條というのが「交付税の総額」、六條の二というのが「交付税の種類等」、普通交付税と特交があります。六條の三というの、奇妙に「特別交付税の額の変更等」という見出しなんです。そして、一項には普通交付税の額、二項に問題の総額の決定の方法があるのです。これは六條に対して六條の二と六條の三とかやつたのですから、後で追加をしたものに相違ないですね。むしろこれこそ、地方債はどうするんだ、それから国庫支出金はどうするんだ、国庫支出金と補助金はどこが連うんだ、こういうものをきちんと国と地方との間の境界線というか、きちんとして責任を明らかにした地方財政法という基本の中に、こういう交付税の総額はこうやって決まるん

だという、地方財政の中心ですから、そういうものにすべきであつて、こんなにちよこつと押し込んでおるといふのは問題があるのじゃないか。押し込んでおるからこの条項は生きておらぬでしょう。毎国会で六條の三の二項はどうした、こうおつしやうておられますけれども、生きておらぬでしょう。死んだも同然じゃないですか。いかがですか。

○津田政府委員 確かに現時点におきまして先生のおっしゃられることは私も十分わかるわけでございします。

ただ、御承知のとおり、先ほども若干沿革を申し上げましたが、地方財政法があつて、そしてその後平衡交付金法ができた、その平衡交付金法が地方交付税法に切りかわる、切りかわるときに六條の三の二項が挟まれた。要するに平衡交付金から交付税に変わるときの一つの担保措置と申します。地方交付税制度の担保措置として六條の三の二項が突っ込まれた、こういうふうなことでございまして、基本的原則に返つて考えれば、あるいは地方財政法という方がふさわしいとも考えられるわけでございしますが、そのような沿革、それも相当議論をされて、たしか平衡交付金法の題名を改めるといふ格好で地方交付税法が二十九年にできたかと思ひますが、そういうふうな非常に難しい経緯も踏まえての条文でございします。

○細谷委員 経緯については私も若干知つておりますけれども、この段階ではきちんとして整理すべきじゃないか、私はそう思ふのです。法律論争をやりますとあなたたちになかぬからいいかげんで下がりますが、そこで大臣、私が申し上げた六條の三の二項、それから第七條、これはちよつと交付税法でやるのはそぐわないですから、体系をきちんとすべきじゃないかというのが私の意見なんです。大臣はどうお考えになるか。私の意見にもつともな点があるというのならばそういう点で、もうできてからおおよそ三十年以上になるのです。よく見直し論というのがある

りますから、見直しとはいかがでしようか。どうでしょう。

○津田政府委員 大臣からは後で答弁があるかと思ひますが、経過ということ、そして六條の三の二項あるいは第七條というの非常に重要な規定でございします。これは地方財政制度の根幹にかかわる問題でございします。先生御指摘のとおり、私も検討課題とは考えますけれども、すぐ直せるような状況とも考えられないことも御承知おき願ひたいと思ひます。

○細谷委員 自治大臣、あなたに質問があるので、この間エレベーターで大臣とばつたり会つたとき、大臣の委員会のやりとり、答弁は、原稿を読まぬ方が生き生きとしますよと私は言つた。そうしたら大臣が、いや、そう思うのだけれども、周辺が書いたとおり読んでくれと言ふからやむを得ずやうておるんだ、こうおつしやいまして、忘れたかもしれませんが、私の耳にそう残つておるのです。そこで今、検討するけれども今は間に合ふとおつしやうておられますが、大臣、率直な意見を聞かせていただきたい。

○堀山国務大臣 残念ながら答弁の要旨に書いてございせんので何と答えていいかわかりませんが、けれども、それぞれの御意見を聞いてみると、細谷委員の御意見ももつともだ、財政局長の言うのも、長い経緯を踏まえてどうだということ気がいたしますから、検討すべき事項であることは間違いないと思ひます。そして、やはり国と地方のいわば権限の分かれる論拠は明確にいたしておきまさんと後々、もつとも弾力施行、弾力運用ができていいのかもしれませんが、ある程度毅然とした分野がなければいけないという気もいたします。

○細谷委員 ぜひひとつ大臣、頭にきちんと入れて、これは財政局長としては、大蔵省との関係もありまして、何分子算編成の際には借金返しの元利償還金と交付税の枠というのが聖域だ聖域だと言われているものですから、聖域だからいじれないというふうなことに財政局長とついているかもし

れませんけれども、聖域を聖域でないようにするもの、あるいは何かするのにも大臣の権限ですね。ですから、ひとつ十分検討して対応をしていただきたいと思います。

もう一点、第七条の二号、「地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳」「歳出の種類」との総額及び前年度に対する増減額」「国庫支出金に基く経費の総額」「地方債の利子及び元金償還金」こうあります。これをまともにと読みますと、三千三百個々の数字が積み上げられ、三千三百個々の数字は最終的には積み上げられなければいけませんけれども、少なくとも財政構造を異にする都道府県と市町村の計画は分けるのが法律の精神じゃないですか。二号に書いてあるでしょう、地方団体の交付税の算入措置、国庫支出金に基く経費の総額、これがわかったら府県と市町村の区分はできるし、地方財政計画はひとつと地方団体の財政運営指針になると思うのです。今は財政運営指針になりませんよ。これが府県と市町村が大体どういう割合にあるのだ、市町村にしても五千の市から二百万を超える市があるわけですから、おれのところはどれを頼りにしたらいいかわからぬですから、その辺はもっと親切に地方財政計画はつくらなければいけぬのじゃないかと思ひます。

ですから、私はそういう点からいっても、とにかく国会の審議が済むまで大まかにやっちゃえ、こういう形で都道府県も分けない、地方財政計画と言えないような書類を出さざるを得ないと思うのですが、一点、都道府県と市町村を分けたらいいかですが、これは私の従来からの主張でありまして、いわく、人間が足らぬ、そんなことをやったら殺されてしまう、こういうふうには私におどしをかけるのですよ。こんなことをやったら大変だ、そんなことを言ったら大変だといったって、この地方財政計画と言われるのを見ますと、地方税は県と市町村が最初から分かれていて、そして県と市町村の間のやりとり、精算状態もちゃんと財政計画に書いてあるでしょう。それからもう一つ

は、地方団体に、県と市町村に交付税が配られるわけですが、交付税全体計画の中では県と市町村は分けてあるでしょう。きちんとわかっておらぬのは、国の支出金が県の方に来るか市町村の方に来るかわかっていない。これが大変だということです。

交付税の計算というのは、国から補助金をもらって、負担金をもらって事業をやる。その負担金をどうするか、地方債で見てやるのか、需要額にどうするか、これが問題でしょう。できないはずはないですよ。交付税の全体計画が出ていのに、県と市町村は分けることはできない。税は分けていける。交付税でも分かれていける。あとでできないのは何もない。どうしてやらぬのですか。

○津田政府委員 最初に、私どもの職員が少ないうえに、この実情は十分御承知の上で、おっしゃるようなわけでございまして、正直言って、そういうような作業をする時間あるいは体制ができていないという点と、それから基本的にこの第七条というのは、歳入におきまして国庫支出金の内訳、歳出におきまして国庫支出金に基く経費の総額の内訳を書かなければならない。これは都道府県、市町村合算した全体の数字は予算編成が決まりましたが、各省の作業をしていただいてわかるわけではございませんが、その上に都道府県、市町村までの分別ということが各省でできない。また、これはさかのぼって言えば、予算がまだ通らないうちに要するに補助金の配分を決めていのかどうかという問題にもつながるかと思うわけではございますが、それ以上に、現在のところは事実上、都道府県、市町村の国庫支出金の配分は各省もできないような状況でございます。

それに対して、もう先生も十分御承知で困るわけではございますが、交付税計画におきましては、都道府県、市町村の区分けといたしましては、財政需要、財政収入の区分けをやっておるのは事実でございます。それでは、そのうち前提となります国庫支出金の都道府県、市町村の配分がそれできっちりと決まったのかというと、正直言ってあ

の場合でも決まっておらない。しかし、一つの救いと申しますか、こちらの第七条の国庫支出金に基く経費の総額を県、市町村に私も分けるというところは、これはあくまで各省の配分がきっちり決まってきたらいいと書けないわけではございません。ところが、交付税計画の場合には、交付税自体は自治省の所管でございまして、その算定基礎にある程度の国庫支出金の県、市町村の配分を私どもの責任においてめどを置いて、それで交付税の見通しを立てる、こういうような格好でございます。まず物理的にはなかなか難しいということをお聞きなされなければならぬわけではございませんが、またその背景には、以上のように国庫支出金の配分の各省との関係も考えて対処しなければならぬわけではございません。

ただ、御指摘のとおり、地方財政計画が地方団体財政運営の指針としましては一本では役に立たないじゃないかという御指摘はごもっともでございます。私も、私どもとしましては、私どもの責任なり、そういうような国庫支出金等の見込みも含めまして財政課長内閣とかあるいはいろいろな都道府県、市町村に十分の指導をしてまいりたい。指導というよりは、むしろ資料提供なり見込みといふものにつきまして地方団体に御理解をいただくような努力は一層行なってまいりたいと考えております。

○細谷委員 残念ながら私の聞きたい点についての答弁になっていないのです。私は数年前に、もう十年くらいになりますか、県と市町村を分けてもらった方がいいですよ、それが財政運営の指針じゃないか、予算編成の基本じゃないか。古い話ですけれども私はかつてある市の市長をしておりまして、それで予算編成をして市議会でするのですね。その際に、一体交付税はどうなるのか、国庫支出金はどうなるのか、県と市町村だけでわからぬではないか、こういうことになりました。私は三十年から三十八年まで市長をしておりまして、三十五、六年ぐらいいまでは県と市町村をびしゃっと分けていただいていた。で

すから市のその年度の税の伸びはこのくらいだろう、交付税の伸びはこのくらいだと大体わかりましたから、当市はこのくらいだろう。ところが三十五年ぐらいいからそれがなくなりました。そして今の財政局長の答弁では、それは財政課長内閣でびしゃっとやっておる。財政課長内閣といつてもそれは文章だけで数字が抜けてくるのです。そして抜いた税の伸びは何%だ、国庫支出金の伸びは何%だ、交付税の伸びは何%だ、財政課長が総務部長会議で説明して総務部長が書き込んでいって県や市町村におろしますから、これは抜けるんですよ。財政運営にならないですよ。そうでしょう、遠藤さん。これは秘密主義ですよ。知らしむべからず知らしむべしという過去の官僚の典型的なやり方だと思ひます。

ですから梶山さん、やはり親切に財政運営の指針になるように、そんなもの大したことはないのですよ。どうしてできないのかといったら、最初には五人をふやしてくれればやり遂げますと言いました。遠藤さんでいいですよ、あなたの二、三代前の財政課長がそう言った。遠藤さんの代になつてから、遠藤さん直接ではなく、ある人が、財政が交付税のどっちかに所属する人が、やはり十人くらい要るでしょう、こう言っています。十人の職員が昭和三十八年までは県と市町村を分けておったのです。それを急にやめたのですよ。その人間はどこへ行ったんですか。どこへ行ったか知りませんが、答えられないのなら、それをひとつ復元する。大臣、今大変うれしい悲鳴ですが、全国の県や市町村から、特に県より市町村ですが、自治本省に行つて一年二年勉強させていたかいたと言っているのを断っているじゃないですか、助太刀しようと言っているのを断っているじゃないですか。あるいは質の問題があるかもしれないけれども、全国の各市町村の方から、財政問題についてあるいは自治問題について興味を持ったそういう人が自治省に行つて一年二年勉強したい。金をかけてやっているのですよ。それを断るくらいならそれを使って、その人

はすぐ使ひ物にならないかしらぬ。それならやはり人間の人事異動、官房長おらぬか、そのくらいにやっつて対応した方がいいと私は思っております。大臣、いかがですか。これ何とかして下さいます。私、国会に出てからこの問題だけを二十四年間、やがて二十五年、主張してきました。まだ実現しないのです。いかがですか。

○津田政府委員 三十八年までですか三十七年までですか、それまでは都道府県と市町村との区分ということもやっつておたわけでございますが、当時と比べますと財政制度全体が複雑化し、国、県、市町村間の複雑な入り組みということが見られておるわけでございます。各省庁の国庫支出金も当時以上に膨大になっております。地方財政計画策定の作業のベースで、市町村間の割り振りというものは、各省自体もなかなか困難な状況かと思ひます。私ども、限られた人員でございますが、努力はするわけでございますが、基本的にそういうような特に問題でございまして、国庫支出金の割り振りというものが地方財政計画の中でできないという事情は御理解賜りたいと思ひます。

○細谷委員 大変でしょう。しかし、少なくとも税の方については都道府県と市町村のしやと分けて、大蔵省の政府予算案が決まるときにはもう大体税は固まっております。遅くともそれから十日ぐらいたらもう税はほとんどリジッドになっております。変動してありません。税務局長、来ていますか。そうですね。答えてください。ちよつと忘れたようなふりしてゐるから。

○津田政府委員 税の方は、幸いなことに地方税については自治省の権限であるということで、私どもの責任においての数字は出せる。それから、税制改正は予算内示前に固まります。それから、私どもも財政計画というものは特に国庫支出金関係は予算が全部上がった後の作業、こういうようなことで一週間ぐらいたつてございまして、私も十分努力しているわけでございますが、その一週間の期間というものがまたあの時点では非常に効果があつて、税務局の方は何とか各税目見

込みが立てられるわけでございますが、私どもの方の作業はまだそれに追いついていかない、こういう実情でございます。

○細谷委員 税はきちんとして税務局の方でやっております。税務局というのはやはり四つの課があるのですからいいでしょう。しかし、それと同じような一つの交付税局なんかつくれないで言っているわけではないのです。言つてみますと、交付税の全体計画、十兆何がしかの交付税を分ける、その基本になる全体計画については、都道府県については交付、不交付の別を、これは前年の八月を基準にして交付、不交付をやつていますが、交付幾ら、不交付団体分幾ら、計幾ら、こうびしやと出ています。需要額と収入額。収入額は税で決まりますから来ている。それから市町村の方も、三千二百ぐらにある市町村の交付、不交付に分けて需要額が決まるわけですね。その市町村の数の多い需要額を積み上げるということについて、これは並々かっているのではないかと、こう思ふのです。二十日じゃ足らぬ、五、六ヵ月かかる。五、六ヵ月かかったら八月の算定に間に合はぬですから、そんなばかなことはいいです。そこに交付税課長もやつたし、地方債課長もやつたし、財政課長もやつておるといふ人もおりますけれども、大体やろうとすればできるのです。

それと、五人が十人になった。それはひとつ検討していただいて、そしてそこまでを強行するのなら人殺しになりますよとおどかす自治省の人もおるのです。それをやらしたら人殺しだ。ばかげているじゃないですか。一生懸命仕事を死ねばいいやうなことはないのです。最近四十幾つぐらゐる人が仕事一心で突然心不全か何かで死んでいますけれども、それはないのです。ですから大臣、これは自治省が渴望久しい問題なんです。どうしてもやつてもらいたい、こう言っているわけですから、ひとつきちんと念頭におさめて、検討します。すじやなくて、できるだけ早くそういうことをやつてみましょう、こういう晴れがましい御答弁を

いただきましたと思うのですが、いかがでしょう。か。

○梶山国務大臣 お話のやりとりを聞いております。大蔵さんちの深い先生でございます。私、私とやかやく申し上げるべきことではございませんけれども、確かに都道府県と市町村が分けられることが望ましいということだけは意味はわかりました。ただ、具体的に局長が言っているようになかなか人手が足りないとか、また国庫支出金のいわば内容が千差万別であるとか、そういうことで、交付税やあるいは税収と違つて事務量が複雑多岐にわたるのだなということも意味としてわかるのでございしますが、どこでそれができるのかどうか、私も不勉強でわかりません。で、まず私自身が少し専門的な勉強をさせていただいて、その後の検討を進めたいと思ひます。

○細谷委員 ぜひひとつ検討を進めて、具体的な対応をしていただきたいということを強く要望いたします。

次に進みます。ちよつと数字の議論になりますから、私の方で数字をつくつてきました。その数字が正しいか正しくないのか、あるいは大蔵省の方も私の申し上げた数字が正しいかどうか、きちんと御回答をいただきたいと思ひます。

おおむね高度経済成長が済んだ四十年を基準として、四十年以降今日までの推移というものを地方財政計画を中心にしてなめてみました。その地方財政計画で毎年前年度の地方財政計画に対して総額の伸びがあります。その地方財政計画のものになつておる地方の一般財源というのもしがたつて伸びます。どういふ仕事にどういふふうに伸ばしたということは、これは政府あるいは自治省の政策意図がきちんと出ているわけですね。これは非常に重要な数字だと私は思ふのです。

そこで、財政課長に聞いた方がいいでしょう。この白表紙の歳出の部分の二十一ページ、二十二ページですが、二十一ページに「歳出の種類」と総額及び前年度に対する増減額」といふ表がございします。それを受けて第十表に「歳出の増減事

由」というのが詳しく出ております。この九表があるのに何だつてまた十表に十表なんというのを出すのですか。この表を發表する理由を聞かしていただきたい。紙の節約にもなりますよ。

○遠藤説明員 御指名でございますのでお答え申し上げます。

地方財政計画の歳出におきまして、先ほどの地方交付税法の七条にありましたように、歳出の種類ごとの総額ということでございまして、二十一ページにおきましては歳出の種類ごとの総額、それにこれも法律の要件でございしますが、前年度に対する増減額ということで掲げております。二十二ページにつきましては、その増減事由といたしまして歳出の総額の項目ごとの増減、そのうち地方一般財源でどれだけ伸びるかということを書いておるわけでございします。(細谷委員)わざわざこの表を掲げたあなたのおねらいは、(呼ぶ)国費と地方費によりまして、地方団体の場合には両方合

わさまして全体の事業を行ふという意味でございします。で、地方が自分の懐から出すお金の増減、全体の事業費の増減のうち、どのぐらゐ一般財源、税、交付税で措置しなければならぬかというところで出したわけでございします。

○細谷委員 大変親切な表でございまして、ここにその一年間の、自治省が考えている、政府が考えている政策の意図、どこに重点を置くのかというところが如実に数字的にあらわれておると私は思つております。この表は非常に重要でありまして、私も財政計画をいただきますと一番最初にこれを見るのです。

そこで、六十三年度は、いわゆる地方財政計画、使いたくないのですけれども一番短い言葉ですからそれを使ひますが、地方財政計画は総額が三兆四千四百億圓ふえておられます。三兆四千四百億圓ふえたのに対して、地方費、一般財源は三兆二百億圓ふえたわけですね。したがって、わかりやすくいいますと、地方財政計画がこま

でふえたのに対して地方の一般財源も三兆円ふえてゐる、食われた、つぎ込まなければならぬ、これ

は大変重要であります。

そこで、ずっと調べてみますと、昭和四十二年が、総額の増に対する地方の一般財源の増、これを分子として、分母を総額のふえにいたしますと七・一・八％になります。四十五年が七・八・五％、四十八年が六・七・五％、五十年が七・五・一％、五十四年が七・三・二％、こういうことになっていく。ところが、驚くことに五十六年以降、五十六年が九・一・七％、五十七年が九・二・六％、五十八年も驚くような計画の総額増に対して二倍以上の二・三・八％地方費がふえていっております。五十九年が一・七％、六十年が一・二％、六十一年が一・〇％、六十二年が一・〇五％、そして六十三年度はどうかといいますが、計画の増に対して一般財源の増は、三兆四千億円に対して三兆円でありまして八八％であります。計画のふえたのに対して地方の持ち出し分、一般歳出というのの四十年代前半の数字に近寄ってきた。自治省の方が、六十三年の地財計画はやや立ち直ったでしゅうと胸を張る点はこの一点でも言えると思うのです。私も最初に、六十三年度の計画はかなりめどが立ってきた、その努力については、自治省大分努力したということを評価するにやぶさかではありません。御苦労さんでした。しかし、問題はこれからだということでもあります。

そこで、まず最初に簡単なお尋ねですが、四十年代には七五か八〇程度だったわけですが、今は八八になっておりますが、五十八年から六十二年まで一〇〇を超してしまつた。言ってみますと、地方財政計画の総額がふえた以上に地方の一般財源が必要だ、いわゆる持ち出しが起つていて、過去の分まで埋めなければいけぬ、こういう事態になつておつたということですが、大体どの程度がいいと思うのですか。

○津田政府委員 歳出の総額の伸びに対しての地方費の伸びとの関係でございます。御指摘のように五十六年度以降地方費の比率が非常に高くなつてきておるわけでございます。先生に御指摘も受けてまして、昨日からいろいろ調べてつと経緯

を見ておるのですが、五十六年には北海道の道路の補助率の引き下げ、公立文教施設の交付率の引き上げ等が行われておりますが、さらに五十七年に六分の一カット、そういうようなこと、やはり補助率の問題というものが一つの大きな要因かと思ひます。

それから、さらに国の財政のやりくりの都合、都合というよりは制度の考え方として、特に先生御指摘の五十八年度ですか、老人医療給付費等負担金につきましては、普通会計を通さないで地方団体特別会計に入れるということで、地方財政計画に載つてこない。そのためにその分だけ国費が消える、こういうようなこともございます。

このような傾向がいろいろあるかという判断でございませうけれども、先ほど申しましたように、補助率の問題はやはり国と地方との機能分担、あるいは国と地方との財政事情を勘案して議論されるわけでございますが、まず一般論としてしましては、いわゆる国庫支出事業よりも地方単独事業というものを増加させることが地方団体の自主性、自立性を増すということが考えられます。

それから、社会資本等の整備の考え方も、従前は国土の基幹的な大規模工事というものが多かったわけですが、最近はやはり国民生活に密着しました下水道であるとか市町村の道路とか、そういうような生活密着型の社会資本整備ということになりまして、これは補助率の引き下げとかそういう問題ではなくて、もともと補助率の低い事業の方にウェイトがかかる。これは悪いことではございませんで、やはり国民生活の身近な方に事業の重点が置かれておる、このような経緯も考えられるわけでございます。

そういうことで、答弁にもならぬわけですが、さすがで、ではこの四十年代の七〇％台がいろいろの分担なり、あるいは国と地方との全般的な機能分担なり、あるいは国、地方を通じてどういうふうなところの施策を置くのか、こういうふうな要素に絡んだ問題で、なかなか一概には申し上げられないと思ひます。

なお、先ほど財政課長が、地方費は一般財源というふうに申しましたが、御承知のとおり、これは地方債等も活用した部分も含んでおります。補足して答弁申し上げます。

〔委員長退席、西田委員長代理着席〕

○細谷委員 私は、四十二年なり五十四年までの約十二年ばかりの間の数字はこの程度だと思ひます。これが標準とすべきで、これが一つの重要な指標になるぞと言つたのであつて、これを金科玉条としなさいなんということを言つておるわけじやありません、時代が変わつておるのですから。しかし、六十三年の八八というのはまだ高きに失するのではないかと、こう思つておられます。

大蔵省、今私が申し上げた数字は大体正しいと思つておるか。どういふふうにしてしようと思つておるか。先ほどの超カットをやりますと、これはもつとひどくなるのでしよう。いかがですか。

○水谷説明員 お答えいたします。

実は、きのう先生の質問の關係でいろいろ勉強させていただいたわけですが、ちょっと連絡の手違いで、私ども先生のおっしゃる中身と違つて二十一年以降の補助金の数字などを見ておつたわけでございます。

今ここで先生のやりとりを聞いておりました、実は手元にその経年の数字を持っておりますので、正確な確認はできないわけですが、ただいま自治省の財政局長さんからの御答弁にあつたような、いろいろの要因がこの数字の増減に重なるっているんだらうと私も思うわけでございます。特に近年、補助率カットの影響がそこに出ておるということも、そのとおりだらうと思ひます。

○細谷委員 今私が申し上げた数字というのは、ずっと毎年の財政期間を見て計算したのですから、計算が違つておらぬ限りは正しいはずですが、大体自治省も正しいと見ておるのですか。

そこで、これは財政計画全体ですが、財政計画の中の一一般行政経費、これは生活保護とか児童保護とかそういうものが含まれておりますが、国庫

支出金を伴う一般行政経費を見てみますと、大体五十五年までは三・一から三・五ぐらいの間、五十八年になりますと国庫支出金が三千二百五十六億円減りました。そして地方の方は八百八十六億円ふえました。これは大変なことですよ。三千二百五十六億円国の方は減つた。地方の方は逆に八百八十六億円ふえた。これはパーセントを出そうとしても、片やふえ、片や減つておるものですか。計算にならないわけですがね、そういう状況であります。

そこで、六十年度になりますとカットが始まつたわけでありまして、これは物すごい状態になりました。六十一年度には三千二百八十四億円の国の増に対して、地方の方は三千二百九十四億円ふえておる。言ってみますと、一・五倍にふえておるわけですが、六十三年度はやや改善されておるわけでありませうけれども、このとおりであります。

投資的経費はどうかといいますが、四十二年には四二・二％くらいでありました。あと五八・八％くらい国庫補助があつたわけですね。六十三年度はどうかといいますが、五五・五％になっておる。言ってみますと、国の支出金に対してほとんど同額、これを地方が出さなければ公共事業もやれないといふことになつておるわけですね。

ですから地方財政計画、六十三年度の特徴は、いわゆる自前の単独投資経費がふえておりますね、激増しております。これはもう国の方もN T T等でふえておるのですからいいにしても、その二、三年前は公共事業をやれない、景気は支えなければいけぬ、だからひとつ単独の地方財政の自前のものをやつてくれという形でふえたと思はれるような年もありました。今言つたようなこということで国の方は減つたんですけれども地方はふやした。ふやしたのはどうしたのかといつたら、これはもう借金を以外にないのではないかと、思ふのですが、私の考えたとおりですか。

〔西田委員長代理退席、委員長着席〕

○津田政府委員 景気対策と申しますか、フィスカルポリシーは本来国が中心でございますが、地

これに関連して、いわゆる国庫補助負担金のカット以外に、これはひとつ地方団体が一般財源化してやっただけではないか、こういうものがありますね。例えば学校の教材費は市町村が全部自分の税金でやりなさいということで一般財源化されました。学校の先生の旅費等は全部一般財源化されました。こういうような一般財源化されたもの

もう一つ、財源措置はなかったのでしょうか。その辺をはっきりしてください。

○津田政府委員 普通補助負担金に係る人員及び事業に要する経費の交付金化、または一般財源化された後の財源措置でございますが、その必要経費を地方財政計画に計上して、総体として地方財政計画として補てんしておる、こういう格好にな

それは全体としての財源措置であつて特段の措置ではなかつた、これはそうでしょう。それから、一般財源化は結構だというのは、自治省が地方分権ののつとめて原則的には賛成だ。原則的には賛成ですけども、銭はない。こういうことになつて、どういふ事態が起つてゐるかというところ、出張して調べたいけれども旅費がないからだめだ、

カット、これはいわゆる補助金カットに関係することでありませけれども、建設省おいでいただきたいです。それから直轄事業の問題についてお聞きし、その上で善処をお願いしたいと思っております。六十三年度の直轄事業は二兆六千七百二十六億円であります。これは特別会計と一般会計とがございします。そのうち地方団体の負担分は、地方財

政計画によりますと九千四百十四億円と莫大な金額になります。前年と比べますと千五百六十二億円ふえているわけですよ。六十二年と比べますと、六十三年度は事業の増大もありまうけれども千五百六十二億円、これは容易ならぬ金額ですね。これはふえていっております。知る人は知っているかも知れぬけれども、知らぬ人が多いでしょう。いつの間にかそうなっております。

ちょっと率を調べてみますと、直轄事業の地方の負担金、これは受益者負担でありますから、受益した地方が若干負担するのは、受益されないところもあるのですからやむを得ないでしょう、これはどこでもやっているのですから。私はこの根拠から否定するわけじゃありませんけれども、五十九年度は一年間の地方負担の増は五十二億円だった。ところが六十年になりまして千九百十四億円にふえた。六十一年度六百七十三億、六十二年が千三百三億、そして六十三年は驚くべき千五百六十二億にふえました。そして地方の負担率というのは三五%になりました。直轄事業と云っておりますけれども負担は地方が三五%、国は六五%。くしくも補助金のカットの率が高くなるに従って、あの大臣が判を押したあれに基づいて補助金のカットが大きくなった、地方の補助金は減ってきた、負担金は減ってきた。ところが、さらに追い打ちをかけて直轄事業は余計負担しろ、しかも二けたものが四けたにもなるという事態になった。そしてこの間の中沢委員の質問に対しては管理運営まで。少し恥ずかしい話でありますけれども、私はこのことについて十年くらい前に建設省に電話したら、建設省の職員だって退職金もらわなければいけませんよ、仕事をやる以上その金は、地方の負担は仕事の量に合わせて持つてもらわなければいけませんよとけんつく食ったのですよ、怒られたのですよ。それでいいでしょうか。建設省、聞かせてください。

○鹿島政府委員 ただいま先生から幾つかお話をちょうだいいたしました。数字の方は時間の問題

もございましてから省かせていただいでいかかと思っております。

仰せのとおり、地方の直轄負担につきまして大変な御協力もちょうだいをしていただいでございます。ただ、近年負担額の増加は大きく二つほど事情があるうと思ひます。一つは、御指摘のとおり現下の厳しい財政事情のもとで公共事業費の事業費確保、その方策の一環として補助負担率の引き下げという措置が六十、六十二年度ございまして、これが一つの事情であることも確かだろうというふうな認識をいたします。それからまた二つ目は、最近におきまして社会資本の計画的かつ着実な整備を図る、そしてまた内需を拡大するという要請がございまして、こういうことで事業費を伸ばしてきたということ、これにもよろうかと思つてございまして。ただ、もとより負担率の引き下げというような措置に当たりましては、大蔵省、自治省の方におきまして地方財政の運営に支障がないようにということと所要の措置を講じていただいたというふうな実は私も理解をいたしてござい

それからまた、ただいま事務費に關連をしてお話でございまして。直轄事業に係る人件費等含めまして事務費の負担につきまして、現在一定の率を定めて地方の御協力もいただいでおります。先生もいみじくもおっしゃっていただきましたとおり、直轄事業というのは地方の方々の受益というものもあるうかということ、かねてから受益者負担のルールが決められてございまして。その率に従つて行つてまいつておるわけでございますけれども、冒頭申し上げましたとおり、負担率の引き下げというふうなことからいいますと、負担額がふえておりますが、現在その負担率が二分の一を超えるものにつきまして一律的に引き下げを、しかも暫定的にやらしていただくということでご了解をいただいでいるものと理解をいたしてございまして。そういう特例的な扱いでございまして、ぜひお許しをいただいでましてお願いを申し上げます。上げたいと思つてございまして。

○細谷委員 建設省にお願いしたいことは、私もわからなくて管理費のこういうところまで地方に負担させているのはおかしいんじゃないかと言つたら、当たり前じゃないか、食つていけないんだからやるのは当たり前だと思ひないで、丁寧に資料を出して教えてください。

それから、もう一つ局長、今の言葉の中に、これは暫定的な措置です、これは急激に二けたのものが四けたになつたわけですから。そうすると、こういう緊急避難的な補助金のカット、負担率のカットが行われる場合には、それに伴う緊急措置だということですから、これも直ると考えなきやいかぬですよ。そういうことですね。緊急措置ですから、緊急措置は正常に直さなければいかぬですから、そういうことをおっしゃっていますから、忘れないでやつてくだされい。いいですか。そこで、本題は交付税ですから、交付税で一時間ばかりやり合いたいと思つていたのですが、ちょっと時間がないものですから、最初に尋ねたいことは、六条の三の二項「毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第十條第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合において、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第六條第一項に定める率の変更を行うものとする。」「六条の三の二項の「著しく」引き続き」ということについては有権解釈がびしとあるのです。自治省の考へておられるのは、「引き続き」というのは二年続いてそういう事態にあり三年目も確実にそうなると思はれるとき、「著しく」というのは大体一〇%です。こういった場合です。これは有権解釈です。これはどの本にも書いてある。

ところで、まず聞きたいことは、今はそういう事態にあるのかないのか、有権解釈は変わつておらぬのか、簡単に答えてください。

○津田政府委員 六十三年度におきまして一兆七千億ばかりの財源不足がございまして、先ほどの私どもの従来の解釈からすれば、六条の三の二

項の事態、このように考へております。

○細谷委員 續いてお尋ねしたいのですが、「引き続き」「著しく」と有権解釈はありますし、今おっしゃつたとおりで、今その事態にある、こういうお言葉でございまして。交付税法第十條第二項本文の規定というのはどういうことか。「各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額(以下本項中「財源不足額」という。)とする。」「こう書いてあります。交付税で需要額はびしと計算されておらなければいかぬわけですね。びしと計算されておらいますか。十條の第二項本文に基づいて計算されておらいますか、おりませんか。

○津田政府委員 その議論は、交付税法第十條に規定する基準財政需要額が、あるべき財政需要として適切に算定されるということとは当然の前提でございまして、私どもとしては適切に算定しての状態で、このように考へております。

○細谷委員 私はこういう表をつくつて、四十年以降毎年の基準財政需要額が経常的経費、投資的経費、その他の経費でどうなつていっているかということを追跡してみたい。大変膨大な表になりましたが、追跡してみた。そうしたら、経常的経費は、まあこれは議論がいろいろありますが、投資的経費は一貫してないですね。測定単位も一貫してないです。金額も一定してないんです。例を申し上げますと、投資的経費において五十八年はどうなつていいるかという、マイナス二六・二%なんですよ、需要額が。大変なことですね。前の年はふやして、今度は減らして、前の年はふやしたかと思つて、減つておる。単位費用は上がったかと思つて、需要額は逆に減つておる。単位費用が上がればば一定して需要額が上がつておらなければならぬのが、そうじゃない。そうなつております、個々に拾つてみますと。どういふわけですか。

○津田政府委員 交付税の投資的経費の財政需要額の算定でございまして、要するに一般財源所要

額というもので計算するわけでございます。ところが先生が御指摘のように、昭和五十年代になりますと、その一般財源というものが窮乏である、そのかわりに従来一般財源で算定しておいたものを地方債を活用する。地方債を活用するといいたしますと、それは特定財源でございまして、財政需要から落ちていく。こういうようなことで、昭和五十年代、最初はいわゆる財源対策の問題がございまして、六十年代以降では国庫補助負担率の引き下げに伴う調整債、こういうようなものが交付税の算定上特定財源として差引かれる、残ったもので需要額を算定すること、非常に年々大きな変動を見せておる、こういう状況でございます。

○細谷委員 各年度を洗ってみますと、ちよつと例を申し上げますと、昭和五十一年度、国会で審議いたしました、単位費用は前年度より四五・四％減であります。単位費用は半分になったんですね。そして需要額は六八％減りました。農業行政費は三七・八％減りました。これは、需要額も単位費用と同じように大体減っていったっております。ところが、単位費用が七九・七％伸びたのに、需要額は一九・八％伸びたとか、単位費用は減ったかと思ふと、需要額はふえておる、単位費用が伸びておるのに、需要額は減っている、これはどうしてでしょうか。素人にはわからぬでしょう。恐らく忍術を使ったのではないかと思うのです。忍術というのは何ですか。

○津田政府委員 御指摘のような結果になっておりますのは、投資的経費の財源措置につきまして交付税措置から地方債に振りかえる、この場合の計算の仕方、事業費補正部分から振りかえを行った場合には単位費用の伸びと需要の伸びが大きく異なる。単位費用は上がったも事業費補正の適用を相当部分カットいたしますので結果的な財政需要額はむしろ落ちる、こういうような場合も生じております。

○細谷委員 そのことはとりもなおさず、投資的経費の分として配分しなければならぬ、交付税

を、総額が足りないから投資的経費で調整したんでしよう。一番調整しやすいのは、簡単なその他の人口とか面積でやっておる。年じゅうこれはやられておるのです。総額が減った場合には、年じゅう単位費用がふえたような形で需要額が減ってしまう。それから今言ったように土木関係、道路はさすがにやりませんが、学校もやられておる。それから厚生省にらっしゃっているが、社会福祉もやられておるんですよ。交付税で。あなた、自治省におったでしよう。そういう状況にあるわけでありまして、これは総額が足りないから振りかえて工面しているんですよ。認めてくださいよ、これは。

○津田政府委員 御指摘のとおり振りかえによりまして工面しておるわけでございます。ただ、その地方債で充てたものについて将来地方債の元利償還が生ずる、こういうような時点になりますと、その事業費補正等で措置しておったのと同様な措置を元利償還ベースで措置しておる、こういうことでございまして、後送りと言われればさうでございますが、ある程度の年度の幅を持っていただければ私どもとしては必要な基準財政需要額を計算しておる、こういうふうな考えっております。

○細谷委員 振りかえた、そして借金で埋めさせた、計算すべきものをカウントしなかった、そして後で交付税で見ている。後で交付税で見ていると言ふけれども、今どれくらいか。その他の項目を拾ってみますと、それらしいものがおおよそ六％あります。全体の需要額六％、県、市町村合せて六％といふと、県、市町村の需要額は大体三十兆円です。三、六、十八、一兆七千億が一兆八千億円の財源を交付税の総額の中からこっちへ持っていくって。やらなかったの借金で賄ったのを今度は埋めてやる。その埋めてやる分を先食いしているのではありません。大臣、そういう状態なんですよ。とにかくやとこさやりくりして生活している、交付税が。そして、従来は地方交付税というのには三税の三

二％ということでしたが、いろいろな加算がありまして。私の記憶で、証拠を持ってきておりませうけれども、いろいろな加算がありました。大蔵省の財政があつたときにはいろいろな加算がありまして、ある年は三税をもとにして計算すると四〇％に近くなつたときがあるのです。四〇％近くあつたところが現在三二％で、回りはほとんど裸にされちゃつた。交付税そのものの、三二％は残つておりますけれども、六十三年度は恐らく三二％を割っているのです。例の借金を四千億返したのなんかつた。四〇％ぐらゐ事情によつてあつたものが、だんだんだんだん素っ裸にされて、そしてまた、パンツ一つになつたところのパンツまでがはがされようとしておるわけです。それを一生懸命頑張つております。私は思うのです、それが、そういう状態ではないのか。これは専ら大臣のお力に頼らざるを得ない。

私が言いたいことは、十条の二項本文で計算しているというけれども、十条二項の本文というものが前提で、それで計算したものと著しく低過ぎてあつた場合に六条の三の二項が働く。その六条の三の二項が働いているんだけれども緊急避難、こゝうなっているけれども、一番大切なことは十条の二項に基づいてびしゃつと本文のとおり計算していただくべきではないか、こう思います。

大臣、せんじ詰めますと、交付税の総額が少なうといふことなんです。それを何とかしてもらふねと、税でいくのか地方債でいくのか国庫支出金でいくのか、私は端的に言いますと、地方交付税というのは財源の付与と財政調整ですけれども、財源付与はもちろんのこと、地方財政の財源調整についても今日十分な機能を果たしておらぬと言わざるを得ません。これをひとつ大臣、認めていただきたいと思うのですが、いかがですか。○梶山国務大臣 御議論はそのとおりだと思うのであります。その前提条件が一つあると私は思うのです。それは、国と地方を通じた行政需要、これがいかなるものか、その配分をどうすべきか

という理論的な問題が一つあるかと思ひます。確かに、まさにタケノコのように脱がされたと言いますけれども、国も恐らくニコヨンくらい、この表現がいいかどうかかわかりませんが、大変その日暮らしという借金財政でやっていることも現実でございまして、このニコヨンの例えがいいかどうかかわかりませんが、おやじからさらにどこか血肉を売り飛ばしてでも地方財政に回せというのでも酷でございまして。ただ、神様の配慮というか、最近経済情勢がよくなりまして、増収がふえ、交付税もそれに比例してふえてまいりました。確かに長い間の借金その他を将来のために補充をいたしておかなければなりませんから、現実に単年度の交付税の総額が減つたということにはなりません。それは将来の地方財政のためでございますから、御寛容をお願いしたいと思います。

ただ一つ、私が一番、この問題と直接にさわるかどうかは別として、次元の違う問題でございまして、自民党もあるいは一般の社会も野党もひっくり返して減税減税と今草木もなびく時代でございまして。ですから、国と地方の約束事、例えば補助率カットの問題は復元をしなければならぬ。暫定措置でございまして、暫定期限が切れればもとへ戻すことは当然でございまして、そういうことをやめたらば政治に対する信頼感がなくなつてしまふ。ただ、財源というものを考えますと、どちらという色がついておるわけじゃない、増益、増収によるものもあるでしょうし、あるいは不公平税制の是正によるものでしょうけれども、新たな財源を求めるその増税という新税がない限り、同じパイを分け合つて減税減税と言ふと、私が胸を張って補助負担率はカットをさせない、カットをさせなければよく通常の収支は均衡を保つわけでございまして、地方財政は極めていい方向に展開をするわけであります。その地方財政好転の一番大きな、いわば手かせ足かせになつておるのが目下補助率カットでございまして。ですから、補助率カットの問題は何よりも大切なことでございまして、減税などとい

うことを前提にこの問題は考えないでほしい。特に私はこちらの方を向いて大きい声で言っているのですが、これができませんと何とも困りますので、どうか委員各位の格別の御理解と御支援をお願い申し上げる次第であります。

○細谷委員 最後ですが、大臣、大分そうは言ってもということですが、ですから私は、国と地方との間の信頼関係が取り戻せるようにきちんとなさうかぬ。それは地方財政法ではないか。その地方財政法に基づいて自治省が毎年つくっておる計画の末尾の方に「国庫支出金に基づく経費の総額」というのがございます。これは六十三年度の総額を計算いたしますと相当な金額でござい

ます。これを残金なこととありますけれども、私も予算委員会等でやりまして、大蔵省もかなり張り込んで、先ほど申し上げました経常経費、一般行政経費、生活保護とかそういうものについてはきちんとして、国の負担金はこれです、補助金はこれです、これは地方財政法に基づいておきますよ、こういうことで整理していただきました。敬意を表します。敬意を表しますけれども、もう一つの投資的経費については負担金、補助金というのが明確ではありません。私は早く整理してくれと言っているんですけれども、それぞれの個々の法律を見ますと、なかなか御苦労だ。六十三年度の予算編成の際に、大蔵省の方から、やろうと思ってるけれども容易ならぬことですから待ってください、一年とは言っていませんでした、待ってください、こう言っております。待ちますが、ぜひひとつ、これは大蔵省、自治省共同して、国と地方との間の財政を律するものは地方財政法であります、そして交付税法の六条の三の二項でありますから、その辺のことを踏まえてきちんとして整理して、信頼が持てるような、不透明にならないような措置を早急に講じていただきたい。これについて大臣の答弁を得て、私の質問を終わらせていただきます。

○橋山國務大臣 一生懸命努力をさせていただき

○細谷委員 終わります。

○松本委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前十一時四十八分休憩

午後一時十九分開議

○松本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。柴田弘君。

○柴田弘委員 大臣、御苦労までございませう。きょう私は地方交付税に關連をいたしました。一つは地方自治体の国際交流と留学生問題、そして二つ目には地方分権、権限移譲の問題であります。特に大臣がおっしゃっております選択的分権化というのは一体何か、こういった二点について主にお伺いをしていきたい、こう思うわけがあります、まずその前に二点お伺いをしたいことがあります。

その一点は、名古屋市区の大曾根都市改造事業、区画整理事業と申しますが、これも自治省は、都市計画税の充当の問題とか地方債の配分という問題につきまして關連がある、私はこのように考へております。そういった観点で、大臣と建設省にお聞きをしたいと思ひます。

この事業は、昭和六十四年のいわゆる名古屋市制百周年の記念事業としていよいよ本格化をいたします。そしてまた、ここ数年で終息を迎えるわけでもあります。説明をずつとまいりますと、正式な事業名は名古屋都市計画事業大曾根土地区画整理事業であります。事業施行者は名古屋市長であります。施行期間は昭和三十八年度から昭和六十五年度までの二十七年間です。施行地区の面積は名古屋市区大曾根町を中心とした一萬一千六百平米、復興土地区画整理事業關連地区が十二萬四千平米、合計七十三萬五千六百平方メートルであります。

を旨とする名古屋基本計画におきまして、名古屋市の北の玄関口にふさわしい副都心の交通の結節点として、商店街の近代化と地域の顔にふさわしい都市景観に配慮しつつ、調和のとれた商業、業務、娯楽の町づくりを目指そうといたしているわけがあります。

本事業によりまして、大曾根商店街の中心道路である本通りの道路の拡幅が計画をされ、商店街の建物がすべて移転の対象となっております。復雑な状況となっておりますために、集約的に取り壊し、移転を行い、新しく建物を建設し、新しい商店街を形成することになっております。地元では、合理的な建物移転と移転を契機にした商店街整備を進めるために、東と西の二つの協議会、東は大曾根近代化推進協議会、これは九十軒あるわけがあります。西の方は大曾根街づくり協議会、これが七十四軒ございませう。これをそれぞれ設立をいたしました。今日まで町づくりを続けてまいりました。そしてその成果として、町づくりの基本計画を策定したわけでありませう。この計画に基づいて、いよいよ西の大曾根街づくり協議会七十四軒の商店街が本年の八月、一斉に取り壊し、移転をして、来年、六十四年九月の市制百周年記念の目玉事業としてオープンを目指して、今鋭意個別でビルの建築をして、新商店街をつくるために住宅金融公庫あるいは、市の保証協会あるいはまた銀行などで借金をいたしました。建築しようとしているわけでありませう。まさにこの事業が成功するかどうか、その成否は当商店街にとりましては死活問題であります。決して失敗は許されません。最大の支援をしていただきたい、私は心からお願いを申すわけでありませう、まず建設省にお尋ねいたします。

昨年八月二十一日にも私は建設省の都市局の小川区画整理課長さんにお聞きをしたわけでありませうが、本事業について建設省は基本的などのような姿勢でこれと取り組んでいかれるのか、まず建設省の方からお伺いをしたい、このように思ひます。

○小川説明員 本事業は、名古屋市の北東に位置する大曾根町を中心とした都市拠点の整備のために鋭意実施されているものでございませう。

建設省といたしましては、このような都市再開発にかかわる土地区画整理事業を重点施策の一つとして取り組んでおりまして、本地区につきましてもこれまで同様積極的に事業の推進を図っていかせてございませう。

○柴田弘委員 具体的に数点お伺いいたしますが、先ほど申しましたように、三十八年度から六十五年度まで、こういうことであります。今日までの、六十二年度までで結構ですが、事業費は総額幾らであるのか、そのうち国、県、市の内訳はどうなっているのか、その点お尋ねいたします。

○小川説明員 昭和三十八年度から六十二年度までの全体の総事業費は二百十億円でございませう。その内訳は、国費が百三十五億円、県費が一億円、市費が七十四億円でございます。

○柴田弘委員 それで、お聞きいたしますと、昭和六十二年の事業費は、当初予算が十三億三千二百万円でありましたね。これに五億円を追加をいたしました。上乗せして十八億三千二百万円であったと思ひます。六十三年度事業費は幾らになるか。予算の關係、幾ら内示をしていらっしゃるか。このうち七十四軒分の商店街の一斉移転に關係する予算は幾らか。そして国の補助金はどうか。先ほど申されましたように、事業費を十分に確保して積極的に取り組んでいくべきだと考えますが、その辺につきまして御質問をいたします。

○小川説明員 昭和六十三年当初予算では、大曾根地区につきまして事業費で十九億五千万、国費で約九億九千万の予算措置をしてございませう。その主たる事業内容は西地区の一斉移転關係となっておりまして、約十五億円がこの一斉移転のための費用となつてございませう。

○柴田弘委員 西は、そういうことで先ほど申しましたように本年八月に一斉移転をして取り壊

し、来年九月のオープン、こういうことになるわけですが、次に東の九十軒、これは共同ビルをつくって商店街づくりを行う、こういうように聞いておりますが、今後のスケジュールはどうなっておりますか、お伺いいたします。

○島崎説明員 大曾根の東地区につきましては、現在三地区で区画整理事業との合併施行によりまして市街地再開発事業によります共同ビルの建設を行う予定になってございます。このうち第一地区につきましては六十年度、また第二地区につきましては六十一年度市街地再開発事業の実施に向けまして地元の地権者によります準備組合が設立されまして、この両組織とも六十三年度に組合を設立するという予定でございまして、

今後の見通しでございまして、第一地区につきましては六十年度、第二地区につきましては六十五年度、第三地区につきましては今年度と聞いてございます。また第三地区につきましては、今年度中に地権者の方によります準備組合を設立する予定であるというふうに聞いてございます。

○柴田(弘)委員 第一地区、第二地区、第三地区とおっしゃいましたが、第三地区は今年度中に組合をつくるということですか、ところで、いつまで共同ビルをつくるのですか。

○島崎説明員 第三地区の組合はこれから準備組合の段階でございまして、今具体的に何年度という形では正式には聞いてございませんが、区画整理事業の進捗等に合わせまして事業が進められるというふうに考えてございます。

○柴田(弘)委員 そうしますと、区画整理は昭和六十五年までなんですね。これは後で質問するわけですが、東の方はこれより一、二年延びる可能性がありますか、どうなんですか。

○島崎説明員 私どもといたしましては、名古屋市の方とも御相談いたしますけれども、この区画整理事業の完成になるべく合わせるような形で指導してまいりたいというふうに考えてございます。

○柴田(弘)委員 それから、根本的なことで恐縮

ですが、この第一地区、第二地区、第三地区の店舗数はわかりますか。

○島崎説明員 先ほど先生がおっしゃいました九十店舗の内訳でございまして、第一地区につきましては三十名の方というふうに聞いてございまして、それから第二地区につきましては十八名というふうに聞いております。それから第三地区につきましては十二名でございまして、なお、区画整理事業というのとあわせまして再開発事業というところまでいってございまして、そのほか二つの街区がございまして、その街区が六十六名の方、また十一名の方がおられまして、これらの方を合わせますと、私どもの方の聞いております数字では八十七名の方というふうに聞いております。

○柴田(弘)委員 私は九十軒と聞いておりましたのが八十七名、こういうことで、私は店舗数で言ったおつたのでちょっと間違っておったかもしれませんで。

そこで、さらにお尋ねしてまいります。先ほどから繰り返してありますように、昭和六十五年度が事業の最終年度であるわけでありまして、今日までこの事業につきましては、幹線道路の整備、六差路の解消あるいは自転車、歩行者専用道路の整備、公園の整備、鉄道の高架化、大曾根駅前の整備を行ってきたわけでありまして、これは予定どおり六十五年には事業が終了するのかどうか。いろいろお話を聞いておりますとどうも一、二年延びるようであります。駅前の周辺のいろいろな整備ということが残事業で残っておりますというふうに聞いておりますが、その辺についてい

て、これは区画整理課だと思っておりますが、区画整理課長にお尋ねをしていきたい。

○小川説明員 西地区の一斉移転につきましては、昭和六十四年度に完了することが確実と見込まれております。

また事業全体につきましても、今後の関係地権者等との調整の進み具合にもよるわけでございます

ますが、おおもむき目標のスケジュールで進むものと予想されてございます。

○柴田(弘)委員 では目標のスケジュールというのは、六十五年まででこの事業は終了するというふうに考えていいのですか。

○小川説明員 そのように名古屋市の方からは聞いてございます。

○柴田(弘)委員 この問題について自治大臣に最後にお伺いしていただきたいわけでありまして、その前に委員長、作成をいたしましたパンフレットがありますので、自治大臣にちょっとお見せしたいと思っております。

○松本委員長 はい、どうぞ。

○柴田(弘)委員 それは差し上げますから、また後でゆっくり読んでいただき、それを見ながら批評していただきたいと思います。

今まで既に建設省の方から御答弁があったわけですが、重ねて申しますと、この名古屋市区北の大曾根都市改造事業は、昭和三十八年度から六十五年まで二十七年間の、道路拡幅、鉄道高架あるいは公園事業を含む市施行の大規模区画整理事業でございまして、特に地元の伝統ある商店街を名古屋の副都心とすべく、東西百六十軒の商店を一斉に移転する、ビル化しようという名古屋市の百年の目玉の事業であります。各商店にとってのもその成否が死活問題であります。建設省としても何とか事業費を確保して予定の年度に事業を終息したいという御答弁があったわけでございますが、自治省としても大臣、死活問題でありますので、ひとつ最大の御支援をいただきたい、このように考えるわけでございますが、その決意はどの御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○堀山国務大臣 ただいまパンフレットも拝見させていただきますけれども、この御指摘の事業は長い年月をかけて名古屋市の百年の目玉事業というふう聞いておられます。この事業にかかる地方負担につきましては、都市計画税の充当、地方債の配分などによって財源措置を講ずることとしておりますけれども、自治省としても、事業費の

確保に関しては、その財源措置について最大限の努力を払ってまいりたいと考えております。

○柴田(弘)委員 どうもありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、先ごろ愛知県が発表いたしました二十一世紀を目指す研究レポートについて、自治大臣を初め通産省、国土庁等にお聞きをしていくわけでありまして。

もちろんこれは研究レポートでございまして、委員がまたこれに肉づけをし、そして六十三年度末に基本計画として策定をして公表されることになっていく、いわゆる愛知県の第六次地方計画のもとになるものであります。この作成には全体で学識経験者が十九人、県職員十二人が加わりまして、一つは県民生活、二つ目には産業経済、三つ目には県土構想、この三部から成っております。

その中で、産業経済については私は通産省にお伺いをしたわけでありまして、製造業の一層の高度化、高付加価値化を図ることによって、ものづくりの得意な愛知の特性をさらに伸ばすべきであると提言をしておる。知識・サービス産業は着実な発展を見込めるわけでありまして。リード役は三つありまして、一つはメカトロニクス・材料技術、二つ目には航空宇宙関連技術、三つ目にはライフサイエンス関連技術、この三つが果たす期待をされているわけでありまして。これらの技術で、自動車、機械、航空宇宙、ファインセラミクスなどの既存の集積を一層先端化するとともに、住宅、流通、繊維、シルバ産業といったソフト系の産業振興も図るべきであると提言をいたしております。

産業の発展に寄与する基盤整備では、あいち学術研究開発ゾーン、すなわち名古屋市東部の丘陵研究学園都市の形成、バイオや航空宇宙に関する国の研究機関の誘致、高度技術者の養成機関の充実、国際協力を進めるための機関の立地推進が望まれ、現状ではまだ十分でない研究開発機能などを高めるべきであると指摘をされているわけであ

ります。

交通、通信網は重要で、中部新国際空港、中央新幹線、第二東名・名神自動車道の実現や高度情報通信拠点づくりが急がれる。産業を支えるのは人材で、より多くの人材を確保するためにも、質の高い生活環境づくりは欠かせないと指摘をされているわけであります。

この辺につきましまして通産省の御見解と今後の対応につきましまして伺いをしたいと思います。

○長田説明員 お答えいたします。

愛知県を中心といたします中部地域は、従来から非常に特色のある地場産業の集積、それから非常に高い機械産業の工業集積といったことで私も認識しております。第四次全国総合開発計画、四全総におきましても、名古屋圏、中部圏は我が国の代表的な産業技術集積地域を形成していくべき地域と非常に高く位置づけられております。また、特に名古屋圏につきましましては、世界的水準の研究開発機能の集積等により、世界的な産業技術中核圏域を形成すべきと位置づけられております。

御指摘の愛知県の二十一世紀計画・研究レポートにつきましては、愛知県において二十一世紀に向けての長期計画を策定するための各般の検討結果を取りまとめたものとお聞きしておりますが、四全総に位置づけられた産業技術集積地域の形成の方向にも沿うものと理解しております。

通産省といたしましても、従来より中部圏域を初めとする地域におきまして、技術先端型産業の育成や技術開発拠点の形成のため各種の施策を積極的に推進してきたところでございますが、今後とも四全総の考え方を踏まえつつ、中部地域の産業技術中核圏の形成について種々の地域振興施策の活用を通じて対応してまいりたいと思っております。

○柴田(弘)委員 次は、国土庁にお尋ねをいたします。

東は浜名湖、浜松地域、南は伊勢志摩あたり、北は美濃地方までも視野に入れた名古屋から八十キロないし百キロ圏を新伊勢湾都市圏と位置づけ、隣接県でありますところの岐阜、三重、静岡とも協力をして総合的な発展を目指すべきだと指摘をしております。これが今回のこの研究レポートの一つの大きな目玉であります。

この新伊勢湾都市圏は、国土庁が昨年策定をいたしました四全総で名古屋圏を約四十キロ圏としたのに比べて倍以上の広がりを持つ一つの考え方であります。東京、大阪圏との機能面での一体化を進めれば、国土の中核ゾーン化も可能になる。

具体的な地域整備では、世界に直結する伊勢湾総合交通圏の構築を第一に挙げることができるとしてあります。中部新国際空港を核にいたしまして名古屋都市と直結する交通システムを実現すべきであると言っております。さらに、圏域の人口二十万以上の中核都市から新空港まで一時間以内で行けるような道路網の建設が必要である、このように言っております。

圏域内の都市機能の相互補完、レポートづくりには重要であります。名古屋駅近くの稲島・米野地区では国際ビジネスエリアの建設も検討しなくてはなりません。水と緑に恵まれた県土の保全という観点では、三河湾、三河山間地、木曾三川などでレクリエーションネットワークを形成し、伊勢湾の総合浄化も推進すべきである。ビジョン型とされる愛知県の新地方計画の検討資料は、素案とはいえないが、二十一世紀のあるべき将来像の輪郭を浮かび上がらせたものであると私は考えております。

その中でも注目されるのは、先ほども申しましたように、新伊勢湾都市圏という従来になかった広域ゾーンを設定して総合整備の方向を打ち出したことでもあります。圏域拡大のねらいには、中央新幹線とかあるいは第二東名・名神という新たな東西交通軸の建設構想に加えて、三遠南信、東海環状自動車道、名濃道路、名岐道路といった圏域内幹線道路の整備が具体化してきたのを背景に、東京のような過密都市圏の轍を踏まず、奥行きのある地域整備を目指すという意図があるわけであります。豊橋市のサイエンスクリエート21

構想や三河湾、三河山間地のリゾート整備まで含めまして絵がかけられる上に、渥美半島と三重県鳥羽を結ぶ伊勢湾口道路、さらには最近浮上いたした浜名湖遡都論にも対応していけるような大きな器を広げたわけであります。この広域ゾーンの中心になるのが中部新国際空港である。新空港は中央日本国際空港の性格を持つとともに、地域発展の中核拠点となると位置づけられております。新伊勢湾都市圏をいわば巨大な臨空都市圏として描いているわけであります。

こうした方向づけは、産業界を初めといたしまして地域関係住民の大方の支持は得られそうであると私は思います。レポートがこのように提言をいたしております国土中核ゾーン化を目指す新計画の具体的な実行が望まれると私は考えております。国土庁の率直な見解、そして対応を聞かせていただきたいと思います。

【委員長退席、片岡(武)委員長代理着席】

○熊説明員 名古屋圏につきましましては、先ほども通産省からお話がありましたが、第四次全国総合開発計画におきまして世界的な産業技術中核圏域として位置づけられておるわけでございます。そのため、現在名古屋市中心を初めとして四日市、岐阜市あるいは豊田市等の産業都市を連環いたしまして東海環状都市帯整備構想というのが進められておるわけでございます。今回の二十一世紀県土構想で提案されております新伊勢湾都市圏構想は、これよりもさらに広い圏域、八十キロ圏域あるいは百キロ圏域の広域を対象とした整備構想でございますが、国土庁といたしましても、長期的視点から検討を進めるべき課題であらうというふうに考えておるわけでございます。

それから、国土の中核ゾーンとしての提案でございますが、これは先生御案内のとおり、昨年我が大都市圏整備局と地元公共団体あるいは経済界一緒になって策定いたしました二十一世紀中部圏計画というものがございまして、そこでも同様の考え方が提唱されておるわけでございます。そこをさらに検討を深められているということに對

しまして評価しておるわけでございます。

最後に、各種の魅力的な整備のためのプロジェクトでございますが、今ちょうど中部圏の基本開発整備計画の策定作業をしておるわけでございます。世界に開かれた交通体系、あるいは全国的、世界的な影響力を持つ高次都市機能の育成とか、あるいはレクリエーションのための地域整備というような観点から種々作業をしておるわけですが、今回の御提案の多くのプロジェクトが中部圏整備のための重要なプロジェクトだというふうに考えておまして、今後関係省庁とも協議をして中部圏計画にも位置づけしていきたい、そのように考えております。

○柴田(弘)委員 通産省、国土庁、どうもありがとうございます。よくわかりました。

そこで、大臣にお尋ねをいたします。先ほども申し上げましたとおり、愛知県では二十一世紀計画の策定に向けたレポートをまとめて、その目玉は、新伊勢湾都市圏という広域ゾーンを設定した総合整備を行おうとしているわけであります。愛知県という地方公共団体のこのような取り組みに対して、どうかひとつ自治省としても理解をして、支援をしていただきたいと私は考えるわけであります。御見解と対応につきましましてお尋ねをいたしたいと思います。いかがでしょうか。

○堀山国務大臣 四全総に盛り込まれました多極分散型国土の形成を図るためには、地域特性を生かした個性豊かな地域づくりを進める必要があり。また、地域の総合的な行政主体である地方公共団体の積極的な取り組みが求められるところでもございます。新伊勢湾都市圏構想を軸とした今回の愛知県の二十一世紀計画策定に向けたレポートも、そのような取り組みの一つであると考えられます。

自治省としても、今後とも地方公共団体の行財政基盤の強化、地方分権の推進等を図り、多極分散型国土の形成に向けた地方公共団体の取り組みを支援してまいり所存であり、この計画についてできる限りの必要な支援を行ってまいりたいと思

考えております。

○柴田(弘)委員 どうもありがとうございます。今後ともどうかひとつで得る限り最大限の御支援をよろしくお願い致します。

以上二点終わりました。いよいよきょうの議題、本番に入りたい、こう思うわけであります。第一点は、地方交付税に関連をいたしました地方自治体の国際交流の推進の問題であります。

この問題については、実は本年に入りまして、二月十七日、大臣がお見えになりました。きょう森田政務次官にもお尋ねをいたしました。きょうをいれまして五回目の質問になるわけであります。昭和六十一年四月十七日には当時の小沢自治大臣に質問をいたしました。また六十二年八月二十日には葉梨自治大臣にも質問をして、その促進についてお尋ねをしてきたわけであります。

おかげさまで、昭和六十二年度には初めて私どもが要求をいたしました交付税の基準財政需要額の算定基礎となる費目の中に国際交流推進費が措置、計上されました。お聞きをいたしますと、一人当たり四百八十万、標準団体で一つの県八八分の所要額が三千八百三十二万三千円といたしまして、総額三十二億二千五百万、このように聞いております。そしてアメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、この四カ国から八百四十八名の外人教師が来日をいたしました。当初目標の五百名を大幅に上回っているわけであります。

そこで、大臣にお伺いいたしますが、今後、この外国青年招致事業を初めといたしまして、その他の地方自治体の国際交流推進についてはいかなる姿勢をもって対処されていくかという問題であります。忌憚のない御意見を賜りたいと思っております。

○堀山国務大臣 我が国経済社会の国際化の進展に伴い、国レベルの国際交流だけではなく、地域レベルの国際交流を図っていくことが重要な課題

というふうな認識をいたしております。地方公共団体は、当面、地域レベルの国際交流の先導的役割を果たしていくことが必要であると考えられます。この地域レベルの国際交流の推進により、我が国の地域社会を世界に開かれたものとし、地域の活性化が図られるものと期待をしております。こうした意味から、今後とも地域レベルの国際交流の推進に資するような施策の展開に努力をしてまいりたいと思っております。委員等の懸命な、地道な御努力が実を結びつつありまして、大きく地域間の国際交流が前進していることを感謝申し上げます。次第であります。

○柴田(弘)委員 具体的に何点か、この問題を含めてお聞きをしてみたいと思っております。

戦後のフルブライト留学生などによりアメリカへ我が国から多くの青年が留学をいたしました。これらの人々が日米関係を良好なものにするために果たした役割ははかり知れない、このように言われております。同様に、毎年多くの青年を外国から日本に招くこと、この意義は国際交流にとっても大きなものがあると私は評価をいたしております。

そこで、六十三年以降どうかという問題であります。とりあえず財政局長さんをお願いいたしますが、六十三年度予算はどうか。一人当たり五百二十万、標準一県十三人分、七千七百万という御答弁は先回お伺いして、約千五百名ということもお聞きをしたわけでございますが、総額の交付税が基準財政需要額に算定をされているのか、まず六十三年度についてお伺いをしておきたいと思っております。

○津田政府委員 国際交流の交付税の財源措置でございますが、六十三年度は先生御指摘のとおり三十二億六千四百万円を措置しております。これによりまして算定いたしますと、全国ベースで六十三年度程度になる、約倍増近くになる、このように考えておるわけでございます。

○柴田(弘)委員 委員長にお願いたしますが、人数

の総トータルと各県の配分、そして六十二年、六十三年度の人数の資料をちょっと作成したのがあるわけでございますが、各委員あるいは関係者の皆さん方にお配りしたいと思っております。よろしくごさいませうか。――では、よろしくお願いたします。これを見ながら、いろいろ質問させていただきます。

今、六十三年度の予算総額、地方交付税で約六十三億円、こういう御答弁をいただきました。各県の配置ですが、今資料で配分をさせていただきます。この最終目標は三千人、こういうふう聞いております。六十三年度はこの資料にありますように、たしか千四百四十六人です。六十四年度、六十五年度、六十六年度はどうする、三千名の目標は昭和何年度に達成できるか、この辺をひとつ、しかと答弁をいただきたいと思っております。

○小林(実)政府委員 外国青年の招致事業でございますが、六十三年度は八百四十八名、六十三年度は千四百四十六名でございます。六十三年度からは、従来、アメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドの四カ国でございましたが、さらにカナダ、アイルランドの二カ国を加えることにいたしました。各都道府県の配置につきましては、今先生の配付された資料のとおりでございます。

今後の扱いでございますけれども、私どももいたしましては、三千人体制を最終目標といたしております。しかし、これにつきましては、各地方団体の受け入れの希望を聞いて、それから海外での要員の確保の見通しなどをつけなければいけません。いわけでございますが、でき得る限り早く拡充をしてまいりたいというふうに思っております。いつ達成できるかというの具体的は今申し上げられない段階ではございません。いずれにいたしましても、地方団体の要望を踏まえまして、その要望を満たすように最大限の努力をしてみたいと思っております。

○柴田(弘)委員 当初、六十三年度は千五百名と

なっております。先回も答弁をいただきましたが、千五百名から五十四名減ったわけですね。これは地方自治体の要望がこれだけしかなかったからこうなったのか、その辺はどうなんですか。

○小林(実)政府委員 この数字は、各地方団体の要望をそのまま達成するようにした結果でございます。

○柴田(弘)委員 つまり、自治体の要望即この配分表であり、合計千四百四十六名、こういうふう理解してもよろしいわけですね。

そこで、六十三年度の八百四十八名から千四百四十六名に、七倍ふえた。これをずっと見てまいりますと、兵庫が七十一人、千葉が七十人、埼玉が六十二人、静岡が五十二人、熊本が四十八人、こうございます。六十三年度と六十四年度の人数を見ますと、六十七年度と六十八年度の中で愛媛県一県が十二名で変わります。それから、政令都市の中で札幌が四名、川崎市が二名、京都市が三名、そして神戸が二名、こういうところと同じ人数になっているわけですね。

しかし、すべての段階で増加をして、人数が減少をしている地方団体はないわけですね。

私もこの問題を何回か取り上げの中で、やはりこの事業が非常に好評を得ている。私の一番下の坊主もこし高校へ入学したわけでありまして、やはり中学生のときに外人教師が来て本当に生きた英語を学べた、よかった、このように言っております。恐らく大幅増の埼玉県あるいは兵庫県、埼玉県が二十九人ふえておられます、兵庫県が二十六人ふえておられます、静岡県が二十二、山梨県が二十二、千葉県が二十一人と大幅にふえておられますが、非常に好評である、こういうふうには考えているわけでございます。

そして、今も御答弁がありましたように、アメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、この四カ国にカナダ、アイルランドの二カ国を加えて六カ国とし、千四百四十六名が来日するわけでありまして、各自自治体に配置されるまでのスケジュール、そしていつから中学校、高校等で

語学指導を行うことができるか、この辺について御説明を賜りたいと思います。

○小林(実)政府委員 この事業は、昨年の夏から始めておるわけでございます。今後の具体的なスケジュールでございますけれども、七月末に各国から日本に来てもらいまして、八月上旬に一週間程度の研修を行います。その上で各県に配置する、こういう手続になるわけでございます。

○柴田(弘)委員 二月二十三日に全国市長会がまとめた全国六百五十四市の二十一世紀を展望した都市政策と対応、こういうアンケート調査の中でいろいろな問題が提言をされました。国際化への対応策では、七割の自治体から生きた外国語を学べるような学校教育がまず必要である。しかも、それは人口の少ない小都市ほどその比率が高かった、このように言われておるわけでありました。六十三年度を含まして六十四年度以降、三千名を目標にして行うわけですが、その時期はいつかわからぬ、このようにおっしゃっておりますが、私は、少なくとも六十六年度には達成をさせていただきたい、こう思います。その辺が一つ、どうかこういった市長会のアンケート、実施をしていただきまして、そういった小都市に配分できるように対応を今後ともお願いをしたい、このように考えますが、いかがですか。

○小林(実)政府委員 外国から来た青年の配置につきましては、県の方とよく御相談をしておるわけでございます。県によりましては県庁に置くだけでなく、市町村の希望があるところには市町村にも回すということをしておるところも多いわけでございます。そういう市町村からは大変好評であるというお話を聞いております。そういう希望がございまして市町村におかれましては、よく検討、お話をさせていただきまして、来年、六十四年以降私どもの方に要望を上げていただければ、でき得る限りの範囲で最大限の努力をしてみたい、こういうふうに思います。

○柴田(弘)委員 とにかく目標の三千名達成、そのお話が出ませんでした、どうかひとつ早急に達成をし、県あるいは市町村の、各自治体の要望を聞いていただきたい、お願いをしてみたいと思います。次の問題は、自治体の国際交流促進のための財団の設立の問題でございます。地方自治体の国際交流を推進するために新たな財団法人、自治体国際交流協会、これは仮称と聞いておりますが、設立されるということであるが、事実かということですね。これは自治省と全国知事会などの自治体団体が準備を進めておるもので、欧米主要都市に自治体が共同利用できる事務所を開設するほか、現地情報の収集や外国の自治体行政の研究などが目的のことであります。自治省は、自治体の国際交流の核となる、このように期待をいたしておるわけですが、この発足の見通しをお聞かせをいただきたいと思っております。

それからも一つは、財団は、自治体の海外共同事務所、これは既にそれぞれ大きな都市にはあるわけですが、この海外にある自治体の事務所とも交流をして、姉妹都市提携などの情報収集や大使館との連絡、自治体の外債発行に関する調整などに当たるとも言われておる。財源は新たに国際交流推進宝くじを発行する益金で行う。欧米主要都市の拠点づくりを目指す、まず米英両国で事務所開設を六十三、六十四年度で予定しているという聞いております。この辺のところはどうか。

また、財団は自治省が検討している国際交流情報提供・交換システムの拠点になる見込みでありまして、このシステムは国や自治体、国際親善都市連盟などが持っている地域レベルの国際交流に関する情報も登録し、自治体が検索できるようにするものであるということですが、これが自治体の国際交流にどの程度の効果があると判断してみえるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○小林(実)政府委員 地方団体を中心としたして地域レベルの国際交流の一層の推進を図るために、自治体国際交流協会設置の話が持ち上がってきておるわけでございます。設置主体は全国知事会、全国市長会、全国町村会などが中心となり

まして、地方団体の共通の機構といたしまして、夏ごろまでに新たな法人を設立するための準備を進めているというふう聞いておるわけでございます。

海外事務所のお話でございますが、これは地域におきまして国際交流の受け入れ態勢の整備とともに、外国にも拠点を設置して、国際化に対応するための積極的な施策をさらにきめ細かく行っていくために必要であるということから、関係団体の間で合意ができておるものでございます。海外に国際交流の推進拠点を設置いたしまして、ただいま御質問の中にございましたように、外国におきまして地方行政の動向、特にイギリスその他におきまして制度改革が行われておるに、そういったものの状況等を把握したい。さらには、地方団体が外国での物産展等に参加する例が大変多いわけでございますが、現地の連絡調整を行いたい。外債発行につきましてもそういった事務があるわけでございます。さらには、海外勤務の体験を通じて国際化に対応した人材の養成を図るということも目的といたしておるようでございます。当面は、六十四年四月にアメリカに北米事務所を設け、十月にヨーロッパ事務所を開設する予定であるというふうにお聞かされておるわけでございます。

それから、国際交流に關しましての宝くじのお話がございました。六十三年度に発行予定の年末のジャンボくじ、一千五十億円を予定しておるわけでございますが、そのうちの六十億円にかかります収益、全体で言いますと四割でございますので収益金といたしましては二十四億程度になるわけでございますが、この発行につきましまして全国自治宝くじ事務協議会におきまして決定されておるに、その趣旨の事業計画書が自治大臣あてに提出されておるわけでございます。

最後に、海外と地方団体を結ぶ国際交流の情報提供・交換システムについてのお話でございます。これは、自治省といたしまして、地方公共団体や地域の民間交流団体から、地方団体がたくさん

ん行っております国際交流に関する情報交換の場がない、何とかしてくれないかというお話がございまして、そういうことを受けまして六十三年度におきまして各種の情報、友好都市その他いろいろあるわけでございますが、それらの情報あるいは各地方団体が行っております国際交流事業に関する情報等、これをデータをそろえましてどなたにも提供できるようにしたいということを考えておるわけでございます。これを具体的にどこでやっていただくかということはまだ決めておりませんけれども、六十三年度中には地方団体あるいは民間団体からの要望にこたえられるようにしてまいりたいと考えております。

○柴田(弘)委員 確認しておきますが、六十四年度にスタートする海外共同事務所、これは四月にアメリカとおっしゃいましたが、ワシントンでいいですね。それから十月はヨーロッパ、これはロンドンでいいですか。

○小林(実)政府委員 まだ具体的に決まっておりますわけではないようでございますけれども、アメリカの場合はニューヨークになるかもしれません。それからヨーロッパにおきましてはロンドンを予定していると聞いております。

○柴田(弘)委員 次は国際交流の問題点ですが、これも先回森田政務次官にお聞きしましたが、きょうは大臣がお見えになりますので重ねてお聞きしてみたいと思います。自治省は昨年の十二月十九日、地方自治体における国際交流事業に関する調査をまとめられました。都道府県、政令都市そして人口三十万以上の市など百四十の自治体における六十二年度中の国際交流事業をまとめたものであります。これによりまして、国際会議場、国際見本市の会場あるいは国際交流センターなど、国際交流の中核となる大型施設の建設は十九団体で二十五件、事業費が四百三億円ということであります。これに対して交通機関、道路などにおける外国語での案内板の設置や外国人向けの生活相談サービスなどが立ちあがっているのが目立つというわけ

であります。生活相談サービスの実施は兵庫県と
仙台市と福岡市の三団体が行っている、こういう
ことであります。いずれにいたしましても、お聞
きのように国際交流といつても施設偏重というこ
とがこの調査によって浮かび上がったわけであり
ますが、自治省としてはどのように分析され、今
後この反省の上に立つてどのような施策をもって
六十三年度以降対応されるか、お伺いしたいわけ
です。

○小林(実)政府委員 自治省では昨年、全都道府
県、政令指定都市、県庁所在地等の百四十団体を
対象といたしまして、国際交流施策の実態を調査
いたしましたわけでございます。

調査結果を見てまいりますと、地方団体の国際
交流事業といたしましては、姉妹、友好団体との
交流が依然主流となっておりますわけでございます
が、特徴のある傾向といたしましては、一つには
国際交流施設の整備が進みつつあること、二つに
は地域の活性化を目指した国際交流行事の積極的
な誘致、開催が図られていること、三つ目には外
国人にとりまして暮らしやすい地域づくりへの対
応が図られつつあること、四つ目には国際交流の
担い手としての人材養成への積極的な取り組みが
行われつつあること等がうかがわれるわけござ
います。

こういう結果を踏まえまして、自治省独自の施
策といたしまして、既に国際都市整備に関する財
政支援措置といたしましてリーディングプロジェ
クトというところでその推進を図っておりますけ
れども、さらにきめ細かく、心の交流といいた
く、人と人との触れ合いというものを高めるとい
う趣旨から、先ほど来御議論のありました外国青
年招致事業を行っております。六十三年度にお
きましては、外国人にも暮らしやすい町づくりを
進めるために国際交流の町推進プロジェクトとい
うものを実施したい、こういうふうな考えで
おるわけでございます。

財政措置等におきましては、六十二年度に比べ
まして大幅に増額をしておるというようなことも

行っているわけでございます。
○柴田(弘)委員 財政措置を大幅にされたと言
うが、では、一体幾らされたのか。

それから、先ほどお話があった国際交流の町推
進プロジェクト事業ですね、これはモデル市町村
で十の市町村を選ばれたわけですね。その基準は何
によって選んでいくのですか。あるいはもう既に決
まっているのですか。ひとつその辺をお伺いした
いわけです。

○小林(実)政府委員 財政措置につきましては、
先ほど御説明いたしました交付税措置六十三億の
ことでございます。

それから「国際交流のまち推進モデル事業」で
ございますが、これは例えば各種の施設の表示ある
いは資料等を整備する、それから外国の方々の住
宅とか教育とか医療等の情報提供、生活相談、そ
の他市町村でいう窓口サービスの充実を図る、職
員を配置するといふ窓口サービスの充実を図る、こ
ういふ外国人向けの広報紙などを発行する、こ
ういふものもサービスの充実を図るための事
業をされる。そのほかにも各種の交流活動のための
施策が考えられるわけでございます。こういうサ
ービス向上のための各種の施策を積極的に行って
おる団体につきまして、十程度モデル市町村とい
うことで選びまして、他の市町村の参考になるよ
うにしたい。まだそれらの選定基準とかあるいは
どこにそれかというところは決めてございませ
ん、これから地方団体から実情をお聞きいたしま
して選定をしてみたいと考えております。

○柴田(弘)委員 先ごろ下関市で「都市と国際化」
——世界に開かれた町づくり——というものをデー
マにいたしました全都市市長会が主催いたしました
全国都市問題会議が行われたと聞いております。
これは昨年九月一日現在でございしますが、国際
と姉妹都市関係の調査によりまして、外国の自治体
と姉妹都市関係をつなぐ市町村はふえ続けて
まいりました。二百五十二市、六区、百二十四町
村、提携先は四百二十三市、七区、百三十町村、
こういうことであります。それからいまい一つは、

交流のあり方にもいろいろ注文があったわけであ
りますが、姉妹関係を結んでいる日本の都市の中
でアジアの都市は全体のわずか二・二％だとい
うこと。東南アジアに限定すれば二十件にすぎな
いと言われております。最近のこの辺の数字、自
治省、わかつておればひとつ教えていただきたい
のですが、わかつておりますか。わからなければ
結構ですが。

○小林(実)政府委員 姉妹都市交流の提携先で
ございますけれども、全体の中で申し上げますと、
北米が四割、それからヨーロッパが二割、アジア
が二割、中南米が一割、こういうことでございま
す。アジアにおきましては中国、韓国、フィリ
ピン、スリランカ、台湾、ベトナム、インドそれ
からインドネシアというところが相手国と承知を
いたしております。

○柴田(弘)委員 片岡(武)委員長代理退席、委員長着席
それ、大臣にお聞きをいた
したいのですが、地方自治体の姉妹都市関係、今
自治省から報告がありましたようにアジアは二割
なんですね。これは自治体のいろいろな意向等々
もあろうかと思うわけですが、国際化だとい
うこと言いましても、結局それはヨーロッパ欧米化
なんだということなんです。一番大事な東南アジ
アを中心とした近隣諸国であるアジアとの姉妹都
市提携を結んできている自治体はわずか二割とい
うことであります。それから共同事務所の設置
もアメリカとヨーロッパなんだということですが、
これは随時今後拡大されてくるかもしれない
が。

あと留学生の問題を簡単に質問する予定なんで
すが、だから私は今後の地方自治体の国際化とい
うのは極めて大きな課題を抱えているのではない
かと思えます。欧米化も大事かもしれないが、
アジア各国を忘れて日本の世界への貢献、平和は
ないと考えております。記憶に間違いがなければ、
森田政務次官は、今後十分に検討して御報告
するといふふうに答弁されたかと私は記憶いたしま
すが、大臣、いかがでしょうか。こういった考え

について今後どう地方自治体に対応されるお考え
であるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○梶山国務大臣 地方自治体が行う国際交流につ
いては、これまでは欧米の地域を相手とするものが
多かったことは先生御指摘のとおりでございます。
これは戦後四十年の歴史の中で欧米先進国に
追いつけ追い越せという一つのテーマもございま
したし、アジアは比較的近いけれども、欧米の文
化、経済に触れる機会が少なかった、そういう一
つのニーズもあってこういうことになったかと思
いますけれども、近年、我が国とアジア諸国との
結びつきが深まりつつあることを反映いたしまし
て、アジア地域、特に中国の都市を相手とする交
流は急速に増加しつつあります。また、アジア地
域に海外事務所を設置している地方団体も増加す
るなど、今後はアジア地域との結びつきがますます
深まるものと考えられております。

自治省といたしましては、このような点に十分
に留意をいたしまして、今後の国際交流の推進、
施策の展開に当たってまいりたいと考えておりま
す。

○柴田(弘)委員 国際交流の関係で最後の質問に
なりますが、自治省の外郭団体、自治総合センタ
ーというのがございしますが、この自治総合センタ
ーが地方都市の国際化の進め方を検討していたわ
けであります。この研究会が四月九日までには国
際化のニーズに対応するために地方自治体は国の
支援を得て空港、港湾などハード面の整備を積極
的に進めるとともに、市民向けの生きた外国語教
育の実施や外国人も使える大型規格住宅の普及と
いったソフト面の施策にも力を入れるべきである
とする報告書をまとめ、自治省に提言をしたと聞
いております。

問題はこの提言をどう生かすかということござ
います。特に重点を置いたソフト面の整備で
は、外国語教育や居住環境のほか、市役所などに
各種の英文パンフレットを置いた外国人居住者の
ためのコナリーや、日本の文化、習慣などを理解
してもらうための外国人向けの学習センターの設

置などを提言いたしているわけでありませう。

また報告書は、国際化を地域活性化の有効な手段と位置づけ、各都市が地域特性を考慮しながら目指す新しい都市として四つを挙げております。国際産業経済都市、国際文化都市、国際観光都市、そして国際政治都市、この四つであります。

これらの新都市づくりは当たっては外国の研究機関や大学の分校、国際会議、国際機関などの積極誘致のほか、民間企業に対する国際情報提供、地元で埋もれている日本文化の再興とそのPRなどが必要だと強調いたしております。また、個人間の交流も重要だと指摘し、特に日本の習慣や制度を地域の外国人に一方的に押しつけるのではなく、双方の違いを認め合いながらつき合う相互受容の交流を提唱しているわけでありませう。

この提言について、自治省は、聞くところによりますと、都市により国際化への対応に差が出るのは当然だ、報告書の提言をもとに各都市が魅力ある国際都市づくりを進めてほしい、こう言っているわけですが、私はやはり自治省がその首領をとってこうした自治体を積極的に応援していくべきではないか、そしてその施策を具体化していくべきではないか、その提言を生かしていくべきではないか、こう考えておるわけでありませうが、この点についてはいかがでしょうか。

○小林(憲)政府委員 地方団体におきまして国際交流の現状というのは、地域によりまして大変差がございます。そういう観点から、昨年でございますが、私どもの方で地方公共団体における国際交流のあり方につきましての指針というものを通知いたしたわけでございます。

基本的な国際交流のあり方というものについて考えてみますと、本来望まれる担い手というのは民間部門であるわけですが、しかし地域レベルの国際交流が急務とされておまして、活発な展開が求められておりますので、当面は地方団体が先導的役割を果たしていく必要がある、こういうふうに考えております。何せ三千三百団体のことでございますので、私も旗を振るとい

うのはある程度基盤ができてまいりませんとできない面もございます。私どものやれる範囲で御指摘のありましたようなことにつきまして努力をしまいたしたいと思っております。

○柴田(弘)委員 大臣、一言、今審議官からやれることがあればできるだけ、こういうお話があったわけですが、この辺についての決意をお聞かせいたしたいと思っております。

○梶山(弘)大臣 この報告書は、自治総合センターの調査研究として取りまとめられたものであり、報告書で提言された事柄については、自治省としても今後地域レベルの国際交流施策の検討に当たって重要な参考としてまいりたいと考えております。

○柴田(弘)委員 続いて大臣に質問いたしますが、在日留学生の問題です。たしかさう関係閣僚会議の懇談会が開かれたたね。十省庁大臣、自治大臣もその一人だ、このように思っています。私も先日内閣委員会に参りまして宇野外務大臣あるいは小淵官房長官にいろいろとお聞きをしたわけでございますが、とにかく現在留学生問題、在日留学生、特に私費留学生です。これは、文部省の昨年五月一日現在の数字によりますと、総数が二万二千五百五十四人、そのうち私費留学生が一万七千七百一人であります。中国、台湾、韓国がそのうちの七〇％を占めて、アジア全体では九〇％、こういう数字でございます。私の地元のことと申し上げて恐縮でございますが、愛知県は総員七百九十五名おるわけでございます。やはり三割が国費でありまして七割が私費、中国、韓国、台湾から五六％、アジア全体では九〇％、国立大学あるいはまた私立大学、二十三大にそれぞれ留学をしていただくわけでありませう。

大臣も御承知かと思いますが、悲しいことに昨年の十月には、日本語学校もあり入学の準備を進めていたバングラデシユの青年が帰国の費用もなま下宿で餓死するといふことに痛ましい衝撃的な事件が起きました。国際国家を目指す我が日本にとりまして、この事件の落差は余りにも大

きいと言わざるを得ないと私は思います。外国人留学生は日本と彼らの母国を結ぶ平和のかけ橋であります。国民レベルでの国際交流の強化と深化なくしては成らない大切な宝であります。

政府は留学生十万人の受け入れ構想を発表しておりますが、その施策はまだこれからで不十分であります。留学生の熱意にこたえるだけの対応策を、単に政府レベルだけでなく自治体、住民、企業など多様な国民レベルでも打ち立てることが必要ではないか、私どもはこれように考えております。本当に円高で苦しい生活をしております。高部屋代、高い食料品、低賃金のアルバイト、特にアジアの留学生にとっては日本は決して生活しやすいところではないわけでありませう。宇野外務大臣は私に、今解決すべき最大の政治課題の一つがこの在日留学生問題である、このようにも御答弁をいただいたわけでありませうが、自治大臣の御認識、そして自治省としてはどう具体的に対応されるのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思っております。

○梶山(弘)大臣 先生まさに御指摘のとおり、留学生問題はいわば日本の内政、外交上の大変大きな問題点でございます。ですから、昨日関係閣僚懇談会が結成されてこれから統一的な取り組みをしてまいることが必要でございますが、この背景には、特に昨年来各党共通の問題に対する認識が高まったことによつて、こういうことをとり行うことができるような状態になったわけでありませう。

言うまでもなく、留学生を通じた国際交流は、教育、研究水準の向上、開発途上国への人材の協力という意義とともに、我が国と諸外国との相互理解あるいは相互協調の推進に大きく貢献をするものであります。ですから、今急速、大幅な円高によつて留学生が大変苦況に陥っていることは御承知のとおりでございます。こういう状況が続きますと、せっかくの留学生が、逆に言うところの反日感情を持つてお帰りになれることはむしろ留学生の制度があることの方が弊害になつてしまふ。この

場合は、留学生の量という問題よりもむしろ留学の中身の問題が一番大切でございますので、この留学生の量をふやすとともに質的な向上を図つて、この方たちがやがてそれぞれの国の日本シンパになつていただけるようなことが一番望ましいわけでもございます。したがって、留学生等の受け入れに当たっては一人一人の留学生が学問研究等の面で十分な成果を上げることと並んで、日本社会の日常の交流の中での有意義な体験を通じて日本の理解者となつて帰国してもらうことが大切だといふふうに考えております。

留学生対策については、第一義的には受け入れの大学等で、さらには我が国全体にかかわる問題として国が対応すべき問題と考えているが、地方公共団体としては、地域レベルでの国際交流の環境として留学生の親善を深めるなど、いわば心の交流を中心として社会の一員として住民ぐるみで温かく迎えるための措置を講ずることが必要だと思ひますし、そういう施策の展開にこれから当たつてまいりたいと考えております。

○柴田(弘)委員 すばらしい決意で感銘をいたしますが、その一面、具体的に何を自治省としてやるかということがわからないわけですが、我が党の調査あるいは新聞報道等々では自治体が相当な取り組みをしているわけなんです。

一例を申し上げますと、埼玉県では家賃の補助制度として全国初の月額五千元を支給する制度ができた。あるいは神戸市では、住居の問題が深刻だといふことで、神戸アジアセンターが住宅・都市整備公団の賃貸住宅を借り上げて低家賃でアジアからの留学生に貸している。また、兵庫県では県の住宅供給公社の社員用住宅を提供している。千葉県の松戸市でも市の職員寮の空き部屋を職員と同額で開放するといふ対策を講じている。東京都でも中国人留学生対象の寄宿舎を主体とした東京都日中交流会館、また名古屋でも東区共同いたしました十億四千万のお金で百名入居できる留学生会館を建設しようとしているわけですが、それから奨学金の問題では、兵庫県では私費

留学生のうち特に生活の厳しい百人に対して月額三万円という高水準の支給を予定している。大阪府の茨木市でも年額六万円を既に支給し、福岡市では市の外郭団体を通して無利子の留学生資金貸付制度を実施しているわけであり、その他宮城県、静岡県等々でも留学生の経済援助を決めておるわけであり、横濱もやっているそうでございます。

そういうような留学生が住みやすい町づくりをしていくという話は前にも出しましたが、自治体レベルでもこういうふうに取り組んでいるわけであり、方策というものを自治省が中心になって音頭をとってやるべきではないか、これが一つあると思います。そして、先ほど来議論されておりますいわゆる外人として留学生にとっても住みやすい町づくりを推進していく、これも大事であります。いずれにいたしましても、二十一世紀初頭とにかく十万人を受け入れる計画であるわけであり、自治省としても何らかの対策というものを立てていかなければならない、このように思います。また、財政力の弱い自治体等への支援も、十万人を受け入れるということになれば考えざるを得ないと思いますが、具体的な自治省としての取り組みがありましてお答えをいただきたいとあります。

○小林(実)政府委員 留学生問題でございますが、先ほど大臣からお話がございましたように、第一義的には受け入れ大学それから文部省を中心といたしまして各種の政策が展開されておるわけでございます。このたび関係閣僚懇談会ができました、そこで意見交換も行われるということでございます。留学生問題につきましてはその懇談会等の場で、地方としての程度協力できるかということにつきましても各省庁と協議を重ねてまいりたいと思っております。

○柴田(弘)委員 各省庁と協議をするということ、まだ具体的なものは何もないように思うのですが、今私が申しました点を十分ひとつ腹に置いて対応していただきたい、こう思います。

留学生問題の最後は、これは大臣にお聞きをしますが、日本国際教育協会の理事長である川野さんは、この留学生対策につきましても、宿舎の確保などはこれは未精的なことである、思い切って私立大学に助成金を出して地方へ移し、地域で留学生を受け入れるようにしていけば、国民一人一人が留学生を身近に感じるようになり、それがひいては日本の国際化にもつながっていく、こういうことで、金ばかりじゃないんだ、金も大事だけれども、やはり身近に感じられるような地方分散というものを大学が図って、助成金もしっかり出していきなさい、こういうことを言っておみえになるわけであり、これは宇野外務大臣も小淵官房長官も非常に賛成を賜ったことであります。大臣も賛成だと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○堀山(國務)大臣 大学の地方分散という言葉がいかにどうかかわりませんが、地方進出というものは、いろいろな都市対策の上からもあるいは地方文化振興の上からもある有意義なことでございます。ただ、大学にはそれぞれよって立つ基礎がございます。そういう誘導策をお互いに研究し合いたい、またそれぞれの各自自治体が大学誘致等に具体的な施策を掲げてやっている成功例も多いわけでございますので、これからはそういうものの展開を図るために努力をまいりたいというふうに考えております。

○柴田(弘)委員 時間があと五分三十秒くらいになりました。また来週質問しますから、きょうはそのさわりだけやっておきます。

次は、地方分権の問題であります。

大臣、あなたは所信表明の中でこのようにおっしゃっております。「地方行政の充実と行政改革の推進」という中で、

国民に身近な行政は国民に身近な地方公共団体において自主的・自律的に処理することのできる体制を強化し、地方分権を一層推進することが必要であると考えております。

このため、かねてより、国と地方公共団体の間の事務・権限の再配分、地方公共団体に対する国の関与や必置規制の整理、機関委任事務の見直しなどに努めてきたところであります。今後、機関委任事務制度の改革、監査委員制度の整備等所要の地方自治制度の改革を進めるとともに、

この「とともに」が大事ですね。その後です。地方公共団体への権限移譲を一層推進し、地方行政を充実させるために努力したいと考えております。

いわゆる地方公共団体への権限移譲を一層推進するということその中身は一体何ですか。ひとつ具体的に示していただきたいと思っております。

○堀山(國務)大臣 地方の活性化と国土の均衡ある発展を図るためには、各地域がその創意工夫により自主的、主体的にそれぞれの特性を生かした地域づくりができるようにすることが必要でございます。そのためには、住民に身近な事務は住民に身近なところで処理することができるよう、国から地方公共団体への権限移譲等をさらに進めるとともに、地方税、地方交付税等の地方一般財源の充実確保を図っていくことが極めて大切でございます。

さばるもの、一般的に地方にとかく権限を移譲しろと言われども、何と何という具体的なことがあつかい、これは今までの長しき間というわけ、国と地方の役割が現在の形で行われているわけでございますから、これを新たに展開するということにはそれなかなかな弊害もあるわけでございます。ですから、地方制度調査会あるいは地方六団体等が絶えずいろいろな意味で提言をいたしております。そういうものはどこに調整機能があるかということになるわけであり、いわば地方六団体の窓口とも言うべき自治省が各省庁に向かってその権限の移譲について強力な発言をしていかなければならぬ現状であるというふうに認識をいたしております。

す。

○柴田(弘)委員 大臣、現状認識はよくわかりました。

私がお聞きしておるのは、この権限移譲の中身は何か。つまり地方分権といい、権限移譲といえ、一つは行政権、一つは財政権の移譲だと思っております。これは間違いのない事実だと思っております。そしてまたあなたは、今月の十四日の本委員会において、新聞の書き方は「権限の一律移譲ではなく、地域の特性に応じて必要な権限を選択できる方法を検討したい」「選択地方分権を提唱」「許可、規制、関与など国の権限移譲には、中央省庁の抵抗が強い」と、「部分的な選択移譲で突破口を開きたい」(堀山自治相)というのが狙い。こう書いてあります。それで「この日の委員会では堀山自治相は「地方自治の基盤が弱かった昔ならともかく、中央の画一的、統一的な指導、規制は改める時期。地方も権限を奪い取るという気持ちでいかなければならない」と、権限移譲に強い決意でぞむ姿勢を示した。しかし、権限移譲には中央省庁の抵抗が強い」と、「あなたは「まず、突破口として、地域の特性に応じて必要な権限を選択する方法を検討してみたい」とおっしゃって、「選択制の権限移譲について自治省内部で具体的な検討に入っていることを明らかにした。このようにある新聞は書いておられるわけであり、

あなたがおっしゃるこの選択地方分権というのは具体的に何か。そしてどういった事務事業を、つまり行政を地方に移されるのか。そしてまた、それに対するいわゆる財源措置、地方税源の充実、財源の充実、これが伴っていないわけではございませんが、これを具体的にひとつお聞かせをいたさまして、時間が参りましたので、きょうの私の質問は終わりました。来週やりたいと思っておりますが、一言御答弁をいただきたい。

○堀山(國務)大臣 御説のように、地方の振興のためには、地方に対する分権、権限移譲が極めて大切なことでございます。そういうことでございまして、この四十年來、地方自治体が脆弱な時代

から今日の、ある意味では一人前に育つ時期に、確かに中央のいろいろな意味での指導や監督のもとになされる時代があつてもやむを得なかつたという感じがいたします。そのことによつて、極めて高い、いわば全国均質な地方自治団体が誕生という育成されたことも現実でございます。

そして、これからようやく第二期と申しますか、地方自治体がそれぞれの特性に合ったこれらの進展を見るわけでございますから、画一的なものでなくともいいはずだ、それぞれ地域の特性を生かした地方自治団体があつてもよろしいということから見ますと、確かに普遍性のある権限を原則として地方に全般的な移譲をしてもいいわけけれども、地方自治団体を考えてみますと、三十三百を超えるわけでございますから、人口の規模やその他置かれて自然環境は非常に千差万別でございます。ですから、その自治体自治体は、地方制度審議会やその他地方六団体がうたうように、例えば都市計画の権限を我が市に、我が村に、我が町にということがあろうかもしませんが、極めて弱い山村部において都市計画の権限を移譲してもらつても、さほどありがたみがないという表現がいいかどうかはわかりませんが、必要がない場合も多うございします。

しかし、どうしても今までの言い方は画一的な言い方になりますから、例えば今お話が出た名古屋で都市計画はまさに身近な事業でありますから名古屋市にということがありますけれども、私の住む山村において都市計画はそれほど大きな関心ではないということになりますと、地方自治団体の足並みにある意味で強弱があることは当然でございます。私たちの農村に行きますと、例えば農業規模の拡大のために土地の集約化をしなければならぬ。そのためには農地法のもうちょっと簡便な地方自治体における専決権があつてもいいはずだという意見もあるわけでございますから、それそれ行政の権能を全般にできることが一番望ましい理想論でございますけれども、それが画一的に中央に要求をして、できないということになれ

ば、部分的にでも、選択的というのほまきにその意味で、名古屋は都市計画が欲しい、私の村は農地法が欲しい、そういうものをお互いにメニュー化をして部分的な選択ができないかどうか、こういう問題も研究をいたしませんと、言うべくして地方分権というものが進むのかどうなのか。私が言ういわば選択的な分権論がむしろ大きな意味での分権の妨げになるのかどうか、こういうものを挙げて、自治省のノーハウでひとつ研究をしてもらいたい。そしてそういうことを行うことが地方団体がそれぞれ異なった特性を生かすことができるものにつながるもの、こういう理解を私なりにいたしておりますので、こういう提言を行い、内部で今検討をお願いをしておりますのであります。

○柴田(弘)委員 あと一つ、時間が参りましたので、これは次の続きでぜひ聞いておきたいのですが、今大臣がおっしゃいましたね。私も大方その意見に反対じゃないのですよ。やはり都市は都市関係のいろいろな規制なり法律があります。都市計画をする、あるいはいろいろな町づくりをしていく。農村は農村で、大臣がおっしゃったような農地法という問題があります。だからそれを選択的に分権、移譲、こう言うかも知れませんが、その意見には賛成であります。さて具体的に、今自治省で検討されているということですが、これはともかくといたしまして六十四年度の予算に反映していくような、ただ単に自治省だけの案、悪く言えば梶山私案に終わらせないでやっていただきたいと思ひます。その辺の見通しはどうですか。

○梶山國務大臣 長い歴史と経緯のある問題でございますから、今それぞれの国と地方の役割分担、こういうものはそれなりのバランスというか、そういう中に成立をさせているわけでありますから、地方には地方の言い分がある。国には国の言い分がございます。しかし、これを今の時代認識と申しますか、地方自治体の置かれてる立場、それから地方自治、地域振興をどうすれば行

うことができるか、そういう観点に立つて言うならば、私は、今一極集中からまさに国土の多極分散をしなければならぬ時代、その多極分散のためには何と何との権限が地方にあった方がよろしいかという突破口を求めて、これから一、二年をかけてこの問題に取り組んでいかなければならぬと思ひます。

今、きょう言われて六十三年度の方式に何がでるかと申しますと、残念ながら非力を嘆く以外にございせん。

○柴田(弘)委員 どうもありがとうございます。この分権の問題、私なりの意見もあります。また来週時間をいただきましたので、この論議を進めていくことを約束いたしましたので、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○松本委員長 経塚幸夫君。

○経塚委員 最初に、固定資産の評価がえに関連いたしまして、三、三〇尋ねたいと思ひます。

これは前回の固定資産の評価がえのときに、自治省の事務次官と建設省の事務次官連名でもって通達を出しておられますね。この通達の中身を見ますと、「この土地の評価替えに伴つて、宅地等に対する税負担が増加することを理由として、借地人又は借家人に対し、地代又は家賃の不当な引上げを求める事例が生ずることも懸念されるが、今回の負担調整措置による固定資産税及び都市計画税の増加額は僅少な額であることに鑑み、貴職におかれては、不当な乗値上げが厳に抑止されるよう下記のような要領によつて適切な措置を講じられたい。」こういう通達が出されたわけでありませう。

前回の評価がえと比べてみましても、今回の上げ幅は、特に東京、大阪など大都市においては大きいわけでありまして、もう既に地代、家賃の値上げが何割というふうなことで二倍とか三倍とか、所によつては五倍とかいうような引き上げが通知をされたというふうなことで、これは

大変問題になっておるわけでありませう。ところで、今回の評価がえに伴つて、これは自治省としてはどういふように措置されるのですか。前回同様、乗値上げは抑制するような通達を関係団体に対して示すべきだ、こう考えておりますが、その点はいかがですか。

〔委員長退席、岡島委員長代理着席〕

○渡辺(功)政府委員 ただいま御指摘がございましたように、固定資産税の評価がえ、三年ごといたしますが、三年の評価がえに、御指摘の評価がえに伴います地代、家賃の不当な引き上げを抑止するということにつきまして両次官名で通達をいたしております。

今回どうするんだというお話でございましたが、今回につきましては、ただいま建設省とその点につきまして相談をいたしております。適切な措置をとるよう地方団体を指導してまいりたい、こう考えておまして、その旨の通達を早急に出すように協議中でございます。

なお、過去でも非常に早く出せたときもありましたが、四十八年とか四十一年とかは、もう六月になつて出したというふうなこともございます。そんなことにならないように急いでやりたいということでも協議中でございます。

○経塚委員 今ちょうど引き上げがいろいろと通告をされて、紛争が次々と起こつておる最中でありまして、今御答弁がございましたが、時期を失しないように速やかにぜひひとつ通達を出して指導していただきたい、このことをお願いをいたしておきます。

それから次に農地の課税問題、特に市街化区域内の農地の宅地並み課税の問題についてお伺いをしたいと思います。

最初に大臣にちょっとお尋ねしたいと思ふのですが、これは前自治大臣にもお尋ねしたところなんです。大臣として今日の都市農業の果たしてある役割についてどのようにお考えなのか。これは一つの事例であります。大阪の調査の結果を見ますと、農地の役割について、新鮮な野菜な

る役割について、新鮮な野菜な

どの供給に大きな役割を果たしておると答えられた方が実に六一・四％、それから自然環境の維持に役立つというふうな回答された方も四八・三％に上っているわけでありませう。

私も、今日都市砂漠などと言われている状況のもとで、住民の台所を維持する上からも、それから都市の空間を保全してつり合いのとれた町づくりを進める上からも、さらに防災対策ですね、これは一定の空間がどうしても必要になってくると思うのですが、防災対策上からも、都市農業の果たす役割というものは大変大きいと見ておるわけですが、改めて大臣の見解を承りたいと思います。

○梶山国務大臣 都市計画法上「市街化区域は、すでに市街化を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」とされているところであり、これらの区域内にあつても、都市施設の整備や土地の整理事業等の開発事業が当初予想したように進展していないため、農業経営を継続することが適切であると判断される農地が存在することは事実でございます。また、これらの農地を中心として営まれている都市農業が、今先生御指摘のとおり、生鮮食品の安定供給にそれなりの役割を果たし、また自然環境あるいは空間と申しまうか、そういうものの果たしている環境や防災上の役割、そういう社会的な役割を担っていることも現実でございます。

また個人的には職業選択の自由が保障されているわけでありませうから、原則として私は、本人が農業を営みたい、そして自分が適正な農地を保有している以上、大きな都市計画上の観点があつて私権は制限されるべきではあるけれども、それを全く無にしていいものかどうかというのには考慮に入れないといけない点だというふうに理解をいたしております。

○経塚委員 大臣も都市農業の果たしておる役割については十分その重要性をお認めになつておられると思ひます。

そこでお尋ねをしたいのですが、総務庁来ていらっしゃるんですね。これは新聞の報道で見たわけでございますが、四月七日付の新聞にこう書かれておるんですね。「長期営農地制は廃止 新行革案 基本答申に盛り込む」というようなことで、「六日開かれた土地対策検討委員会の基本答申案起草委員会」で意見集約されたもので、営農を希望する優良な農地は逆線引きによって市街化調整区域に編入」「その他の農地はすべて宅地並み課税の対象にする」ということが報道されておるわけでありませうが、これは事実でしょうか。

○新野政府委員 新行革案においては、土地対策検討委員会というところで、これは昨年の八月につくったわけでございますけれども、ことしの三月まで各方面のヒアリングをやりまして、そしてフリーディスカッションをいろいろ続けてきており、今の段階ではその報告案を取りまとめるべく審議の真つ最中でございます。

それで、土地対策検討委員会での審議は、土地の需要と供給であるとか土地の計画的利用、また都市基盤施設の整備であるとか土地対策にかかわる各般の分野に及んでおりまして、その一つとして市街化区域内農地についても種々の観点から論議が交わされているところでございます。

それで現在、五月末の委員会報告という格好に向けて鋭意審議を進めてまいつておる段階でございます。今後その論議の中には曲折も十分あり得ることとございまして、新聞報道にございまして現在委員会の結論が定まったという段階ではございませぬ。

以上でございます。

○経塚委員 結論が定まったということではない。しかしどうなんですか。結論は定まったということではないけれども、一般紙に報道されておりますような長期営農地制度については原則廃止だというような意見が主流になつてい、この判断してよろしいのですか。その点はいかがですか。

○新野政府委員 現在行われている論議の詳細を

申し上げることは、審議の真つ最中でもありませうから差し控えていただきたいと思います。もうわけございませうが、新聞に報道されたような考え方も含めまして、さまざまな観点から広範な意見が交わされておるという状況でございます。

○経塚委員 微妙な御答弁なんです、最終の意見がまとまっておらない段階ではお答えしにくいというところもよくわかるわけでありませうし、大方の意見はそういう方向に傾いておるというふうな判断できるわけでありませうが、スケジュールとしてこれはどういふふうになつていくのでしょうか。先ほどの話だと五月中に答申。そうすると、答申が出ました後、例えば法の改正など絡みます問題などの手順についてはどんなスケジュールになつていくのですか。

○新野政府委員 お尋ねの点が二点ございまして、審議会自体のスケジュールと、その答申が出た後の手順ということかと思ひます。

まず今後のスケジュールですが、土地対策検討委員会ではこの四月から報告案を取りまとめるための審議に入つておる段階でありまして、今後は五月末に委員会報告をつくりまして審議会に御報告を申し上げるという段取りで現在委員会での審議が続けられており、四月、五月その予定で審議が行われる見込みでございます。

それで、委員会の報告が審議会に上がりましてからは、今度審議会の方でさらに検討が加えられまして、本年六月中には答申をまとめて政府に提出するという見通しでございます。

それと、答申が提出された後の問題でございますけれども、答申がまだ提出されていない段階です。で確定することを申し上げることはできないわけでございますが、答申提出後にそれを受けまして政府として検討がいただけるものと考えております。

特にお尋ねの法律改正、あるいは六十三年度内に法律を改正して実施する、こういうようなものがあるかどうかということも、やはり答申を受けまして関係省庁において具体的な検討をいただく

べき問題である、こういうふうに考えております。

○経塚委員 そうしますと、今の御説明だと六月に答申、それからその後閣議で協議、決定、こうなつてくるわけでありませうが、これは自治省の方へちょっとお尋ねをしたいと思いますけれども、長期営農地制度は現在実施途上ですね。この十年という期限以内に制度の改正というふうなことは、仮に制度の改正に絡むような答申が出てきた場合に、実施途上でも改正というのはあり得るわけですか。その点はどうですか。

○渡辺(功)政府委員 長期営農地制度についてのお尋ねでございますけれども、十年間ということとで、営農を継続するという希望も持ち、また客観的にそういうことが認められるという者について今そういう徴収猶予制度をとつておるということとでございます。したがって、そういう前提も含めていろいろ議論がされておる、その中で偽装農地というふうな問題であるとかいろいろ議論がされて、そして審議会の答申も行われる、こういうことかと思ひます。

法律論といひますか制度的に言ひますと、いろいろ制度が仕組まれておまして、その制度が仮に恒久的な措置として仕組まれておまして、その途中で改革案が出てまいりますれば改革するわけでございますので、十年の途中から絶対に改革できないという問題ではない、そういうふうには思われませう。

○経塚委員 そうしますと、今の局長の答弁では、十年ということになりますとたしか昭和六十七年ですね、あと四年であります。これは今の法令関係で、期限を限り施行されておる法律の中で、仮に五年間とかいうふうに定めてあったものが三年目に法改正されたとかいう事例はあるのですか。私はこれはないのじゃないかと思ひます。

○渡辺(功)政府委員 今直ちに例を出すことはできませんけれども、法律問題としてお答え申し上げます。

げたわけでございます。事柄をどう判断してどういう措置をするのが妥当かという議論とはまたちょっと別でございまして、実はこの問題につきましては今度の審議会におきます論議以前にも取り扱われたことがございます。しかし、ちょうど十年という期限でスタートした制度の途中五年目で一回見直しがございまして、そこで徴収猶予制度を一回切りまして、そこまで営業していれば徴収猶予制度を解除するといえますかそこで一回切る、そういう制度があったものですか、そこで私もとしましては厳正運用という通達によって今指導している、こういうことであります。結局問題はそういうことが適切であるかどうかという判断になるのであって、制度といたしましては、仮に恒久制度であっても途中で変えることはあり得るわけでございますから、法律論を申し上げた次第でございます。

○経塚委員　私も法律論をお尋ねしておるわけ
して、それでその五年を経過して、五年の経過の
上に立つて運用上の改善すべき措置については先
般とられたわけですね。そうしますと、その五年
を経過して、五年間の上に立つて運用上改善すべ
き問題点についてはもう既に明らかにされておる
。そうすると当然のこととして残る五年間は、
当初の予定どおり十年は継続していくものだ、こ
う判断するのは普通なんですね。これは来年が
その五年目に当たるとかいう場合ですとこれまで
別な問題になってくると思いますが、一応五年を
経過して運用上の措置は講じられたわけでありま
すから、後の五年間は続いて当たり前だ。私ども
は、もともと農地は農地並みの課税をすべきであ
って本則宅地並み課税というものに賛成している
ものじゃありません。これ自身が間違いだという
見解をとっておりませんが、百歩譲つた上に立ちま
してもこれは続くのは当然だ、こう判断はできる
わけですけども、法律上十年と限っておいても
途中でも必要があれば変えることも可能なんだと
いうことになってきますと、私はこれは大変重大
な問題だというふうに考えております。

そこで、これは再度大臣にお尋ねをしたいと思
うのですが、もし一般に報道されておりますよう
に市街化区域内の農地が宅地並みの課税を実施さ
れるというようなことになりますと、仮に農業を
続ける意思があったとしてもこれは事実上続けら
れなくなる。私、先般各農協の幹部の皆さん方
にお会いをいたしましていろいろお伺いをしたわけ
であります。これは大阪府下の南河内地区の農業
改良普及所の調査によるわけでありますが、米を
つくった場合には、十アール当たり粗収益が十二
万四千円、経営費が九万八千円、所得が二万六千
円なんです。それで大阪の場合は、これは六十
一年度の固定資産税概要調書によりますと、平均
税額が田んぼで十四万二千円余りになります。
今度評価がえになりますとこれはさらに上がりま
すから、そうすると朝は朝星夜は夜星で一生懸命
やって税金を払ってもなお追っつかない。それで
息子のサラリーを宅地並み課税に入れなきゃ田ん
ぼは持てぬというようなことになりますかねぬわけ
ですね。

何が一番もうかるかと聞きますと、これはイチジクが一番もうかるのだそうです。イチジクは何と十アール当たり粗収益で六十五万円、経営費が十八万七千円、所得が四十六万三千円、これが一番もうかる。そうしたらそればかりやったらどうだ、こう聞いたら、いやこんなのは二十アールが限度だ。市街化区域内で今日二十アールの農地を持っておるといような人はもう本当に減ってきました。もう平均大体十アールあるいは一反五畝ぐらい。いいところはみんなもう放したんですな。それで先祖代々の土地をこれ以上放したんでは仏に申しわけがないといようなことでしがみついてやっている。だからもうかるからといって広げるというわけにいかぬ。大体イチジクつくったらもうかるからといっても、イチジクつくるのはどれだけ苦勞が要りますか。朝市場へ出荷しなければ間に合いませんから、午前一時に起きなあきまへん、こういうわけですな。午前一時に起きてもぎ取って、それで新鮮なまま市場に出荷す

る。こんなこと、今日農業の跡を継ぐのは若いといってももう六十代、これは大変だっせ。こういうことでいろいろお話を聞いておりましたら、宅地並み課税が市街化区域の農地に適用されるというようなことになる、もう泣きの涙で農地を手放さなければならぬことになるな、こういう感じを深くしたのですね。

政府の方は農は国のもととなり、こうおっしゃっている。しかし、大臣御承知のようにだんだん自給率が下がっておりますやろ。穀物が一昨年度ですか三―一％ですよ、八〇％台だったのが。私この間テレビを見ておってびっくりしたのですが、日本人はそばをよく食べますけれども、そば粉は信州だとかなんだとか、どこから来ているのかと思っておりますけれども、どこから来ているんですな。何と神戸の港へ陸揚げしているんですな。カナダから来ているんですってね。それで、たんだどこ産地と名のついたところへトラックで運ぶそうです。天ぷらそばを食べたら、エビはインドだというんですな。揚げるゴマ油はメキシコだというんですな。そして七味は韓国だ、はしは台湾だ。そしたら日本のものは何だといったら、だしを出すところの水道の水ぐらいと違うかというようなことで、まあ何ともうら寂しい思いをしたわけですが、農は国のもとというけれども、もろがだんだんやせてきている。

そこへこの農産物の輸入自由化でもって、牛肉、オレンジに続いて、大阪の農民あたりは、昔は牛に引かれて善光寺参りだったけれども、今度は氣をつけないければあきまへんで、牛に引かれて米が来まっせ、こういうことを言っているわけですね。いずれにいたしましても、私は、農は國のもととなりという以上は、特に最初大臣がお答えになりましたように、市街化区域の農地、農業については、いろんな角度から考えてみましてもこれはやはり保全すべきだ。

こういう観点から見ますと、農地の宅地並み課税というようなのは、先ほどの局長の御答弁では、十年間の年度途中でも必要があれば法令の改

正はあり得るし、また可能だ、こうおっしゃいましたけれども、私は、真に農業を続けたいと願うものは、これは保全すべきだ、こう考えますが、改めてひとつ伺いたします。

○堀山國務大臣 法的な専門知識を残念ながらこの分野で持ち合わせをいたしておりませんので、委員が今おもしろおかしくお話をしていたから、そうだそうだと言いたいのですが、また議事録にそうだそうだと載りますと、あのときこう言つたらう、こう言われても大変でございますから、この問題に正確に答えることにはまいりませんけれども、ただ私は、マクロで農業政策の中から見ますと、いわば都市農業の占める比重というものは極めて少ないものだという気がいたします。ただ、都市農業に頼らざるを得ないというか、生鮮野菜であるとかそういうものの分野、これは確かに先ほど私が申し上げたとおり大変一つの比重を占めるわけでございますし、またいわば都市環境の中で空間を得るということがいかに大切かということも、もちろん都市政策上からも私は認めるわけでございます。ただ、農業全般でいいますと、例えばそれぞれ私たちの優良な農地が減反をし、そういう協力を合っているわけでございますから、都市問題で十アール足らずの農地が農業と言えるのかどうなのかという問題が一つマクロで見ればあろうかと思ひます。

ただ、先ほど私が申しましたように、職業選択の自由が保障されているわけですから、農業をしたい。それから農地である以上宅地並み課税というのが果たしてできるかどうか。現況を現況以外のものに置きかえてみることでできるかどうか。私は、恐らくそのころは都市農地における特例とでも言うべき制度を設けて、宅地並み課税などとは言わないでやることだと思うのですが、それが法律的にできるということになれば、今の状態でいうと、五年なり十年こうやって期待権が発生するわけですから、恐らくそういう法律をつくれれば期待権の喪失になるわけですから、これは経塚委員の方が専門家

こういふところを仮に民有地並みで試算いたしますと、これは一定の物差しでありますけれども、福生市の場合は、六十二年度の交付金が十一億六千万、ところが民有地並みにいたしますと十

九億一千万ですから、差が七億五千万、こうなるのです。それから宇治市の場合には、交付金が四千万であります、民有地並みに試算いたしますと一億一千七百万ですから、差が七千七百万で、これはもう交付されておる額の大体倍近くになるわけですね。私の選挙区の八尾市、自衛隊の基地があります、六十二年の交付金三千三百十九万円が六十三年度は減ってしまったのです。台帳価格は二割アップしておるのですが、交付金は七割減らされておるのです。固定資産税並みに計算をしますと八千九百七万円になるはずであります、実にこれは差が五千八百二十万円になるのです。

だから、固定資産税並みに課税をするかどうかというようなことについては、自治省としては短絡にそうすべきではないという考え方がいろいろあったとしても、この七年間これだけ評価がえが行われて、それでことしもまた行われる。ところが額は七年間凍結だ。基地を抱えておるためにみんなそれぞれ予算が要るわけなんです。先ほど言いました和泉市の場合も一般会計からかなり道路建設の予算を出しているわけですよ。横須賀などもエイズ対策だとかいろいろ大変なんです。

ですから大臣、局長がおっしゃることはわかりますけれども、七年間予算の枠に縛られて動かぬというのはちょっとひどいと思えます。少なくとも来年度の概算要求では、七年間も凍結するというのはこれだけ固定資産の評価がえをやっておるのに一体どういうことなんだ、これは考えてもらわなければ困るということ、五十六年までは数年間でもってずっと一・七倍に引き上げてきたという実績があるわけですから、これは要望すべきだと思ふのですが、その点いかがですか。

○梶山国務大臣 御説のとおり基地交付金及び調整交付金については、国の厳しい財政事情のもとで昭和五十七年度以降前年度同額を何とか確保してきたことは御案内のとおりでございます。六十四年度においても引き続き厳しい予算編成方針に

なると思いますが、基地所在市町村の置かれている実情やその抱えているさまざまな課題を考えると、自治省としては、今委員御指摘のような点を踏まえながら、これから最大限の努力をしてみたいという気持ちでございます。

ただ、これは自民党と政府の間のことでございますけれども、基地交付金というのはいわばゼロシーリングの枠内に置かれておるわけでありまして、マキシマムゼロというか伸び率ゼロということに今まで置かれていたということ、それがいわば論議、基準になつていくわけでございますが、今委員御指摘のように、固定資産税の性格や市町村の置かれておる立場を考えますと、私としてはやはりこれの一定の何らかの対策を講じていくことが基地所在市町村に対する責任ではないかというふうに考えております。

○経塚委員 これはもうどうしようですが、七年間も凍結ですから、十分主張する論拠はあると思うのです。ぜひひとつ増額を要求していただきたい、こう考えております。

次に、合併特例法との関連で幾つかお尋ねをしたいと思つております。

これは合併特例法の審議でもない時期にお尋ねをするのはどうかとも思うのですが、しかし今合併問題は、仙台市との合併問題、それからつくばの合併問題などいろいろと政治的にも問題になっておりますので、今後予測される合併問題なども考慮に入れます、あえてお尋ねをするわけであります。

仙台市と宮城町、泉市などとの合併問題であります、例えばこの仙台市と宮城町の合併、これは突然として出てきたもので、住民の中で大変問題になりまして、合併の是非は住民投票で決するべきだ、こういうことで条例制定の直接請求を行った。何と一週間でもって法定数の二・五倍の署名が集まった。さて、いよいよ署名を提出、こういうことになってきたわけですが、その提出の日に、事もあるうに合併の議決が施行されてしまった。何事だこれはというふうなことになります。

して、それなら、そんな住民の意向を無視するような議会はもうこの際解散をして信を住民に問いなさい、こういうふうなことで議会の解散を求める署名運動が始まりました。これは法定数六千六百六十七でありましたが、これを上回る七千三百九名の署名が集まりました。そしてこれは九月の十八日に提出された。それであややと解散にまで行くか、こうなつたのであります、そうはならず十一月の一日に合併が発足した。日にちにいたしますと、恐らくわずか何日という日にちの差があるかないかという際どいところで、もう対象になる町議会がないようになってしまつたんやからせつかくの署名ももうおしまいだつて、こういうようなことになつてしまつた。住民の方々は、一度ならず二度三度、一体主権はどこにあるのだというふうなことで大変激怒されて、自治省へも陳情に來られたという経緯があります。これは泉市の場合も同じような経緯なんです。条例に基づきまして住民投票をやることはやりましたが、反対が四七％、賛成が五二％、ぎりぎりの賛成で、棄権をされた方を含めると有権者の中では過半数に到底及んでおりません。この合併が施行されました。

それから、つくば市もそうで、これは副市長問題でもめておりましたね。何であんな妙なことをするのかとちょっと関係者に聞きますと、いや、合併になったら市長になりたい人が多くてねと言ふ。それで副市長というのをつくらなければならぬ。前代未聞であります。それじゃ何でその約束を守らぬのだと言へば、それは約束をほごにするかせぬかは市長の権限だというふうなことでこれがめんどというふうなことになる、まあこういう状況が最近相次いでおるわけでありまして、これは最初に大臣にお尋ねをしたいと思ふのですが、これはもう当然のことではあります、境界の変更、市町村の合併等の実施に当たっては、地方自治の本旨はもとより、住民の意見を十分尊重して対処すべきだ、こういうふうな考えののです、大臣、その点いかがですか。

○梶山国務大臣 御説のとおり、市町村の合併は関係市町村からの申請をまつて決定されることからも明らかであり、基本的には関係市町村の自主的な判断を尊重して決定すべき問題でございます。

また、合併の問題は、当該地域の自治のあり方の基本に関する事柄であり、住民生活にも大きな影響をもたらすものである、住民の意向を十分に踏まえて、議会において団体としての意思を決定することが肝要であるというふうに考えております。

○経塚委員 私は若干この経過を申し上げたわけですが、これは大臣が就任されて後になりまして、二月二日に泉市の関係者の方々が自治省に陳情に來られて大臣に陳情書を出したという問題。いや、そんなところまで見ている暇はないとおっしゃるかも知れませんが、これはちゃんと大臣あてに陳情書が出ております。ごらんになりましたか。

○木村(仁)政府委員 陳情につきましては行政局の振興課長が対応いたしましたので、振興課長が承知をいたしております。

○経塚委員 それじゃ、大臣はごらんになつていないようですから、改めてこれはぜひひとつごらんになつていただきたいと思ふのです。

そこで幾つかの点をお尋ねしたいと思ふのですが、先ほど経過で説明を申し上げましたが、憲法十五条では、公務員を選定し、これを罷免することは、国民固有の権利と認められておるのです。この固有の権利は、地方自治法上も保障されておる。それに基つてこの権利を行使したところ、全くタッチの差でもってこの対象になる議会はなくなつておる、さういふこと、これは本当にタッチの差なんです。選挙事務を早めれば十分間に合つた。だから大勢の方が自治省に來られて、私も立ち会いました。自治省、何あれは延々何時間に及びましたかね、自治省、何とか選挙事務を早めるように指導助言できないのか、そして住民の意向が那邊にあるのか、これが

明確になるようにということで指導を求めたという経緯もあるのです。だから、一方では憲法で保障されながら、一方ではこれを軽々といえは軽々に殺すこともできるというような今の法令の関連について、これは矛盾があるのじゃないかと思うのですが、その点は御研究になりましたか。

○木村(一)政府委員 憲法の規定に基づきまして地方自治法が制定されているわけでございまして、地方自治法では地方公共団体の運営は代議制を大原則として構成されておりまして、それを補完する制度として直接請求制度がつくられているわけでございまして。

御指摘のように、宮城町の案件につきましては手続が十分な日数の余裕を持って行われなかったために、法定の手続内では解散の投票が行われなかったということとございまして。そういうことでありますから、現行制度上やむを得ないことではなかったかと承知いたしているわけでござい

○経塚委員 現行制度上やむを得なかったことではないが、十分な日数を計算に入れた上でやらなかった住民の側に何か責任があるかのような今の御答弁なんです。これは私は承でできないと思うのです。言いましたように、憲法を優先させて、国民の固有の権利として保障された権利をとにもかくにも生かしてみようという立場に立つのなら、選挙の事務手続は間に合ったのです。そして、それが間に合うという前提でもってその署名運動が始まったのです。何でもっと早くやらなかったんだと、こうなりますと、それほど時間的ゆとりも与えない短兵急な合併が強行されたというところに、本来ならばそれは一考も二考もすべきでなかったのかと自治省の側としては言うべきですよ。

これは毎日新聞であります、「目立つ仙台市の『あせり』」大きな見出しで「住民の意見くみとって 納得すく合併を」、私も現地へ行きましてたけれども、いろいろな新聞がみんな同じような報道をやっているのです。だから私は自治省とし

ては、私もこれはいつも問題にしますけれども、こんなものに自治省としてそんなことを言うほどの権限がどこにあるのだ、こう言ったら、いや指導だと言った、自治法上もある、いろいろなとおっしゃる。そして肝心の指導助言をしてもいい、こう聞きますと、いやそれはあくまでも地方公共団体の固有の権限でございまして、と使

い分けをされるのです。しかし私は、それは地方公共団体の立場であらうとも、住民の立場であらうとも、自治省の立場であらうとも、基本は一つだと思っております。基本は何かと言え、やはり国民主権、住民主権なんです。この上に立脚した自治の振興と発展をどう図るか、そのために自治省としてできることは一体何なのか、この視

点は立場、党派を超えて共通した問題だと私は思うのです。だから余り批判が出るような合併の推進については、自治省としては、最終的に自治大臣の目を通さなければならぬということになっておるわけですから、やはり助言できるものは助言すべきだと思っております。言うべき観点がちよと違っておるんじゃないかと思っております。

さらにこれをお尋ねします。住民投票制度、これは五十年、六十年の合併特例法改正の際にも附帯決議として出されております。大臣はこの附帯決議が出来ますといつも、決議の趣旨を尊重し、こうおっしゃるわけでございまして、五十年の合併特例法改正のときに、当時の林行政局長が、法の改正に当たっては十分配慮、検討を、こう答弁されておりました。それで六十年の改正のときに、十年前の改正のときにはこれからの改正に当たっては十分配慮、検討、こうなっておるが一体十分配慮、検討したのか、こうお聞きしますと、大林現事務次官、当時の行政局長は、勉強は続けましたが、まだ結論を得ておりません、こうです。今

後さらに勉強を続ける、こうなっています。これは三年前です。それでこれは今どうなっているのですか。六十年のときには、十年前に十分配慮、検討と言ったものだから、十年もたてば結論を出してもらえものだと思つてそれで三年前に聞い

たら、勉強しましたがまだ結論は得ていない、これからまだ検討します。もう結論が出ると思うのですが、これはどうなっていますか。

○木村(一)政府委員 同じような御答弁になります。ましてまことに申しわけないのでございしますが、勉強を続けているわけでございまして、何分地方制度調査会第十六次の答申にもありますように、こ

ういった政策あるいは市町村の廃置分合等について住民投票制度を導入してはどうかという提案をしつつ、しかしながら一方では代議制を基本として議会の権限等との調整を十分にとるようという大変難しい注文もついているわけでございまして、また制度の抜本的な改正にも当たる分野でござい

○経塚委員 これは十三年たつて、そして二回も附帯決議をつけられている問題ですからね。これは私は決断をすればできない問題ではないと思ひます。方法はいろいろ方法を講ずるか、それは方法論としては形式論としてはいろいろなり方があるだろうと思ひます。しかし、基本は住民投票という手段を保障すること。これは私ちよと申し上げましたけれども、泉市の場合はやったんです。いろいろな住民から要望が出たもので、併の賛否について意見を問うという形で、だから、これは現に現行自治法で先行的にやっているところもあるわけでありますから、これはもう結論を出してもいいと思ひます。これは次の法改正までには、次のときもまた勉強ということじやなしに、こういう結論になりましたという御報告いただけませんか。

○木村(一)政府委員 次の法律改正と申しますのは、地方自治法の改正であります。日にも決まっています。いいわけではあります。合併特例法の改正等の意味だと存じますが、その時点までには何

かのより進んだ研究が行われますように努力をしてまいりたいと考えております。

○経塚委員 より進んだ結論が得られるようにというところで、中身は雲か霞か全く玉虫色でございまして。ぜひこれは速急に結論を出していただくように要望いたしておきます。

それから議員の任期を定めた特例法の三条と四

○木村(一)政府委員 法律制定当時のやりとりにおきましてそういった感覚が述べられたかと存じますが、私も私どもは三条、四条の選択はあくまで地域において自主的に選択していくべきものであると考えております。

○経塚委員 これも仙台市との合併問題では大論議になったところの一つなんです。税制の問題もそうでありまして、仙台市と宮城町、泉市などの合併問題では、前の選挙のときにだれ一人として仙台市との合併問題を選挙の公約として掲げた議員さんはおられなかった。それで今回合併をすれば仙台市の任期ということになるわけでありますから、宮城町の場合は三年三月月任期が延びることになる、それから泉市の場合は三年延びることになる。それでこれは住民の直感、すぐいいか悪いか、何だこの合併は、本当に住民本位の合併なのかどうかというような判断の基準として、議員の役得、特権じやないか、給料は一

二項の協議が成立した場合には適用しない。」こうなっている。それで佐久間行政局長の四十年当時の答弁もありますから、私はまず三条を優先すべきではないか、こう考えております。これは今後の検討課題として当時の答弁もひとつひもといていただきます。研究いただきたいと思います。

次の問題でありますが、この合併の決議であります。これはどうなんでしょう。過半数で決まるわけでしょう。ところがその一方では庁舎、地方公共団体の事務所の設置または変更は、出席議員の三分の二以上の同意なんです。庁舎を移す場合には三分の二以上の賛成が要ります。町や市がないうようになってしまふのは過半数で結構です。この解釈はどうしてもわからぬ。事務所、庁舎の移転よりもその町がなくなるといふことの方が軽いのですか。軽いから過半数で結構だということになったのですか。これはちょっと何ぼ考えてもわからぬ。

○木村(仁)政府委員 事務所の位置の変更、設定は三分の二の多数決になっておりまして、市町村の廢置分合の議決は過半数ということになっているわけであります。御指摘のように庁舎の位置の問題も、また市町村合併の問題も地域にとつては極めて重要な問題でございますから、慎重な手続で進めるべきものというふうに理解をいたしております。

ただ問題は、どこでどういう形で慎重を期するかということですが、事務所的位置の場合には、議会が決めてしましますとそこですなわち事務所が動くことになる。そうしますと過半数で決めて事務所がしょっちゅう動き回つたのでは住民も大変迷惑でありますし問題があるということで、三分の二の特別多数という形の慎重を期したのではないかと考えております。それに対して廃置分合の場合には、当該市町村の議会が決めればそれで決まってしまうわけではございませんで、それから長の方意思決定があつて知事に申請をいたしまして、そして知事はさらに都道府県議

会の議決を経て処分をする。しかも、市が縮んでおり、ます場合には自治大臣との協議がある。手続全体として大変慎重な手続になっているわけでございます。

そういつた慎重さと三分の二の慎重さどちらを選んだといへば、恐らく私は地方自治法はでできるだけ特別多数というのは使わないという考えではないかなと思います。と申しますのは、議員というのはみんな同じ資格で選ばれてきた方々でございますから、できるだけ投じる一票が同じ価値であつた方がいいだろう。三分の二の多数にいたしますと、賛成議員二人に対して反対議員一人でイコールになるわけでありますから、逆算すれば票の重みが一對〇・五ということになってしまふわけでありますから、できるだけ特別多数というのは使わない、やむを得ない場合にだけ使うという形ではないかなというふうに考えるわけでございます。そうしますと、むしろ廃置分合については一連の大変慎重な手続をとつて慎重を期していこうという立法趣旨ではないかなというふうに解釈をいたしております。

○經塚委員　ちよつとそれはわからぬですね。合併の場合は自治大臣のところまでこれは上がつていく、こうおっしゃる。しかし基本は議会の議決でしょう、住民の意向を代表する機関の意思決定というのは。これは大臣、ちよつとお尋ねします、私が聞いていることおわかりだと思ひますが、極めて単純なことなんです。町がないようになつてしまふのです、それは議会の議決は半分以上でよろしいですよ。事務所や庁舎が変わるといつたら三分の二以上です。商法でも三百四十三条ですか、解散、合併の際は三分の二以上になつてゐるのです。これは過去においても論議されたところなんです、今局長が答弁をされたような趣旨で今後も押し通すということになりますと、この疑問は解消できせんよ。

私は、やはり本当に住民の意思を尊重するということになりますと、住民投票制度の問題、三条優先の問題、それから少なくとも三分の二以上の

議会の議決を必要とするというような法的措置を講ずべきじゃないかというのも、最初からの質問は全部そうなんですが、これは住民の利害に直接かわかる重大な問題でありますから何らかの検討をしてしかるべき問題だと思ふのです。これは自治省の方も、何で片方半分で片方三分の一なんだ、どっちが大事なんだ、こう問われたら内心はちょっと答弁に困っているのじゃないかなと思ふのです。だけれども、困ってまんねんというようなことを言ったら答弁になりませんから、すらすら言うておるとしか思えないわけでありましたが、ちょっと道理にかなうような筋道を、これは時間もあることでありますが、大臣もぜひ、今後合併問題はあちこちで起こってくるということが予測されますので、検討課題にしたいだきたいと思ふのですが、いかがなものでしょうか。

○梶山国務大臣 お話を聞いておりまして、いわば住民の代表が議員でございますから、確かに議会の議決、地方自治法上過半数というのが大前提であるわけでございますから、通常の場合のことは過半数で決することができる。ただ、その他の場合のいろいろな事例と照らし合わせてみて整合性があるかどうかという問題でございまして、私も過去の経緯をよく承知いたしておりませんので、検討してみたいと思います。

○経塚委員 次に、もう時間もなくなつてまいりましたが、財政問題についてお尋ねしたいと思ひます。

最初にちよつと数字のことでお尋ねしたいのですが、公債費負担比率二〇%以上の団体の数、これは三年間でどういふふうに変わつてきておりますか。

○津田政府委員　公債費負担比率が二〇%以上の団体数は、昭和五十九年度で千三十三団体、六十年度は千三十六団体、六十一年度はそれに四十六団体増加いたしましたして千八十二団体、こういう状況でございます。

○経塚委員　これは五十九年四月十七日の当委員
会での当時の財政局長石原さんの御答弁でありま

すが、「公債費比率が二〇%というのは財政運営上極めて危険な状態でありまして、それなるがゆゑに地方債の発行についてこれを制限する一つのラインとしておるわけでありますから、地方団体の三分の一以上がそういう状況に陥つてというような事態は何としても避けなければいけない。」こう答弁されていますね。どんなことがあつてもこういう三分の一以上に達するということは避けなければならぬ、こう言明をされておつたわけでありませんが、今数字をお聞きいたしますと、五十九、六十、六十一年度とふえてきており、三分の一ということになってきておるわけであります。何としても避けなければならぬというこのかたい決意はちよつとやわらかくなりましたか。

○津田政府委員 二〇%以上を超えるということは地方団体の財政運営として非常に危険な状況にあるという認識は変わりないわけでございます。何としても避けるということは、私どもそういうような考え方でやっておるわけでございますが、いづれにしても、先生御承知のとおり公債費負担比率、分母が一般財源、分子が公債費に充てます一般財源、こういうような算式の中におきまして、地方財政の現状におきまして分母の一般財源の伸びというものが非常に限られている。一方、分子の方の公債費、そのもとは地方債でございますが、地方債の活用を余儀なくされている、こういうような非常に厳しい状況でございます。いづれにしても、趣旨としましては、この公債費負担比率の上昇というものは避けていかなければならない、かように考えております。

○経塚委員 避けていかなければならぬ、こうおっしゃいますけれども、それじゃこれはどうなんですか。六十二年度決算、六十三年度、これはまだ予算が編成をされた段階でありますけれども、さらに六十四年、六十五年、これは三分の一以下に抑え込めるのですか。それともなおふえる見通しなんですか。その点はどうですか。

○津田政府委員 先ほど申し上げましたとおり、公債費負担比率は一般財源の動向と地方債の動

向、これにかかつておるわけでございます。平均的な比率で歳入全体に占めます地方債の割合は、昭和五十八年度九・八、昭和五十九年度が九・一と上がり、六十年は七・八に下がった。しかし六十一年度は八・八、こう上がっています。公債費の原因でございまして地方債の状況でございまして、六十二年は残念ながら補助負担率の引き下げ等の問題もございまして、若干上がるのではないかと。ただ六十二年は、先生御承知のとおり、補正予算の段階で内需拡大のための財源に地方債だけではなくて地方交付税を充てるべきだ、要するに一般財源を充てるべきだ、こういうようなことで三千五百億円確保したわけでございまして、六十三年度は地方債への依存率というものは若干下がってございまして、いざいざにしまして公債費の動向というものは危険な状況にある。私どもとしては、一般財源の充実を図るとともに地方債の活用というものを図りながら、その抑制的な観点というものを十分配意してまいらなければならぬ、かように考えております。

○経塚委員 これは私の前の質問者の際にも論議があつたところでありますが、確かに普通建設事業をとりましても単独事業はふえておる。これは大いに結構なこと、住民の生活に直結する単独事業がどんどんふえていくことは、しかし、中身を見ても、普通建設事業に充てられる財源であります。国庫支出金は、自治省の資料によりますと五十九年度は二九・一％、六十年は二七・三％、六十一年度は二六・三％、これはずっと下がってきております。普通建設事業全体の中での単独事業はふえてきておりますが、国庫支出金の割合というものがこういふように年々低下をきておる。そこへ持つてきていわれる経常費、六十年からの国庫負担削減問題等々もこれは絡んでくる。五十年以来の財源不足の地方債の発行のツケが回ってきておるのに加えて、さらにこういふ新たな要因も加わってきておる。だから石原さんが財政局長当時、何としても避け

なければならぬ、こうおっしゃったことが逆な方向へ向かいつつあるこの根源は、経常費の問題を取り上げてみましても、建設事業の問題を取り上げてみましても、年々歳々国庫負担金とか補助金の財政全体に占める率が下がってきておるというところが主たる原因であることはよいよ明らかなのであります。

そこで、これは大臣にもちよつとお尋ねをしたのであります。六十年に国庫負担金と補助金の削減を三年間延長する際の措置として、暫定措置期間内、三年間で、国、地方間の財政関係の基本的な変更するような措置は講じないものとする、今の総理、当時の竹下大蔵大臣と古屋自治大臣との間で覚書が交わされておるわけであります。にもかかわらず六十二年二千七百七十億、それから六十三年度国庫財政六百九十億、合わせて二千八百六十億ですか。ちよつとよくわかりませんが、千八百六十億でも、国と地方の財政関係を基本的に変更にするような措置は講じないというの、金額何ぼくらいいまでは許容されておるのですか。この覚書があるでしよう、そして物差しがあるはずだと思ふのです。それはどうですか。

○津田政府委員 金額の問題、もちろんそれもありませんが、やはり事務の性質上の問題ではないか。奨励的な補助金ならともかく、いわゆる国と地方との割り勘である、要するに責任分担である負担金等の問題、そういうようなものの性格にかんがみ考慮すべきものではないかと思ひます。

なお、国民健康保険の問題につきましては、先生ももちろん御異論があるのは承知してございしますが、私どもやはり現下の市町村国保の状況というものを考えまして、保険料と国費というものを基本としながらも、現段階におきまして道府県あるいは市町村の一般会計の負担やむなし、このような判断をしたものでございまして、国の責任転嫁、こういうような考え方には立っておりませ

ん。

○経塚委員 国保の財政に地方が負担することの性格論議を私はしているわけではないのです。この六十年の覚書で、今まで一年と約束しておつたけれども、ちよつと済みません、三年間延長しませう、しかしもう国と地方の間に影響を与えるようなことはやりません、こうおっしゃっていたのに、国保は、財政の性格論議、地方負担の性格論議でこれは意見は分かれるとしても、これは百歩譲って除いても構いません、しかしこれは除くわけにいきませんけれどもね。しかしそれでも二千億、こういうことになつてくるわけですから、参考人の意見を聞かしていただいた中に、何だかんだ言っているうちにいつも大蔵省にやり込められてしまふ、こういう参考人の御意見もあつたわけでありませうけれども、これはまさに政府と地方との信頼関係にかかわる重大な問題だと私は思ふのです。

そこで、時間の関係もございまして、いざいざにいたしまして、この公債費負担比率が上昇していく、何としても三分の一を超えるようなことがあつてはならぬと意見をされたことが逆な方向に行つており、そして六十年の覚書にもかかわらず大きな削減がまた六十二年そして六十三年度と続いてきておるという状況。そこで、これは大臣の答弁とも関連をするわけでございしますが、交付税法六条の三の二項の解釈の問題なんです、これはどうなんですか。六十四年度にもとへ戻すということになればそれで財源不足は解消されることになるからという前提で大臣は御答弁をされておられる。しかし、従来の答弁から見ますと、引き続きというのには二年以上ずっと赤字、それからまた見通される三年以降も赤字、二年続いてそれで見通される三年以降も赤字、これは年度でいいまして六十三年度のことですね。そうすると、いや委員はいろいろおっしゃいますけれども、六十四年度国庫負担金、補助金ももとへ戻るといふことになれば財源不足は解消されるんだからもう一年辛抱すればええじゃないか、そうおっしゃりた

いところだろうと私は思いますが、それもまたはつきりおっしゃらないのかもわかりません。これはどつちとも解釈できるわけでありまして、戻す戻さぬという話になりますと、従来の国会の答弁の関係上からいいますと、二年続いてそして三年目以降もということになりますと、国庫負担金、補助金をもとへ戻すかあるいは制度の改正を行うか、これは六十四年度ではなく六十三年度からの仕事になる。私は素直にこれを解釈していると思ふてゐるのですが、それはいかがですか。

○津田政府委員 「引き続き」「著しく」は従来から自治省の見解として申し上げているように、一割程度以上という状態が二年度続き、また見通される三年度以降ということでございます。

そこで六十三年度の問題でございしますが、はしよつて若干結論というのか極めて申し上げますと、補助金カットというのが六十三年度でござい、そういうような暫定臨時措置、それから六条の三の方の地方交付税率あるいは財政制度の変更というものは恒久措置。そうすると、恒久措置の方が先へ走れば、暫定措置と認めることにするのじやないかと私も思ふのでございします。むしろそういう意味では、先生おっしゃるように一年間の我慢というような言葉が若干当たるかも知れませんが、六十三年度の改正をいたしまして六条の三を使つてやれば、補助率カットを永久に認めるということをして先走つて私どもが態度表明することにもなるのではないかと。ここいらは大臣、時々申し上げておるわけでございしますが、端的にそういうような観点もお考え願ひたい、かように思ひうけてございします。

○経塚委員 六十三年度制度改正をやれば補助金カットの恒久化を認めることになるではないかという御答弁であります。私は、それはそういうことにはならないと思ひます。その前に、三年目というのは六十三年度ということはお認めになつてゐるわけですか。素直に解釈すればそうなる。ちよつと六十三年度が二年続いて三年目以降も見

通されるということに当たる年度になるとすれば、これは当然六十三年度。(梶山国務大臣以降だから「と」呼ぶ)そこが違うのですか。それは素直に色眼鏡をかけずに読んだらそういうふうになりますが。引き続きというのは二年以上ずっと赤字。二年以上です。それで三年目、三年以降も赤字だということ。だから六十三年度がそうですが。以降だから六十四年度からだとはなりはしませんが。六十三年度が三年目なんですから、三年以降ということになりますと六十三年度になりますが。そこが素直か素直でないかということなんです。私はひねくれて言っているわけじゃない。ちゃんと書いてあるとおり言っている。私は、当然これは六十三年度に制度の改正または補助金カットを、六十四年ではなしに六十三年度にもとへ戻すべきである、どちらかを選択すべきだというふうに解釈しているわけでありますから、その御意見だけは申し上げておきます。

そこで、時間が参りましたので、これは最後に大臣にお尋ねいたしますが、百歩譲りまして六十四年度補助金カットはもとへ戻す、こういうことであれば、毎年のように各省庁に自治省として概算要求について要望を出されるわけでありますが、この七月の概算要求に対する各省庁への自治省の要望として、六十四年度は国庫負担金、補助金はもとへ戻す、こういうことを御要望なさいますか、それをお伺いしておきたいと思ひます。

○津田政府委員　先般の予算が成立した際の閣議におきまして、私どもの大臣は、切れるという問題を各省庁考えていただきたい、こういうような発言をしております。私ども、これから予算編成作業が行われるわけでございますが、各省庁にも、この法律が、補助率カットというものが六十三年度で切れる、もちろん予算補助等もございしますが、そういうような認識というものは十分していただきたいということは申し上げるつもりでございます。

○樺山國務大臣 六十四年の予算編成時でござい
ますから、ことしの恐らく七、八月ころにはそう

いうことが具体化をされて、そして原則前に戻ると申しますが、三年前と状況が違いますから、率直に言って原則三年前と全く同じとは申しません。財政規模もふえておりますし、いろいろなことがございますので、もろもろの補助の状況を見ながら、今の状況を前以上によく復元できるように努力を払ってまいりたいと思っております。

○経塚委員 財政規模も違うし、完全にもとへ戻すというわけにはまいらぬとおっしゃいましたけれども、しかし、もとへ戻すという以上は三年前にちゃんと戻してもらわないと、何か未練がましいもとへ戻し方はちょっと困ると思いますので、そのことだけを申し添えまして、終わらせていただきます。

○松本委員長 山下八洲夫君。

○山下(八)委員 私は、まだしっかりと勉強して
いないのですが、ちょっと不思議に思ったもので
すから、若干本日触れさせていただきまして、ま
た今後の私の課題としていきたいなと思っている
わけですが、そのことについてまず最初に触れさ
せていただきたいと思います。

それは水価、水道料金の問題であるわけですが、水道には上水道と下水道があるのは当然でございますけれども、まだほかにもいろいろな公営企業があるわけでございますが、特に水道料金というのがどうも最近だんだんと不思議になつてきているわけです。といいますのは、水道自身は県水もあればあるいは市営水道あるいは町営水道といふいろいろとあるわけでございますが、この料金体系が余りにもいろいろではないか。なぜかうなつてゐるのか、この辺がさつぱりわからないわけでございます。

例えば電気料金にいたしましても、日本には九電力会社が民営であるわけでございますが、これは少なくともブロック別で一応料金は同じでございますし、あるいは例えば東電と中部電力とが大きな格差があるか、いや、これもほとんどない。東京に住んでいようと名古屋に住んでいようとあるいは鹿児島に住んでいようと、大変公平に体系

はなっているわけでございますが、水道料金というのは住んでいる場所によって、上水道で四倍、五倍も違ったり、あるいは下水道にいたしまして三、四倍、五倍も違ったり、このような状況になっているわけです。この辺、なぜそうなるのか、ちょっと教えていただきたいと思います、まず最初にお願ひしたいと思います。

○柿本政府委員 お答えいたします。

これは御承知のことだと存じますが、市町村に水道を引かれる場合、当然水道の事業を始める時期がかなり地域によって異なります。あるいは立地条件が異なります。あるいは最近では水源確保につきまして大変難易度が差がございます。そういういろいろないろいろな要素によって原価に相当の差が出でまいりますので、どうしても今おっしゃったような料金に格差が生ずるといふのが現状としてはやむを得ないという状況になっておることは事実でございます。

○山下(八)委員 確かに、埋設された時期によって違うのは理解できるわけでございます。特に水源の問題、水利権の問題というのは大変複雑怪奇で大変厄介な問題ですから、きょうは水利権の問題については触れませんが、例えば時期によって格差がある。これは例えば電話にいたしましたも随分時期の違いはあるわけです。まず、過去の歴

れているわけでございます。

うと、あるいは北海道に住んでいようと、鹿児島に住んでいようと、同じ日本人であれば、これは東京に住んでいようと、あるいは北海道に住んでいようと、鹿兒島に住んでいようと、全く一緒にしろとは言いませんけれども、ある程度公平感があつていいのではないかと、そう思うわけですが、その辺はいかがでしょう。

○柿本府委員 おっしゃるように、水道でござ
いますので、人間の飲み水としてはおっしゃるよ
うなことがあった方が望ましいということとは十分
理解できるのですが、これは一つは、水源のこと
は言わないとおっしゃいましたが、資本費につい
てかなりの差が出てまいります。それからもう一
つは、電話とか今例を挙げられましたこととの違
いとしては、経営主体が全国一本とか都道府県一
本というような形で現実としても行いにくい、こ
ういう点からいたしまして、どうしてもおっしゃ
るように望ましいように持っていくにはなかなか
難しい、こういう現状のためにどうしてもそうい
う差が出てくるということではないかと思いま
す。

○山下(八)委員　確かに資本費は大変かかりますし、早く上水道でも下水道でも完備したところの方が資本費が少なくてすから、安いわけですね。

私は岐阜県の木曾路の入り口の中津川というところに住んでいるわけです。大体中央線を出ていきますと、まず名古屋へ行くわけですね。名古屋は大都市なものですから、随分早く上水道は完備していたわけです。これはちょっと資料が古いのですが、昭和六十一年度の地方公営企業年鑑によりますと、名古屋市が一月十立方メートルですと上水道は五百七十円なんです。私の住んでおります中津川市は二千五百円なんです。これはざっと見ましても、名古屋と比べますと四倍になっていますね。

最近は名古屋は大都会なものですから、私の中央線筋へ名古屋からの転出者が随分あるわけです。よく知りませんが、名古屋はどうも二

カ月に一回水道料金が行っているらしいのですが、こちらへ越してきました人が、まず水道料金の請求書が来る、まあこれは二カ月分、また明くる月に請求が来る、本当に皆さんびっくりされるわけですね、何でもこんなに高いのだと。それは、今お話があったとおり資本費の違いでこうなっていると思うわけです。だけれども、同じようなその続きにしまして、私のところで言いますと、県水といいますが、この県水が、私が住んでいます中津川市、隣の恵那市など五市にずっと同じ水道管で通っているわけですね。それからそれぞれの市町村が買っているわけですから、全部また水道料金が違うのです。下の方が余分に設備費がかかっているじゃないか、その差が出てくるわけでごさいますけれども、そういうことも大変不思議なんです。それは何かといいますと、遅く上水道が完備してきたところほどますます資本費は高くなっていますから、それはみんな上水道の水道料金に転嫁されてくる、そういうことであると思うのです。今下水道の場合は多分全国的にまだ五〇%ぐらいしかありませんので、これからほとんど中小都市は下水道へまた事業拡大していくと思うわけですね。これは下水道だと今度はもっと格差がついてくるんじゃないか。住むところによって本当に随分違ってくる。

ですから、少なくとも、上水道にしましては下水道にしまして、これは生きるという意味では大変重要なポイントを持っている分野の公営企業だと思われたいです。民間企業ですら長年かかって全国同じようにしていくのですから、公営であればなおやりやすいと思うわけです。そういう意味では、そろそろこの格差を広げない、あるいは格差を縮めていく。特に下水道になつてきましたら、今度、下水道はうちには要りませんよという人が、余り高ければ、負担が大きければ出てくると思うわけです。そういうことがないようにするために、今から手だてを考えていった方がいいんじゃないか。

どうしたらいいか。これはパイが小さいからそうなると思うわけです。少なくとも、例えば私は岐阜県でございすが、岐阜県は上水道も下水道も一緒なんだ。あるいは東京都にいたしましても、二十三区と三多摩の水価が違っているわけですが、少なくとも東京都民は同じなんだ。そのようなことをもう真剣になって考える時期にきていると私は感じたわけでごさいます。そういう点でお考え方というのはどうお持ちでしょうか。

○津田政府委員 水道料金の格差、先ほど先生も若干おっしゃられました、私も承知しております。全国平均が一トン当たり百十八円でございますが、愛媛県のある上水道企業団では四百三十七円というところで、三・七倍。それから、今後非常に考えなければならぬ問題として下水道をおっしゃられました、下水道は三・一倍、こういうような格差が出ておるわけでごさいます。

私も何とかしたいと思いますが、この問題につきましてはいろいろな原因というのがあるわけでごさいます。例えば資本費が高騰しておる、こういうような問題につきましては、ある程度一般会計が繰り出すのもやむを得ない。その一般会計の繰り出し経費につきまして財政計画でも計上し地方交付税で措置する、こういうような手だて、あるいは資本費負担というのはどうしても初期にかかると、それからこれを長年月にならず、こういうような仕組みも設けておるわけでごさいます。それから、先生が御指摘になりましたいわゆる広域経営ということも今後の課題、このように私も考えておる次第でごさいます。

いずれにしても、現在の格差というものがこれだということではなくて、私もかなりの努力、もちろん市町村の効率的な経営ということも要請されるわけでごさいます。基本的な問題として制度の仕組み自体に踏み込んで改善策を講じてまいりたい、私もかように考えております。

○山下(八)委員 この問題につきましては、私も

これ以上とやかく今申し上げようとは思っておりませんが、いずれにしても、例えばある市では、水道がせつかく来たから引いた、余り高いから、今まで井戸だったから水道をメーターのところでとめていた、後は今までどおり地下井戸にかえてしまった、そういう人がほとんどふえましてまた水道料金の見込みが狂ってくるものではないか、では取水栓を引いてあれば今度は基本料金を取らうじゃないか、そうやって自治体も条例を変えたりして一生懸命になっているのです。これはやはりせつかくそのようなものが設備され、全家庭が喜んで喜んで使っていた、余りにも格差が出過ぎたという一つの大きな原因があると思つたので、私もこの問題についてこれからはともっと研究して今後の課題としていただきたいと思いますので、きょうはこの辺でこの問題は終わらせていただきたいと思います。

実は私のところに、これは料飲税が中心であります。私が陳情が来まして、私もそれとおりだと思つたものですから、きょう質問をさせていただきます。たいと思つたわけでごさいます。

陳情に見えましてのは全国温泉所在都市協議会と見えていて、二、三回私のところに陳情をいたしていただいているわけでごさいます。『温泉所在都市に対する税財政措置に関する要望書』の内容を見てまいりますと、当然今申し上げました温泉所在都市には特に消防あるいは都市計画、上下水道、清掃事業等の緊急整備が要請されている、ですから温泉所在都市における特別財政需要に対する財源強化のための税財政措置をぜひしてほしいという陳情の中身であるわけです。その具体的な問題として三点がかりあります。この三点ともきょうお尋ねしようとは思いませんが、その中のまず大きな柱の一つといたしまして、『温泉所在都市に対し、料理飲食等消費税の一部』、『この要望書では(三分の一)』と書いてございましてそのままと読まさせていただきます。

できます。『(三分の一)』を市町村交付金として交付されたい。そのほかあと二点はかりございすが、私はこのような要望書をちょうだいしたわけでごさいます。

確かに温泉所在地といいますが、どうしても高いホテルとかそういうもので、消防の問題にしても普通の都市と違って必要以上の設備がまた必要であるでしょうし、特に下水といいたしましても上水といいたしましても宿泊客の多いときには一気にたくさん利用なさる。そういう意味で住民だけの計算ではなく、それ以上のことを考えてきた喜んで来ていただける町づくりをしないといけないと思つたわけでごさいます。そういう意味では、今料飲税が全部県税ということで行つておるのです、そういう中からぜひそういうところへ、多いほどいいと思つたわけ、例えば二分の一の方が三分の一よりはいいと思つたわけでごさいます。が、そういう意味で交付してほしい、そういう陳情であるわけでごさいます。私もこれにつきましては全く同感であるわけでごさいます。そういう意味で、ぜひそういう方向で取り組んでいただきたいというふうに思つたわけでごさいます。いかにお考えでございましてでしょうか。

○渡辺(功)政府委員 市町村におきましては、観光関係施設等に関する財政需要の増大に伴いまして、その財源の一部として料理飲食等消費税の一部を市町村に移譲すべきだということ、特に温泉所在都市にありたいというところはよく承知をいたしております。

しかしながら、仮に市町村に移譲するというような場合には、観光関係施設を有しない市町村もございまして、かなりこの税金は税源が偏在している、そういう問題があります。さらに、県と市町村はそれぞれ独立した課税というものを原則とする現行の地方税制のあり方からいいますと、これに非常に関連してくる問題になる。ただいま委員はまた温泉所在都市町村のことをお話しになりましたけれども、そうでない税目につきましても、それぞれそういう税目に関連のある県

税のあるところではそれを交付してもらいたい、こういうことになるのかという問題でござい
ますからそれはやはりそれぞれの独立税をそれぞ
れに付与するという税源配分のあり方にも関連す
る問題でありますから、これは総合的な見地
から慎重に検討する必要があります。現在の
ところそうした交付金を交付するというような措
置は私も考えておらないわけでございます。

なお、市町村に対する財源措置のあり方につ
きましては、特定の道府県税の移譲といった個々の
税目にとらわれた考え方はなくて、全体といた
しましてこの市町村税財源をどういうふうに充
実するか、地方税財政制度全般を通じて総合的な見
地から検討していくべきものである、こういうふう
に考えているところでございます。

〔委員長退席、岡島委員長代理着席〕

○山下(八)委員 そうしますと、これは比較論に
なると思いますが、娯楽施設利用
税、要するにゴルフ場の関係でございすね。こ
れはどういうお考えですか。

○渡辺(功)政府委員 委員御指摘のように、ゴ
ルフ場所在の市町村には娯楽施設利用税の交付金
があるじゃないか、それは今の答弁と違ふじやない
か、こういう御趣旨だと思ひますが、ゴルフ場所
在市町村は、ゴルフ場の存在というものは非常に
その市町村の中で広い面積を占めていて、その土地
の利用というものを制約してきているというよう
な状態が一つあるわけでございす。そこで、ゴ
ルフ場周辺におきましていろいろな財政需要の問題
は、先ほど温泉の場合には清掃事業とかいろいろ
な財政需要があるというお話がありました。財
政需要の問題はさておきまして、そういう特別
の状況がございまして、ゴルフ場所在の市町村に
対する交付金というものが行われている。したが
って、料理飲食等消費税とかあるいは不動産取得
税とかいろいろほかの税金とはちよつとそこが趣
が違ふ、こういうふうには私も考えているとこ
ろでございす。

○山下(八)委員 私は、ゴルフ場にいたしまして

も、後ほど触れたいと思うわけでございす。が、
偏在しておると思うわけ。特殊事情という言
葉が述べられたが、ゴルフ場の場合どういう特殊
事情ですか。

○渡辺(功)政府委員 その市町村の中におきま
して非常に広い面積を占めておられて、その都市
の土地利用というものを制約しているというよう
な状況の中でそのゴルフ場所在の市町村の状況とい
うものを考えますときに、そうした交付金制度と
いうものが行われている、こういうふうには考
えているところでございす。

○山下(八)委員 私は、ゴルフ場も大変偏在を
していると思ひます。特に温泉地といひま
す。この辺で熱海は皆さん行つてみえると思ひま
すから、熱海といふのはよくわかると思ひま
すが、ほとんど熱海の町は温泉の町だと思ひま
す。住宅はどこにあるのだらう、住民はどこ
に住んでいるのだらう、初めて行くところな感じ
がするくらいホテルといひますか旅館といひま
す。もう密集してるところなわけですね。あれ
もそういう意味ではゴルフ場と同じように、違
た意味での特殊な町だと思ひます。

私の岐阜県も随分あちこち温泉地があります。
例えば平湯温泉とか有名なところは下呂温泉、こ
ういふところは大変有名なところ。これは下呂
町といふ小さいところなんです。温泉の中に町
があると言つた方がいんじやないかと。うぐら
いな状況です。例えば下呂町で申し上げますと、
人口が六十三年度の三月末で一万五千二百九十二
人です。それから、旅館等の最大収容率は幾らかと
いひますと、一万四千四百人です。そういういたし
ますと、山の絶壁の方まで立派な旅館やらホテルが建
つてゐるわけですね。本場に初めて来られる方
は、下呂町民はここに住んでいらつしやるんだろ
うという感じだと思ひます。それぐらい町
全体が温泉地になつてゐるわけにございすか
ら。

そういう意味では、ゴルフ場といふのは、町全
体ゴルフ場というのとはちよつと私の選挙区にはで

きておられますけれども、全国的にばつと見た
場合まだ余りないと思ひます。そういう意
味では、広大な土地を利用して制限されてし
まう、それは私は納得できないわけなんです。
ね。その辺をもう一度御答弁いただきたいと思
ひます。

○渡辺(功)政府委員 まさに今委員が御指摘にな
つたところが、私が申し上げておるところな
のでございす。つまり、温泉の中に町があるとい
うような状態はあり得るのですが、ゴルフ場の中
に町があるといふのはないわけなのでございす。
つまり、温泉といふものはその町の一つの存立の
基幹なのでございまして、またゴルフ場といふも
のを考えますと、ゴルフ場へ来た人はゴルフには
お金を払ひますけれども、もうその外側では消費
行為も行われなければ町に対する貢献といふこと
もない。結局、温泉が出たといふことでそこに温
泉町が生じて人が集まつてきて、そこで経営する
旅館とか商店とかおみやげを売る家とかそういう
ところに對して所得がふえる、そういうことでそ
こに住民も付与されてゐますからふえるとい
ふようなことで、つまりその町の姿の中におきま
すゴルフ場と温泉といふものは違ふじやないかと
いふことを申し上げておるわけでございす。

○津田政府委員 交付税の問題も絡みますもので
ございすので私からも御答弁申し上げますが、
先生御指摘のように、温泉地などは当該住んで
いる人口だけじゃなくて、温泉客といふものの清掃
業務あるいはし尿業務といふものがふえてくるわ
けでございす。そういう意味におきまして、交
付税におきましては、通常は人口でございす。ま
すが、温泉地につきましては入湯税納税義務者数、
入湯税といふのはもとあるわけですが、また
その納税義務者数といふものをカウントいたしま
して、そういうような通常の市町村に見られない
清掃費の増高には対処しておる、このような配慮
を行つてゐるところでございす。

○山下(八)委員 実はこの交付税の審議で、多分
公明党の先生だつたと思ひますが、この料飲税の

問題で若干質問がされてゐるのを私もお聞きした
わけにございすけれども、そのとき答弁で、ゴ
ルフ場があるところは自動車の交通量が多い
とかそういう関係で市町村道の整備なんか随分
お金がかかる、だから交付してゐるんだといふ
ような答弁を私はお聞きした記憶があるわけ
です。

たまたま十年前に、五十二年三月二十二日の地
方行政委員会におきまして、我が党の小川委員が
やはりこの問題で質問をしていらつしやるわけ
です。そのときの答弁が、今ちよつと私が触れま
した、ゴルフ場の周辺では自動車の交通量も非常
に多くなつてゐる、「市町村道の整備にも相当な金
がかかる、こういうふうなことを考え合わせま
して、いわばゴルフ場の特殊な性格を頭に置いて、
ああいう交付金制度があるといふふうに御理解を
賜りたいと思ひます。」このような答弁
がなされてゐるわけですね。

私は逆に、温泉地の方がゴルフ場の周辺より自
動車の量も多いし人も多い、そう思ひます。で
ね。ゴルフ場に日曜日に千人も入つてきま
す。これはゴルフ場は満杯でゴルフなんかできつ
ないと思ひます。そういう意味ではゴルフ場と
いふのはかなり制限をされてゐるわけですね。私
はゴルフをやりたいのですけれども、できないも
のですからやつたことがないですが、例えば三六
ホールあるゴルフ場にいたしましても、日曜日に
千人くらい入つてきますと、これはゴルフをやる
状況じやないと思ひます。かなり制限されて
いると思ひます。そうしますと、一人一台
ずつ車に乗つてきまして、それは道路関係とい
うのは心配する必要はないんじやないか。その
点温泉地といふのは、大体道が狭くてよくに
や山へ登つたり下がつたりするようなところへ大
型観光バスが入つてくる、マイカーは入つてく
る、どんな入つてきて、大体私は思ひますけれ
ども、岐阜県といふのはゴルフ場もたくさんあ
るのですよ、ゴルフ場の周辺でマイカーのラッ
ッシュといふのを見たことがないですけれども、温泉地
周辺といふのは本場に大混雑してゐるのをよく見

かけるわけでは、道路の面から見ても、私はやはりゴルフ場の方が大変優遇されているのではないかと、私に思っています。

特に、私のすぐ隣町でございますが、瑞浪市というところがあります。そこは人口が約四万弱の中小都市です。どちらかといえますと陶磁器産業が栄えているところですが、最近ゴルフブームで、今九つゴルフ場があるわけですが、今一つ申請しておりますし、一つ工事中でございますし、そこへもうすぐ十一もできるわけですね。それこそさっきの話じゃないですけども、ゴルフ場の中に町が出てくるという状況がそろそろ出始めたというふうに思っています。岐阜県は九十九も団体がありますが、小さな町村の団体がたくさんあるわけですが、そこへ行きますと、あそこは山の国でございますから、よく私は町長さんあるいは助役さんに申し上げるわけですが、これからはゴルフ場をやった方がいいですよ、フルシーズン使えるような雪の降らない場所であれば、交通の便、高速道路から近ければ、それは何かというところ、それこそ娯楽利用税が入ってきますし、それだけじゃなく雇用の創出も百人ぐらいいはやっていきますし、こないだのことではないじゃないですかと、よく半分冗談がてら勧めるわけですが、これから温泉をやっても、資本投下の割に過当競争が激しいですから、私は温泉を勧めるよりゴルフ場を勧めたい方だと思っております。そういう状況になっていると思っております。

私は、これは逆に言えば、今の娯楽施設税が市町村に交付されているのは、それによってまた財政基盤が強くなるわけですから大変いいことなんです。同じようにやはり料飲税もしていく、このことが一番大事だと思っております。特に十年前の森岡税務局長さんは、「長期的に検討課題にさしていただきたい、かように思います」という答弁をなさっています。十年一昔と申しますから、十年もたちましたから随分いろいろと今日までお考えもされたと思いますので、その辺を含めて御答弁いただきたいと思っております。

○津田政府委員 料飲税の問題は、実はその淵源からたどりますと、いわゆる保健所やなにかの食品衛生あるいは環境衛生、そういうような県の事務ともある程度関連してあの税というものができているわけでございます。そういうような行政のつながりというものが、それから技術的に、娯楽施設利用税のゴルフ分と違っていて、温泉地というものの、それじゃ温泉地以外のいわゆる料飲街があるものをどうするのか、その仕切りというのは、私も税におったときも研究したわけですが、私どもがなかなかその点が難しい。

もちろん市町村側の清掃であるとか消防であるとか、そういうような財政需要というものは考えなければならぬわけでございます。そういう意味におきまして、税への対応ということも今後の研究課題かと存じますが、私も普通交付税あるいは特別交付税におきまして観光地等については措置しておるわけでございますが、そういうような全般的な対策の中で温泉地の財政需要に対処してまいらなければならぬ、かように考えておるわけでございます。

○山下(八)委員 そういたしますと、十年前の会議録では、市町村に二分の一の交付金という質問がなされております。それに対して、今申し上げましたとおり「長期的に検討課題にさせていただきます、かように思います。このように御答弁なさっているわけでございますが、いずれにいたしましても、交付金制度をこういう形で検討をしていく、このことは確認しておいてよろしいのですね。

○渡辺(功)政府委員 当時の森岡税務局長の答弁も、その前段に「これはなかなか困難であろうという気持ちがあったわけでございます。こういうことを言っておるわけですが、なぜ長期検討課題かといえますと、これは税源配分の問題、それは事務配分の問題と関連する。つまり、県から市町村にどういう形で税源配分をするなら、逆に市町村から県にどういう税源配分をするのか、あるいはその間に、そうではなくて事務配分があった

からそれだけふやすのか、こういう議論でございます。この問題は当時のそういう局長の答弁があらわっているわけですから、いろいろ中で議論したことも私も課長時代ですけれども覚えておりますけれども、そうであれば、むしろその当時大都市に昼間たくさん人が集まってくる、そのために消防だの清掃事業だの下水道事業だのやらなければならぬ、こういったような問題は一体どういふことになるのだろうか。そのとき一つ一つ市町村が県の税金を見て、あれが欲しいという議論を始めたら、やはり税源配分というものの基幹は崩れてしまふのじゃないか。そういう意味におきまして、今後いろいろな事務配分の問題とか、そういうことが関連してあるときには、あるいはそういう問題もあるかもしれないという意味で、やはり長期的な検討課題ということで答弁があったというふうに私も了解しておりました。交付金をやる方向で検討というわけにはなかなかまいらない、こういうふうに考えております。

○山下(八)委員 今の答弁もわからないではないわけなんです。だけれども、正直申し上げまして、小さな町村に一つゴルフ場ができれば、ちよつといいところだと年間六千万円あるいは八千万円という確実な税収が見込まれてくるのです。それで、正直言いますと、最近はそのわけがわからないちよつぽな工場が来るよりゴルフ場が来た方がよっぽどいいですよ。そういう状況になっておるのです。雇用も百人ぐらいいは創出はいたしますね。そこに町村がなぜ一生懸命になられるか。一つは、やはりきちっとした税収が確保できる。もう一つは、それにプラス雇用の創出ができる。これがあろうと思っております。

こういうことを考えていきますと、これから観光リゾートですか、ふるさと財団ですか、そういうものを行おうとする。ふるさと財団というのは、特に観光リゾートなんかに対して、そういう計画を出せば、これからのものは、特交じゃないですよ、交付税で面倒見てもらえるのです。ね。随分優遇されるのです。だけれども、今の

温泉地というのは本当にお客さんの取り合い、必死になつて今生活していると思っております。そういうことを考えましたら、その市財政あるいは町財政というのは温泉地のために逆に窮乏になつてきている、そういう状況も出てきていると思っております。その辺を加味しまして、もうこれ以上時間がありませんからこの問題は終わりたいと思っておりますけれども、ぜひ大きな検討課題にして、それも長期的じゃなくて、過去に長期的になされたのだから今度は短期的と言いたいのですけれども、中期的ぐらいの検討課題としてはつきりとした結論を出していただきたいということを最後にもう一度お願いさせていただきます。

○渡辺(功)政府委員 私ども当時、中でいろいろ議論をしたことでございます。そして、申し上げましたように、そういう大都市でない場合でも、それでは温泉でない観光地所在都市というものが同じような状態であったときどういふことになるか。そうするとこれはどういふことが必要かといえ、先ほど財政局長が御答弁申し上げましたように、やはり地方財政制度全体の中でどういふ措置をするかということしかないのでないかといふことでございまして、検討の結果はいかにしては、なかなかそういう面では検討課題にはならない。事務配分とか税源配分全体の姿に変動があるような場合に議論ということとは絶対ないわけではない、こういうことでございまして。

○山下(八)委員 時間の関係で次へ移らさせていただきます。

NTTの株式の売却益についてですが、これも過去に何回も委員会を議論をされているわけですが、若干このことで質問をさせていただきます。

特に電電公社からNTTに移行した、その激変緩和ということで、固定資産税及び都市計画税で、出資に係る償却資産のうち一定の基幹的な設備に係る課税標準を取得後五年間その評価の二分の一の額とする、そういう法律と、もう一つは事業所税で、当該第一種電気通信事業の用に供する

一定の施設については非課税とする。それから道路占用料、これは二〇％サービスというかカットする。そのようになっておるわけでございますが、この問題も若干もろろ関連するわけでございますが、要するに国がNTT株を売却をし、今日まで六十三年度予算計上額を含めると八兆五百十五億円でございますが、八兆円強、これぐらゐの売却益が入ってくる。これは最終的には国債整理基金特別会計に入っていくということになつていくわけでございます。

大蔵省、いらつしやいますね。そういう中で、私はまず最初に大蔵省にお尋ねしたいと思つてございまして、電電公社をどう育成していった。これは地方自治体には随分犠牲を強い、そして例えばここに電電公社を建てたい、電話局を建てたい、じゃ公有地だけれども譲ってやろうか、あるいは市町村も挙げて一生懸命土地を一緒に探してやろうとか、いろいろな面で協力をしたと思うのです。ですから、そういう意味では大変大きな立派な企業になり、そして民間に移行していったと思うわけ。その売却益というのを最終的には全部国へ持つていく、これはどうも納得できないのですが、なぜ地方には配分しないのか、その辺のお考えを聞かしていただきたいと思つております。

○杉井説明員 NTTの株式売却益につきましては、これが国民共有の貴重な資産であるということにかなりがみまして、国民共有の負債であるところの国債の償還財源に充てることとしておるわけでございます。このこと自体は昭和六十年におきまして制度のにも既に確立されておるところでございます。

○山下(八)委員 貸してくるのも、利子の面倒

を見てもらうから、これはありがたいことはありますが、たいていすけれども、借りたものはやはり返さないとはいけませんのでね。

そこで、今固定資産税及び都市計画税、事業所税、徴収緩和で地方団体にも犠牲を強いっているわけですね。簡単に言いますと、少なくとも徴収緩和で償却資産に対する二分の一の税金しか入ってこないわけですから、残りの二分の一とかそういうものは当然そのそれだけの対象になつて地方団体に戻すべきじゃないですか。最小限そこだけはすべきじゃないですか。その辺はいかがですか。

○杉井説明員 先ほど御答弁申し上げましたように、最終的には国民の共有の財産ですから、国民共通の負債である国債の償還財源に充てるという制度的なところは、なかなかこれを変更するといふわけにはいかないと考えているところでございまして。ただ、六十二年度補正予算から始まりましたNTTの株式売却益を活用した無利子貸付制度におきましては、そういう国債整理基金の円滑な運営に支障を生じない範囲内におきまして、この一部を活用いたしまして社会資本の整備の促進を図ることとしておりますので、これを通じまして地域活性化に貢献するものと私も通じまして期待しているところでございます。

○山下(八)委員 NTTが民営化された、それによる徴収緩和のために固定資産税等を二分の一とする、これは私はいいと思うのです。だけれども、NTT株の売却益というものは優良株で国は大変もうかつているのです。そうしましたら、それからいけばほんの微々たる金額ですね。五年間くらい、地方団体に転嫁させた分くらいは面倒見るべきだと思つていますが、いかがですか。

○津田政府委員 NTT資金の帰属は国債整理基金といふことは、法律上きつちり書いてあるわけでございます。そういう意味では、それ自体を地方財源として活用するといふことは難しいと言わざるを得ないと思つております。ただ、活用の仕方におきましては、先ほど大蔵省が申しております

したように、社会資本の整備をするわけでございますが、その場合にできる限り地域の実情や地方団体の要望に沿つた内容の活用、こういうことにつきましては十分配慮してもらいたい、かように考えております。

○山下(八)委員 では、そういう意味で地方団体が犠牲になつた分だけは、特にそういうところには着目をしていただいて活用をしていただきたいと思います。これは大蔵省を含めて要望しておきたいと思つております。

けさ細谷先生の質問にあつたわけでございますが、私も若干補助金カットの問題で触れさせていただきたいと思つております。けさ細谷先生の方で、新聞記事に出ました大蔵省の考えに對しまして、たしか建設省、厚生省あるいは自治省あたりにも、この話は聞いていらつしやるかということも、それぞれいいえ、まだ聞いておりませんというふうな答弁がなされたわけでございます。

私も全く考えは同じかも知れませんが、「大蔵省は六十四年度以降も社会保障、公共事業分野の高率補助金の補助率カットを継続する方針を固めた。月内に関係省庁との協議に入る。」そして、「大蔵省は五月にも、自治、建設、厚生、運輸、農水、文部の各省OBや学識経験者による補助金問題検討会を設け、本格的な作業を始める。」今部分的に申し上げたわけでございますが、このような記事の流れになつておるわけですが、

大蔵省にお尋ねしたいと思つておりますが、特に今申し上げました、大蔵省は五月にもOBや学識経験者、現職と書いてありませんが、これは現職の自治省、建設省あるいは厚生省、そういうところにはある程度、こういう方法でいきたいんだとか、そういう相談等はなさつていらつしやるんですか。

○杉井説明員 先生御指摘の新聞報道につきましては私も承知しておりますところでございますが、補助金等にかかります暫定措置の期間終了後における補助率、負担率等につきましては、これまでの経緯やこの措置の性格を踏まえまして、諸

情勢の変化あるいは国、地方の役割分担、財源配分のあり方等を総合的に勘案しながら、自治省初め関係省庁とも協議の上、適切に対処してまいりたいと考えておるところでございます。

○山下(八)委員 そういうことを今お尋ねしているわけじゃなくて、こういう問題で例えば大蔵省から建設省あるいは自治省に對して、そのようなことを検討したい、そんな相談とかいうことをなさつておるんですか。打診と申しますか、そういうことを。

○杉井説明員 今お答え申し上げましたように、この取り扱ひの問題につきましては、経済情勢等のもろもろの状況の変化とかあるいは国、地方の財政状況あるいはその見直し、あるいはまた地方の役割分担あるいは財源配分のあり方等、検討しなければならない問題が数多くございまして、現在のところ、大蔵省として確たることをお答えできるような状況にはないということで御理解を願いたいと思つております。

○山下(八)委員 そうしますと、まだ関係省庁には何もお話ししてない、そういうことですか。よくわからないです、今の答弁を聞いています。

○杉井説明員 今も御答弁申し上げたように、大蔵省として現在のところ確たることをお答えをできるような状況にございせんので、大蔵省として関係省庁とお話を進めるような状況ではございません。

○山下(八)委員 確たる状況ではない、これはどうも理解できないんですけれども、この新聞報道によりまして、くだいようですけれども「大蔵省は五月にも、自治、建設、厚生、運輸、農水、文部の各省OBや」OBとなつておるんです。現職じゃないんです。OBや学識経験者による補助金問題検討会を設け、本格的な作業を始めます。」この新聞記事が間違つておるということになれば議論の余地はないわけでございますが、例えば補助金問題検討会、これは仮称になっておりますが、このようなことを今申し上げました関係

省庁のOBの皆さんとは相談する、そういう考え方はお持ちなんですか。

○杉井説明員 繰り返しの答弁になって恐縮でございますが、いろいろ検討を進めなければいかぬ問題が多々ございますので、現在のところ大蔵省として確たることをお答えできるような状況にはないものですから、先ほどお答えしたように、現在のところ大蔵省として何々を提案するというような段階にはなっておりません。ただ、いずれにいたしましても検討を進め、関係省庁とも協議の上、この問題について適切に対処してまいりたいという考え方には変わりはないと思います。

○山下(八)委員 ここで何行たり来たりしていますと時間がなくなってしまうので、これ以上行きたり来たりはやめたいと思いますが、いずれにしましても六十三年度中で補助金カット問題は、当時古屋自治大臣だったと思いますけれども、六十一年から三年間とするという覚書になっているわけでございますから、私といたしましてはこれは必ず実行していただく、また実行していただくかといふ点、そのように思うわけですが、その考えも今のような答弁と全く一緒ですか。

○杉井説明員 先ほどもお答えいたしましたように、この補助金等に係る暫定措置の期間終了後におきます取り扱いにつきましては、これまでの経緯や措置の性格を踏まえまして、各種の問題を勘案、検討しながら、関係省庁とも協議しながら適切に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

○山下(八)委員 大臣、今お聞きしていたとおりなので、大蔵省というのは、余り行ったり来たりしていると時間がなくなってしまうからやめてしまいたいですけれども、今のような考え、今のようなあの体質が大蔵省、怖いんですね。これはよほどしっかりしていただかないと大変なことになると思うのです。

少なくともこの覚書で、六十年十二月二十一日、当時大蔵大臣竹下登、自治大臣古屋亨、その中で「この措置は、今後三年間の暫定措置とす

る。」ときちっと約束されているのですから、大臣、相当な決意で頑張ってこれを実行していただきたいと思うのです。そういう意味ではぜひ迫力ある答弁をいただきたいと思うのです。

○堀山國務大臣 昭和六十四年度以降の国庫補助負担率の取り扱いについては、補助負担率の引き下げはあくまで暫定措置。当時の極めて厳しい財政事情あるいは貿易摩擦の回避等のために内需の振興をしなければならぬ、他方民生活という問題もございまして、そのためには公共事業の拡大を行わなければならないという特殊な事情のもとで行われているものでございまして、暫定期間が終了すれば原則として補助負担率に戻すべきものであると考えておることは変わりありませんし、具体的には六十四年度の予算編成時までに関係省庁で検討、協議の上定められることになろうかと思っております。

この方法論についてですが、私は自治省の中で言っているのですが、この暫定期間が終了した後は自動的にもとに戻るといふのが約束でございますから、もし自動的にもとに戻したくない、戻せない、あるいは別な新しい関係を構築すべきだといふ場合においては、これは契約当事者と言つて大蔵省が悪いわけではございませんけれども、契約当事者である大蔵省、大蔵省側から自治省に申し入れがあって、その納得が得られない限りはもとに戻すべきものだといふ大変厳しいという強い意見を持っているわけでありまして、向こうが検討委員会をまだつくらぬとか検討の機会をまだ持たないといふことは、自動的に復元するだろ、半分あなたの方とこっちの方を向いて言っているわけではございますが、ですから大蔵省がいつ私の方へ申し込んでくるか戦々恐々として待っているのですけれども、幸いに連休前に来そうにありませんから、連休が終わった後からではとても時間的に間に合いませんから、原則もう一回もとに戻つて、その後もう一回土俵をつくり直そうということになるのかなという想像をいたしております。

ただ、私が一つ懸念事項があることは、自民党も政府も野党も挙げて減税減税と草木もなびくというところで、増税は一切相まかりならぬということになりますと、その財源は自然増収。確かに景気的好転に伴う自然増収があるでしょう。それから不公平税制の是正、そういう問題で、果たして今言われている減税額と当然の約束である一兆七千億に及ばんとする補助金カットのものを同時に並行的に解決ができるのかどうか、この辺が、私の心配することではありませんけれども、賢明な議会が、そういう方々が勘案しながら、どちらに優先順位をつけるかは別として、次元が違ふ問題ですから、約束は守らなければ信が立ちません。しかし、国民のいわば減税に対する要望もこれあり、さりとて行政需要、行政サービスを下下させるわけにはいかないとすれば新しい財源を求めなければならぬという、大蔵省も大変ジレンマに陥っていると思っておりますけれども、その辺は賢明な回避をしていただきながら、両方相まつような方法がとれることを期待いたしております。

○山下(八)委員 大変いい答弁をいただきましたから、補助金カット問題はこの辺でおきたいと思いますが、いづれにしましても、もしこれが継続されるという場合は、今の大臣の答弁をお聞きいたしまして、間違つてもないといふことを私は確信いたしましたので、大蔵省はこれでいいです。帰っていただいても結構でございます。

それでは、もう時間がないものですから、違つたことにつきまして数点急いで質問させていただきます。

先ほど、二〇%以上の大変な危険ラインに自治体の三分の一があるような議論がなされたわけではございますが、私は不交付団体のことで一、二点お尋ねさせていただきます。ある意味では意地悪な質問をするわけではございますが、不交付団体というのは意図的につくられている面があるのじゃないかという気もするわけですが、と申しますのは、補助金カットなどの効果をねら

いるのじゃないか。昭和五十六年度では七十九の市町村が不交付団体であつたわけではございますが、昭和六十二年では百七十一市町村と増加いたしております。この間の収入額の伸びが四四%なのに需要額の伸びが三〇%に抑制しているわけですね。地方財政計画でも、五十五年より六十年に一般財源が三二%増加したのに歳出を二%に抑えたところにあるのじゃないか、そういう考えを持っているわけではございません。特に基準財政需要額の増加は、五十六年度二十一兆円より六十二年度二十七兆六千億と三〇%増であります。うち公債費が一兆円から一兆七千億と増加し、実質二九%増にすぎないわけですが、各行政費目に含まれております事業費補正を含めましても、実質的に基準財政需要額は相当抑制されているのじゃないか、そのように思うわけですが、そういうことを全体的に考えていきますと、冒頭申し上げましたように、ちょっと皮肉かも知れませんが、ある面では不交付団体だから大変いような気もするわけではございますけれども、私は決してそうとはとれないと思うわけですが、この辺のこと、私の言っていることが大きく間違つていないでしょうか。

〔岡島委員長代理退席、委員長着席〕

○湯浅政府委員 五十六年度以降不交付団体が増加傾向であるといふことは、御指摘のとおりでございます。それは、全体といたしましては、基準財政需要額の伸びに比べて基準財政収入額の伸びの方が大きいということが原因で、不交付団体の数がふえてくることになるわけではございます。

この場合の基準財政需要額の伸びし方をどうするかというところは、最終的には毎年度毎年度の地方財政計画を決める段階で、歳出をどのくらいに伸ばせるのか、これを五十六年度以降を考へてみますと、国と同一の基調によりまして歳出の規模を極力圧縮するというようなことがございまして、地方の歳出におきましても徹底した節減合理化というものも行われましたし、また財源不足の

関係で地方債への振りかえがあったというようなこともございまして、一般財源ベースでの歳出の伸びというものがかなり抑えられたということが、不交付団体の数がふえた大きな原因であるということはおっしゃるとおりでございます。

しかし、いろいろ地方債や何かで財源措置を受けた結果で、それぞれの団体は地方財政の運営を支障なくやっておるわけでございまして、その地方債の元利償還金の一部につきましては、将来において元利償還金でまた交付税で算入されるという措置も講じられておりますので、長い目でこの問題を見ていただければというふうに考えるわけでございます。

○山下(八)委員　私が間違っただけではないかという話ですが、最近不交付団体が増えてるのは、大体大都市周辺の勤労者の多いベッドタウン、こういうところがふえているんじゃないですか。それは間違っていますか。

○湯浅政府委員 基本的には市町村税の収入の多いところが不交付団体になるわけでございますから、そういう意味では大都市周辺の市町村というのは市町村税の収入が比較的伸びのいいところでございます。ですから、そういうところが不交付になる場合がかなりあることも事実でございますが、他方、例えば発電施設ができて、それで固定資産税がたくさん入るようになったとかいうようなことによりまして不交付になるようなところもございますので、必ずしも大都市周辺だけが不交付になるといふようなことではないのじゃないかと思うわけでございます。

○山下(八委員) 発電所ができて固定資産税がど
んと入る、これは不交付団体になつてもある一定
期間大変税財源が入りますからこれはいいと思
うのです。そうではなく、結局は人口急増地、ど
つと住宅ができる、固定資産税がふえる、サラー
マンですから住民税がふえてくる、市の財政は弱
いけれども結局は不交付団体になつていく、こ
ういふ状況がかなり生まれていふと思うのです。そ
うしますと、不交付団体というのは、金持ちだか

ら不交付団体なんですけれども、決してそうじゃないのですね。そういう意味では、不交付団体になって大變不利益をこうむることは随分多くあるのですよ。だから私は申ししているわけですが、これは間違っていますか。

○津田政府委員 いわゆる大都市周辺の人口急増団体はそれなりの財政需要が伸びますので、それほど不交付団体になるというわけではございません。ただ、県庁所在地であるとかいうようなところは、恐らく事業所の人員配置等もあるのだらうと思いますけれども、法人税割やなんかは現在のようには景気回復いたしますとかなり伸びる。特に証券、銀行等の立地を考えていただければ、そういうところの不交付団体になるということはあると思います。

○山下(八委員) 私の危惧が間違っていたれば大変いいことでございますので、もう一度私もこの問題についてはしかと調べてみまして、宿題に残しておきたいと思えます。

時間がもう余りございませんので、急いで補正係数の問題について二点ばかりまとめてお尋ねしておきたいと思ひます。補正係数は年々複雑になつてきているのではないか。特に種地区分による熊容補正の問題と事業費補正の問題についてお尋ねしておきたいと思ひます。

まず最初に種地区分についてでございますが、行政の質、量の差によります種地に係る地域区分については、普通交付税に関する省令十一條によつてゐるわけでございますが、かなり恣意的なし国のベナルティー政策も見られます。例えば例は悪いわけですが、かつて革新市政でございました横浜市に対して、昭和五十三年度の改正では種地点数を九百四十九点といたしまして九百五十点としかつたために、たつたの一点でございますが、そのために甲の九に格付がなされまして、約五十億円の被害を受けた、そのように言われてゐるわけでございます。その後、五十八年度改正では九百五十一点と、今度は二点ほどふやしていただいたことによつて甲の十に回復されたわ

けです。特に六十三年度、こととしてございますが、五年に一回の種地区分の改正の年でございます。種地は市町村の行政機能、行政の質、量の差を単位費用に反映させるものでありますが、具体的には市町村の規模と都市化による行政コストの变化でもあると思うわけです。

昭和二十五年以前の配付税の時代では、大都市、都市、町村の配分税と区分していたわけがございますし、旧地方財政平衡交付金及びシャウプ勧告でも、大都市、都市、町村の区分を明確にすることとしていたのに、旧自治庁当時は作業で困難とこれを拒否してきた、こういう歴史があると
思うわけです。このため、種地区分が必要以上に複雑になり、理解しがたいものとなつて、先ほど申しましたように恣意的な傾向が強くなつてきているのではないか。

今日はコンピューターの発達した時代でございますし、作業は困難ではないと思いますし、都市圏ないし経済圏の拡大及び都市、町村の自主性の充実から、中核都市を甲地と周辺都市を乙地の二重地を廃止しまして、従来の一種地から二十種地を簡素化するように改めてもいいのではないかと。もしそうでないとなれば、評点方式をまた当然改めると思うのですが、どう改めるのか。その作業は五月か六月だと思ふのですけれども、ぜひその辺の考え方を聞かせていただきたいと思ひます。

○湯淺府委員　普通交付税の基準財政需要額を算入する場合には、御指摘のように市町村の態様というものが非常にまちまちでございますので、それを都市的な形態の程度によりまして種地で分けて、普通態容補正というものをかけるわけでございます。この普通態容補正にかける地域というのは、ただいま御指摘のように従来は單純に十種地に分けていたわけでございますが、その中で、例えば地域の中核的なところとそうでないところとは都市の財政需要を的確に捕捉できないというようなこともございまして、中核的な地域とそれ以外の地域をまず甲と乙に分けて、そして人口集中地区でございましてか経済構造とかか

そういうことで、係数的にこの評点を案分して、それに基づいて普通態容補正をやるということにしているわけでございます。

いるわけでございます。ですから、特定の都市あるいは特定の町村について恣意的に種地を決めるといふことはできないわけでございまして、あくまでも評点基準に基づいて出てきた評点に基づいて普通態容補正をやるわけでございます。特に最近におきましては、市町村の行政需要を捕捉するために、種地ごとに係数を決めますと段階的になつてしましますものですから、評点数によって係数を決めていく、連続的に係数が決まるというようなものをかなり多く採用いたしております。

で、その点の御心配も今では非常に少なくなっているのではないかとというふうに考えております。

なお、この評点数を決める指標につきましては、人口集中地区人口とかあるいは経済構造とかあるいは流出人口につきましては新しい国勢調査の結果が今度出ますので、この結果をしまして六十三年度から算定を行いたいということで現在の作業に入っているわけでございます。

○山下(八委員) この種地区分にいたしましたも少しずつ、だんだんと整理はされてきていると思つてゐるんですね。昭和四十四年で言いますと甲乙丙とあったのが、五十三年度からは甲乙丙となつてゐる、丙がなくなつてゐる。それで今、評点の定め方、人口集中地域あるいは経済構造あるいは宅地平均価格、昼間の人口流入、今度乙種の方は人口の方が流出になつてゐるんですね。確かに東京、この千代田区を中心とする都心部は昼間は周辺からどつと流入してくると思つてゐる。その周辺の千葉県でも、この辺の地名をよく知らないのですけれども、浦安とかそういう地域は昼間は減ると思つてゐる、夜間がふえると思つてゐる。だけれども現実にはもうそういう意味では、その表からいきますと、じゃこの周辺の浦安なんかは乙地になるのですか、そういう意味からいきますと。

○小滝説明員 甲地、乙地の区分につきまして、中核都市が甲地ということでございますが、特に東京周辺の場合に中心都市から衛星都市があつて、また衛星都市の子供の都市というように中核の段階というのがあるございます。そこでそれぞれの市町村が自分に有利になるように最終的に計算をいたしまして、甲地の選択と乙地の選択と有利な方を選択できる、こういうことになつておりますが、具体的な浦安市につきましては現在乙地ということと算定しております。

○山下(八)委員 その上に、最近の五年間というのは大変長いサイクルなんです。ですから、五年に一度でございますから、もうそろそろ今の時代では甲とか乙とか分けなくて、一本で評点を決めていけば十分やうに思ふわけなんです。そういう考え方も検討をする時期に来ておりますから、この際ぜひ検討課題の中に含めておいていただきたいと思ふわけでございます。これは答弁はいいです。

もうあと一分くらいしかありませんから、さっき一言触れました事業費補正の問題について簡単にお尋ねしておきたいと思ひます。

事業費補正は三十七年度に採用されたものでございますが、茨城県での利根川の洪水調整ダムの直轄事業負担をめぐって設けられたと私は理解しているわけなんです。交付税を補助金化あるいは特定財源化するものとして批判されてきたものである。今具体的には次の四種あるが、どのように見直していくのか、その辺をぜひお尋ねしたいと思ふわけなんです。公共事業費の地方負担額を算入する。地方の行政水準の実態に基づき事業費の必要量を算入する。地方負担額のうち地方債で充当したものを元利償還費として算入する。財源不足額を振りかへた地方債の元利償還費を算入する。簡単に言いますと、交付税がどうも特定の団体の補助金のように交付をされている、そういう印象をだんだんと持つものですからこういうことをお尋ねするわけでございますが、もう時間がありませんので、この質問が最後で追加質問をしなくていい

ようなきれいな答弁をぜひいただきたいと思ひます。

○津田政府委員 投資的経費の算入の問題につきましては、かつてはむしろ減価償却方式といううな方式をとつておりました。これは確かに理論的にすぐれております。ただし、例えば港湾がもう百メートルできていますところはその耐用年数の分がかりますが、これからつくろうというところには基準財政需要額が全然出てこないということとで後進県に非常に不満がございまして、むしろ実際にかつた地方負担について措置すべきじゃないか、あるいは事業を執行していく上で地方債を活用した場合に地方債の何%かを見るべきじゃないか、こういうようなことで、社会資本が全部整備された段階では確かに理論的にも説明しやすい減価償却方式がいいわけですが、まだ社会資本の整備が急がれる段階においては、そういうような事業費補正あるいは地方債の元利償還に対する措置、そういうものをかみ合わせなければ均衡ある地域の発展というのができないのではないかと、かように思ひます。

○山下(八)委員 社会資本の整備がまだまだ、そういう意味で減価償却方式はだめだといううな御答弁でございますが、ぜひこれを早く復活していただきたいということを強く要望しまして、時間になりましたから終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○松本委員長 次回は、来る二十五日曜日午後零時五十分理事会、午後一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十七分散会

昭和六十三年五月九日印刷

昭和六十三年五月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局